波朝廷天下評給時仁以十郷分丑度會乃山田原立屯倉丑新家連阿久多督偁磯連牟良助督仕奉支以十郷分竹村立屯倉麻續連廣背督偁磯部眞夜手助督仕奉支同朝廷御時仁初太神宮司所稱神庤司中臣香積連須氣仕奉支是人時仁度會山田原造御厨丑改神庤止云名丑號御厨即號大神宮司支近江大津朝廷天命開別天皇御代仁以甲子年小乙中久米勝麻呂仁多氣郡四箇郷中割丑立飯野高宮村屯倉丑評督偁仕奉支即爲公郡之右元三箇郡損一處太神宮仕奉支所割分由顯如件

依て之を神三郡と云ひ、（○按神三郡とは、神領の三郡と云ふ義也）其後百餘年にして、神郡内に王臣位田寺田百姓の口分田となりし處もありて、甚みだりなりし故に、光仁天皇寶龜五年敕して其三色の田地を割出して、地子は悉く神稅に收むべく割給ひ、（神宮雜例集引太政官符）

神宮雜例集云、太政官符伊勢太神宮司、多氣度會二箇郡堺内授寺田並王臣位田及他郡百姓口分事、上件三色田割出神郷應授他郡田、但禰宜祝位田者、不在此限、三箇神郡逃走百姓口分田地子國司徵納混合官稻事、上件地子稻應收神稅、右二條事、國司依件施行、以前得神祇官解偁云々者、右大臣宣奉勅宣依狀施行者、國並司宣承知依宣施行、符到施行、從五位上行右少辨當麻眞人永嗣、左大史正六位會賀臣眞繼、寶龜五

年七月二十三日、

宇多天皇寬平元年、（卽仁和五年）一代を限て飯野郡を寄奉り、（類聚三代格、神宮雜例集、九年に及て兵亂の御祈の爲に、永世の神領とせられき、（類聚三代格、日本紀畧、神宮雜例集、○按飯野郡は既に神領なりしを、此時又寄し奉る事は、其後故ありて寶龜五年の勅の如く、民どもに分ち給へる事などありし故なるべし）

類聚三代格云、太政官符應以伊勢國飯野郡寄太神宮事、右郡依去仁和五年三月十三日勅、一代之間奉寄彼宮云々、（餘は下文に同じ）

神宮雜例集云、飯野郡、仁和五年三月十三日勅、一代之間奉寄寬平九年九月十一日符、永奉寄、太政官符、應以伊勢國飯野郡寄太神宮事、右郡依去仁和五年三月十三日勅、一代之間奉寄彼宮、大納言正三位兼行左近衛大將藤原朝臣時平宣奉勅、自今以後、永以奉寄、仍須官物官舍等之類准弘仁八年十二月廿五日格行之、寬平九年九月十一日、

醍醐天皇延喜中に、大和國宇陀郡、伊賀國伊賀郡（是は上に云る大倭國造、伊賀國造の奉る所なるべし）、伊勢國桑名、鈴鹿、安濃、壹志、飯野、度會郡（是も上に云る、伊勢國以下の人の奉る所なるべし）の神田四十六町を、朝夕の神饌及供祭料に備へ、又三郡の外に、飯高、壹志、安濃、鈴鹿、河曲、桑名郡、大和、伊賀、志摩、尾張、參河、遠江等封戸、凡三百五十三戸を年中用度に備

へしむ、其他齋宮の用途、諸國の貢進物も亦多し、(延喜式)

延喜式、伊勢太神宮條云、神田四十六町一段、大和國宇陀郡二町、伊賀國伊賀郡二町、伊勢國四十二町一段、(桑名鈴鹿兩郡各一町、安濃、壹志兩郡各三町、飯野郡十一町六段、度會郡十町五段)、右神田如件、割度會郡五町四段、(二町四段太神宮、三町度會宮、)令當郡司營種收獲、苗子供用、太神宮三時並度會宮朝夕之饌、自餘依當土估貿租充供祭料、封戸、當國度會郡、多氣郡、飯野郡、飯高郡三十六戸、壹志郡二十八戸、安濃郡三十五戸、鈴鹿郡十戸、河曲郡三十八戸、桑名郡五戸、諸國大和國十五戸、伊賀國二十戸、志摩國六十六戸、尾張國四十戸、參河國二十戸、遠江國四十戸、右諸國調庸雜物、皆神宮司檢領、依例供用云々、

朱雀天皇天慶三年、將門亂逆の御祈報賽に、尾張、參河、遠江三國、封戸各十烟を奉り、又勅して員辨郡を寄奉り、(扶桑畧記、神宮雜例集)、村上天皇應和二年三重郡を增加へ、圓融天皇天祿四年、安濃郡を奉て宿禱を謝し給ひ、(小右記、日本紀畧、神宮雜例集)、後一條天皇寛仁元年、御願に依て、永く朝明一郡を寄加へ奉り、(小右記、左經記、○按是より員辨三重朝明を道前三郡と云ひ、安濃を東西郡と云へるよし、神宮雜例集に見ゆ、)後朱雀天皇長曆元年封戸百烟を充給ひき、(扶桑畧記)、

扶桑畧記云、天慶三年庚子八月廿七日、尾張、參河、遠江三箇國、封戸各十烟、有勅奉寄伊勢太神宮、又被寄員辨郡、是乱逆間所遂也、また神宮雜例集云、太政官符民部省、應奉加寄伊勢太神宮壹郡、封戸參拾戸事、同國員辨郡、封戸江國拾戸、右從三位守大納言兼右近衞大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣、奉勅件、一郡並封戸、宜奉加寄彼太神者、省宜承知依宣行之、符到奉行、右少辨正五位下兼行内藏頭源朝臣、右大史正五位大蔗宿禰、天慶三年八月二十七日、

神宮雜例集云、三重郡、應和二年二月二十三日省、應以伊勢國安濃郡奉加寄太神宮事、右内大臣宣、奉勅、件一郡宜加寄彼太神宮者、省宜承知依宣行之、仍須件安濃郡官物官舍之類、准弘仁八年十二月廿五日格行之、奉行之權左中辨菅原史天祿四年九月十一日、また安濃郡、天祿四年九月十一日符、三百八十九烟、(宣命文あれど、今之れを畧す、)

左經記云、寛仁元年十一月九日癸卯、以伊勢國朝明郡永可奉加寄太神宮、依御願也、以件郡永奉寄之由、可令宣命者、即傳仰大將、余奉之、令賜官符民部省、

小右記云、寛仁元年十一月八日、壬寅、經賴傳攝政命云、宣命辭別可載、依御願奉寄朝明郡之由者、攝政被命早參由、便可給官符於民部省事、仰經賴、次仰義忠、仰文義、即日記進、應和

二年二月廿七日、日記、(奉寄三重郡、御祈奉賽)、天祿四年九月十一日日記、(奉寄安濃郡、踐祚御祈)、見了返給、

大凡如此御世御世ニ、此大神を崇敬奉る事は、天皇の祖神に坐て、靈德尤大なる大神にまし坐ば、此神を祭て政教を施し給ふときは、天下蒼生みな其教化に順化奉るべき深理ある故ぞかし、かゝれば千萬世までも神領を動すべきにあらねど、王威いつしか衰ふるまにまに、保元平治以來騷亂打續き、又皆敬神の何物なる事を知らず、或は神地に亂入し、神宮に放火する賊黨もありしかど、未だ神領神民を課役に充しものはあらざりき、安德天皇養和元年に至て、平清盛驕奢を極るの餘り、朝廷を蔑如にし、神威を忽諸にし、使者を神三郡に入て兵粮米を充課し、民烟を追捕したりしかば、時人も之れを憎みて、天照太神鎭座以來未だ如此の例なし、其滅亡近きにありと云りき、(○按ずるに、清盛の薨じたるは是年の事也)、源賴朝兵を起すに及て、文を太神宮に奉る時、兩宮に新加の神領を奉り、東國の神領をば、元の如く奉らんと祈申し、(東鑑)

東鑑云、治承五年正月廿一日、戊申、熊野山惡僧等、去五日以後亂入伊勢志摩兩國、合戰及度々、至于十九日、浦七箇皆悉追捕民屋、云々、尋此濫觴、南海道者、當時平相國禪門驕奢之餘、蔑如朝政地也、而彼山依奉祈關東繁榮、爲亡平氏方人、有此企、云云、平相國禪門驕奢之餘、蔑如朝政、忽諸神威、破滅佛法、惱亂人民、近則放入使者於神三郡、(大神宮御鎭座)充課兵粮米、追捕民烟、天照大神鎭座以降千百餘歲、未有如此例、云々、凡兩三年彼禪門、及子葉孫枝可敗北之由、都鄙貴賤之間、皆蒙夢想、其旨趣雖區分、其料簡之所覃、只件氏族事也、また養和二年二月八日、賴朝願書に、古今乃例遠訪天、二宮仁新加乃御領於申立天、伊雜宮遠造替志、神寶遠調進世牟止、所祈請奈利抑東州御領如元久、不可有相違留由、任二宮注文染丹筆天奉免畢、云々、

又手書を常陸國廳に下して、神役の對捍を致す者を戒め、神戶御厨御薗は、勤不勤の論を申さず、知行八箇國內の家人等、給田堀內と雖とも、神領內たるに於ては、一圓ニ充催し、猶子細を申す者は、罪科に行ふべし、凡我朝六十餘州は立針の地たりと雖とも、太神宮の御領ならぬ所あるべからず、(○按賴朝が此語實に敬神の誠に出る所にして、列聖の多く神田を寄し給ふも、亦此義なるべく思はれて甚貴し)、と云て、諸國の地を御厨御薗に寄たりき、(稅所文書參取東鑑)

常陸府中稅所文書に載る右大將家下知書云、伊勢太神宮禰宜等申、東國神領分御裳濯河堤役事、奉副解狀之代々宣旨、拜見之、彼神役事、勅定嚴密之上、當宮より被宛催事、難准余社、何の輩可背哉、而東國神領に居住之家人等、寄事於賴朝、致納法之論、或先例不辨之

由を申、對捍之神領多之云々、此條返々神慮の恐あり、又奇怪に思食也、早く任宣下之旨於
神戸御厨御薗、そのかみ勤不勤の論を不申、不謂其寺社領又不漏頼朝之知行之八箇國内
家人等之給田堀内、於神領者一圓に可宛催也、此上若家人等至申子細者、憚可被注交名、
可行罪科也、且官使をも申付て、任法可有沙汰也、又納法之論事不當、任役夫工米之濟例、
憚可被致沙汰事也、凡吾朝六十餘州は、雖爲立針之地、伊勢太神宮の御領ならぬ所あるべからず、就中平相國世を亂りし時、殊當宮に深祈念仕事ありき、祈精感應して、八幡大菩薩に勅、無止之告ありき、忽彼逆臣をほろぼし、天下干今無爲也、非當宮、御冥助は、爭可亡如此朝敵哉、旁雖爲何事、被宛催事、何人可自由哉、末代又難有歟、仍當宮より役夫工並神税已下訴訟事をば、急速度々裁定畢、返々彼綸宣の催、不可背事也、但又誇此狀有限之神物沙汰、外非分事に爲國人等不致煩之樣に、差正直之使、能々可被成敗也、且又家人等居住の神領、尚難濟事あらば、速に可注給、殊可加下知也、此旨更不可違失之狀、如件、建久五年二月十五日、頼朝、(在御判)

是平氏の朝に滅び、源氏の夕に興る所以にして、人心を得ると、失ふとの機も、又神領を侵すと否とにあり、是以此神を祭て政を發すれば、天下皆其號令に從ひ、此神を敬て教を施せば、蒼生皆其教化に服するの義見るべし、かくて天下諸國の内、大和、攝津、伊勢、志摩、近江、

美濃、尾張、參河、遠江、駿河、伊豆、相模、武藏、上野、下野、安房、上總、下總、常陸、甲斐、飛驒、信濃、越前、越中、越後、能登、加賀、伯耆、丹波、丹後、但馬、若狹、播磨、備前、備中、長門、伊豫、讃岐、阿波等の地、皆神戸御厨あらざる所なし、其數今詳かならずと雖ども、神領の夥き事大抵推測りつべし、(神鳳鈔、神領目錄)、然れども、南北亂離の間に及て、内外宮諸社神殿朽損して、神體雨露に侵され、盜賊推昇て神寶を盜取れども、天慶天祿より以來、宸筆宣命に載て、不易の宣旨を下されし地を失ふを以て、之を修營すること能はざるに至りき、(万一記)

万一記云、文保三年正月十三日、天晴、仙洞評定始也、云云、神事興行事、云云、諸國役夫料已下事、去年有其沙汰、藏人方大藏省注進之、官方分干今不注進、取整可被相催歟、神宮條々先可有其沙汰、内外宮正殿別宮假殿遷座、忩可被遂行、内宮心御柱去年爲鼠喰落云云、内宮、別宮瀧原並等殿舍及朽損、御體被侵雨露、外宮別宮荒祭月讀宮、盜人參昇盜取神寶有假殿遷宮可被奉献神寶而先御代無沙汰也、當代又然、是則用途無其足之故歟、神宮領闕所事、天慶天祿以來、或被載宸筆宣命、或被下不易宣旨、往代奉寄神領也、而當時知行之新主有罪科者、雖被改、被知行神宮官領不可有相違之處、先御代稱闕所、或爲朝恩被知行、男女或寄附佛閣、當御代亦如此、神慮難測、以件所所、被返付神宮云々、内外兩宮正殿別宮仮殿、御裝束並別宮神寶等用可其沙汰云々、

之を以て之を見れば、列聖の多く神田神戸を寄して、天祖天照大神に仕奉る孝敬の心、偶然にあざらると此に至て知るべきなり、應永以來神領次第に武士に押領せられ、僅三分の一を遺せしが、北畠氏の時より神領又減じて、豐臣秀吉の時、神郡を檢地して、度會一郡さへ半は他領となり、二宮の御敷地ばかり殘りしを、既に檢地あるべしとて、石田治部少輔長束大藏仰せて、伊勢に遣はされし處に、秀吉は浩藏主（尼名）の膝に枕し午睡して物に醒はれ、汗かき目覺て、唯今夢に伊勢よりの神使とて、明衣を著たる老翁、劍を抜き我胸をさゝんとすと覺えて、夢さめぬ、是は太神宮の地へ檢地をさしたる故なりとて、即其使を召返し、檢地を留められ、其より宮川の地は守護不入と許り云て、其事終に止たりき既に天下を風靡し、三韓を壓倒するほどの豐臣氏なりしかども、流石に天祖の神領を侵し奉る事は、心に不安思ひたりし故に、かゝる神敎もありしなるべし、畏れて敬ひ奉らざるべけんや、其後二所大神宮の御祭料田も落はて、年を經し處に、東照宮天下を治めしより、宮川の外、齋宮、上野、有爾、竹川の四所にて三千五百石の所を寄附し、寛永中に至て武家領となに押領せられし二見郷千三百石の地をも返し賜はり、又二宮の間鼓か岳も武家領となりしを返し賜はり、前後寄し奉る所、凡七千六百七十六石五斗の神領、又動く事なし、（伊勢名所集、神領總數據朱印帳）、かく神領時に增損ありしと雖とも、數千載の間、假初にも

神領を掠奪ふものなきは、大神の皇孫萬世一統に、天津日嗣を治看（シロシメス）故にこそは坐すべけれ、されど、古に比べては、誠に些少の地なれば、此王政復古皇化隆盛の時に當りては、先づ第一に神領を舊に復し、天祖を尊ぶの義を示し、而して後道を弘め敎を施し給はゞ、觀盥顒若の理に於て、又大に益あらむ、然るを傳へ聞く處によれば、朝廷には神領地を收むるに意ありと云り、もし萬一故なく神宮の地を沒收せられば、天下の人心或は其未曾有の事を驚歎し、或は神殿の朽損を致し、皇祖天神の精靈を安んじ給ふことあたはずなど申し奉らん、然る時は列聖の皇祖を敬ひ奉るの禮に戻り、道と敎への本原を失ふに近し、苟も道と敎の本を失はゞ、遂に西洋諸國の侮を來し、異端邪說の爲めに乘せらるゝの機、亦其中にあり、此故に神領の事、誠に區々言ふに足らざるが如くなれども、其人心興廢に關係する處尤大なれば、在上の君子、大に心を盡し、思を極めて慮らずはあるべからず、

伊勢二所大神宮役夫工米の事、明治二十年三月稿

二所大神宮役夫工と、大嘗會米等とを諸國に課する事の、屢々古文書ともに見えわたるをもて之を考ふるに、延喜の式にいまた其事なければ、夫より後朝廷の御威勢やゝ衰へ坐して、貢稅もすべて古への御制度の如く行はれざりし故に、神社佛寺に課せて、其料の用途を奉らしめ給へるに起りしものなるべし、其起原をば未だよくも考へざれども、己

が所見を記して、江湖の學士たちに問むとするなり、まづ堀河天皇の寛治八年八月廿七日の中右記に、早旦自關白殿有召、則參入、云々、內覽諸國役夫工解狀（備後、備中、播磨、上野、）仰云、上野國、自本有亡弊聞、依て爲實檢、遣使了、云々、九月十七日、於陣伊勢役夫工、國解三通伊賀、越後、遠江、）宛新上卿新中納言被命云、伊賀早可奏下、殘二ヶ國解狀心閑見給可左右者、云々、十月十日、天晴、有政依可請印伊勢外宮役夫工等官符也、十月卅日、伊勢大神宮內外遷宮之比、諸國役夫工等相催之間、多有亡弊聞、過今三ヶ年可被造宮歟、多以同申云とあり、又東鑑建久元年二月廿二日丁酉、造伊勢大神宮役夫工米事、諸國地頭等有未濟之旨、去年十二月師中納言奉書到來之間日者被經沙汰、今日被奉御請文云々、去年極月十二日、御教書同廿四日到來、役夫工米間事、權右中辨親經奉書謹拜見候畢、知行國々者先日任被仰下候旨可加下知候也、抑御免庄々就先度仰令除候之處、信濃、越後、上總等國々可令加免之由、親能下向之度被仰下て候へば、追文令除候畢、（中略）宇都宮、熱田、宮八幡、宮御領所役、事尤可然候、可令進濟之由被仰下候上、重可令下知候也、凡背被仰下之旨致對捍候はん輩は、重て注文にて可令下知候也、朝家、御大事に候之上、廿箇年一度之役に候旁、不可候懈怠候也云々、六月己丑、太神宮役夫工米料事、信濃、國未濟、所々相交之由、造宮使言上之間、被差副雜色時澤於使、可催獻之旨被仰下、云々、廿九日、壬子、諸國地頭等、造大神宮役夫工米事多以有

對捍之間、造宮使頻申子細之間、重被仰下畢、仍日來被經其沙汰、且被觸仰地頭等、且被進請文云々、又常陸府中稅所氏文書、建久五年二月、賴朝在判の文に、役夫工米之濟例、慥可致沙汰事也、凡吾朝六十餘州は、雖爲立針之地伊勢太神の御領ならぬ所あるべからず、云々とみえ、同國賀茂神社、建仁四年三月の文書に、下中郡庄幷鴨部宮內云々、右庄者任鳥羽院、白河後白河御起請之旨被停止大嘗會米役工米以下萬雜事公事畢、事々於自今以後者、一向令免除之處也、云々、また寛元元年四月十日、丙辰、の東鑑に大嘗會用途未濟所々可相催之由、被仰政所、卽施行、云々、また府中惣社文永十一年六月の廳宣に、右大嘗會者天下之重事、諸國之課役口是以所被充召段別三升米也、早任宣旨平均令充催早速可進濟、云々、鹿島神社正應二年五月、造大神宮所の下文に、常陸國鹿島社領料役夫工米事、右當役者依爲朝家無双之重事、不嫌三社領三代御起請之地、不論先例之勤否、證文有無、平均可致沙汰之由、代々雖被定下、自往古無件役勤仕之例之由、於御奉行所被申子細之上者任先例於□

社家方一圓下地進止之地、不可懸催無役一向所遁進也、云々、東寺天承元年三月辨宮符に應早任先例令免除造伊勢大神宮役夫工、充課當寺所領丹波國大山庄、幷攝津國垂水庄事、云々、權大納言藤原朝臣宗忠宣奉勅宣任先例令免除、また建武五年八月文書に、大嘗會米事、院宣如此、於濟例者、雖爲段別參升、以撫民之儀停止雜事以下、課役所省、充直錢參拾文也、

また暦應元年十月文書に、大嘗會米事、院宣御敎書如此、早任被仰下之旨、三代御起請之地、幷三社御領等外者、平均隨田數、來廿三日以前被運送段別參拾文充代錢、於湊河宿者、任配符田之等、可請取之、若令日限違期者、任御事書之旨、嚴密可致其沙汰候、云々、謹上、攝津國諸庄園領主御中、また永和二年十月文に、丹波國大山庄大嘗會米事、諸國寺領平均被免除上者、當國催促暫可被閣之由、被仰出也、また鹿島神社、また永和三年六月文書に、東寺雜掌賴勝申寺領若狹國太良庄流鏑馬役事、右當庄云々、大嘗會役夫工米、及兵粮人夫以下、一國平均之所役等、悉以被免候條、度々勅裁幷御敎書等、載而明白也、云々、また寬正六年八幡供僧引付（十二月十一日）一大嘗會大奉幣米一段別十六文宛幷十分一□以前可有沙汰之由、伯家ヨリ配符、云々、至德元年十二月の文書に、常陸國大嘗會米事、於鹿島社大禰宜治親分者、任先例所令免除也、また文正元年七月留守所下文に、大嘗會要脚若狹國段錢之事、太郎保本所十二町九段廿分一段別八十文宛、右任五月一日之御敎書、當來十三日以前可有究濟、若難澁在所者可令□入部者也、藥王院、應永十二年九月の文に、常陸國吉田郡吉田社供僧神官等申、當社領役夫工米段別錢事、大使亂入之由、供僧等就歎申之、糺明子細候處、於彼社領者依無公田、去承安二年十二月廿九日、役夫工米以下諸公事等勅免之條、公驗明白之上所令免除也、云々、山城祇園神社、元久二年官符に、准官省符地停止官使、檢非違使、國

使、大稅淸稅使等闌入免除役夫工、大嘗會造内裏□貢蘇已下、恒例臨時勅院事大小國役、云々、また北野神社、應永廿三年の文書に、右伊勢造宮（附諸社）御祓大嘗臨時恒例課役等、准三社領三代御起請等之地、永令免除處、動之有催促之輩、云々、太不可然、於向後者、每度雖不被仰出之、悉以永代所令免除也、などあるにて、大抵其趣を知るべし、上に云る賀茂文書に據りていはゞ、神宮役夫、大嘗會米等を課する事は既く白河天皇御世以前の事なるべく、惣社東寺の文に據る時は、大嘗會米は段別に三舛と云御法なりしが、或は撫民の爲に三十文を召し、或は八十文とせられし事、三代起請とは、賀茂文書によるに、鳥羽、白河、後白河の三代なる事も知られたり、なほ役夫工米は、吉田神社（常陸國式社、今茨城郡吉田村にあり）、嘉祿二年文書に、可令任官行事所配符、辯濟造伊勢大神宮役夫公米事、云々、右任配符支配鄕々、愷可令辨濟也、抑當社領先例以准布雖令進濟、於今度者不可有其儀、諸國一同可濟見米、若非見米者、以錢百文宛八舛可令究濟之由、所被仰下也、云々、また寬喜元年の文に、可令催進伊勢內宮役夫工米濟事、右如官行事所配符者、當社領田百五十口地頭給田分對捍之間、已有七石餘之未濟、（本鄕三石七斗、宇喜常磐袴墓三石三斗）、於有田數餘剩者、强不可及沙汰、多以不足之處除彼給田之條、甚不可然、愷不論彼給田、可令催進也、若猶致對捍者、相副神部下遣別使、可令相催之狀、如件、また寶治元年の下文に、下吉田社領鄕々地

頭住人等、可早任先例進濟造伊勢豐受大神宮役夫工米貳拾壹斛玖升壹合事、右件米者希代嚴重之用途也、因茲國領庄園爲臨時課役、平均一同被宛催□任當時濟例、以錢百文宛米壹斗、無怠來九月以前可令京濟之狀、一門仰如件、地頭住人等宜承知不可違失故下、なともみえたり、此等の事猶它の書にも多かれど、遽かに網羅し得べきにもあらねば、今はその大略をかゝぐるのみぞ、

明治十七年四月稿

一代一度奉幣の社の考　附驛路鈴の事

左經記、寛仁元年十月二日丁卯、早旦、畿內七道幷給大宰宇佐使、祿綿官符等七加署令渡外記、次參內可覽神寶等之由云々、頃之參八省御裝束等如常、巳刻許、右大辨被參八省東廊、被行大祓、（是依京畿七道諸神一代一度幣帛神寶等被奉也）云々未、刻源大納言率內記外記史等、從內被參八省、座定之後、大內記義忠、伊勢度會兩宮宣命二卷、入筥覽上卿、々々移著東廊座、（余幷內記、外記、史、召使、官掌同從）中臣忌部進給御幣、次使王進給宣命、退出、次上卿以下歸着北廊、次義忠宇佐香椎宣命二卷入筥、進置上卿前、次諸社宣命卅九卷、入筥進置、次先召宇佐使右衛門佐良賴給宣命、（香椎相加）次々第召使々々給宣命、云々、神寶支配事、伊勢度會宇佐二所（宇佐幷大多羅志女料也）石清水二所、（八幡幷大多羅志女料也）賀茂上下、紀伊國日前國懸已上十一所、各被奉金銀幣各二枚、（納平文筥、在錦折立）云々園幷韓神、稻荷、松尾平野、大和國（春日、大和、大神、石上、率川井、）河內國（恩知、平岡、）攝津（住吉、大羅、生田、長田、已上不充、）驛鈴、東海道（伊勢國多度社、尾張國熱田、駿河國淺間、卅伊豆國三島、下總國香取、常陸國鹿島、）東山道（近江國日吉、美乃不破、信乃須波、上野貫前、下野二荒、陸奥鹽竈、出羽大物忌、卅）北陸道（若狹若狹彦、越前氣比、能登氣多、加賀白山、）山陰道（出雲熊野、杵築、）山陽道（播磨伊口、美作中山、備中吉備津彦、安藝伊都、伎島、五十、）南海道（伊豫大山津見、）西海道（筑前宗像、筑後高良、宇佐、香椎、石清水姬、（肥前阿蘇、）已上卅八所、被奉紫綾蓋一蓋、（四角在金銅鈴、）平文野劒一腰、（入赤漆細撰、）赤漆御弓一張、箭四筋、平文鉾一本、（在鐵身尻、）五寸鏡一面、（在平文錦折立、）平文麻桶一口、平文線柱一本、奉除伊勢兩所幷宇佐香椎等之外者、皆被奉御幣一棒、各絹五疋、錦五疋、糸五兩、以鴈裹、とあるを、北山抄江次第に合せ考ふるに、攝津國の社數、北山に五所、江次第に住吉、加攝津、他社四社宣命、とありて、本書一社たらす、また淺間の下に卅とあるにもあはざれば、あやまりなるべし、山陰道は北山に三所と見え、次第に二社とありて、次第と本書とは打合たれば、北山あやまれるにや、山陽道は本書次第共に四所なるを、北山に五所とし、南海道は日前國懸大山津見合せて三所なるを、北山に二所としたるあやまりなる事、以上の總數四十八所とあるにて、著明を思ふべし、（こは江次第に園

韓神を二座として數へ、伊勢二所宇佐二所石清水一所、賀茂二所を除きたるによれり、）さて總數四十八社なれば、宣命も幣帛も同數なるべきを、左經記に、諸社宣命卅九卷、江次第に伊勢幷宇佐幣料、藏人奏下卅九社幣料、行事辨正家申上卿之後、付藏人奏下、と云るは、いかなる由にか、未た考へ得ず、かくて準川の下に廿、（この總數一座あはさるは、攝津五座あるべきを、本書に四座へたるなり、）淺間の下に卅、（この總數一座あはさるは、攝津五座あるべきを、本書に四座のみを擧たれば也、）大物忌の下に卅、伊都伎島の下に五十なとあるは、社數の目印しなり、（上に擧たる社數、凡五十八所なるを、已上卅八所と本文にいへるは、伊勢度會宇佐二所、石清水二所、賀茂上下、日前國懸を除きて云る數なり、）さて本文に驛鈴の字あるを思ふに、その社々に神寶使の下る時、驛鈴を賜ふ事のありしなるべし、（按攝津國云々、已上不充とあるは、驛鈴の字に引き續く文にて、不充驛鈴とありしを、寫し誤りしにやあらん、若然らば畿内の國韓神以下長田までの社は、いと近き處なる故に、驛鈴を使にあて給はす、其他の國々に下るには、給へりとの事なるべし、）さて驛鈴の事は、小山田與清か考に云、孝徳紀二年改新之詔に、其二曰、初置京師及畿内國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬及造鈴。契。定山河、云々、凡給驛馬傳馬者、依鈴傳符剋數、凡諸國及關給鈴契、並長官執、無長官次官執、云々、天武紀元年、（三丁左）將入東時、有一臣奏曰、近江群臣若有謀心、必告天下、然則道路難

通何無一人兵、徒手入東、臣恐事不就矣、天皇從之、思欲返召男依等、卽遣云々于留守司高坂王、而令乞驛鈴云々、（按孝徳紀に、鈴契はじめて見え、こゝに驛鈴の字面あり、）令義解職員令に少納言三人、掌奏宣小事、（謂公式令所謂、請進鈴印、及賜衣服、如此小事之類是也、）請進鈴印傳符、進符飛驛函鈴、兼監官印、（謂唯得監視蹈印、其印者依律長官執掌也、）其少納言在侍從員内、又公式令云、凡給驛傳馬者依鈴傳符剋數、事速者一日十驛以上、事緩者八驛、還日事緩者六驛以下、（謂四驛以上依文二驛爲差故也、）親王及一位驛鈴十剋傳符三十剋三位以上驛鈴八剋傳符二十剋四位驛鈴六剋傳符十二剋五位驛鈴五剋傳符十剋八位以上驛鈴三剋傳符四剋初位以下驛鈴二剋傳符三剋皆數外別給驛子一人、（謂驛子驛馬爲先行者、凡驛家者人馬必相從、故雖文不云人馬其給也、文云驛子不言傳子、卽明數外亦不可給傳子也、）其六位以下隨事增減、（謂八位以上其初位以下者別有文、故但此令無四剋鈴、若應增給者卽封其所、乘之剋而給也、）不必限數其驛鈴傳符還到二日之内送納、（謂還到於京送納、日限案唐令、使事未畢之間、便納所在官司、今於此令既除其文、故知使人在國之間、仍合隨身也、）又諸國給鈴者、（謂其剋數者依式處分也、）太宰府二十口、（謂管内諸國、亦國別皆給也、）三關及陸奥國各四口、大上國三口、中下國二口、其三關國各給關契二枚、（謂其作契之形制者、須有別式、卽下條隨身符亦准此也、）並長官執、無次官執、（謂有鈴與契、是以稱並、其長官次官

不在者主典以上亦得執掌)按に、令聞書(一條攝政冬良公)に、少納言云々、注ニ請進鈴、云々、鈴ハ驛路ノ鈴也、君ノ使ニ遠ク行時、鈴ヲ給ヒ、又官符ヲ給フ、其鈴ニキザミノ數アリ、其キザミノ數ニ依テ、驛路ノ馬ニノリテ、鈴ヲ振テ遠ヲ經ル也、傳ノ符ト云ハ、傳馬ヲ云也、此符ニモキザミノ數アリテ其數ニ依テ、傳馬ニノル驛馬ハ善馬、傳馬ハ次ノ馬也、是等ノ官符鈴印ナドハ、少納言奉行スル也、賜時モ又返奉ル時モ同シ、ヨテ請進トハ云ヘリ、送付飛驛云々、飛驛ト云ハ、國ニ急事ノ有ル時ニ、早馬ヲ立ル事アルヲ云也、サテ飛驛トハ云也、其時モ文筥ニ鈴ヲ入テ給也、木契ト云テ、木ニキザミヲシテ、其キザミノ數驛ノ馬ニ乘ル也、其書函ニ木契鈴ナドヲ入ルヽ也、(按に驛鈴木契を文筥に入をいへるは誤也、勅符を文筥に納、封印をして、驛鈴傳符を副て給なり、飛驛函は、長一尺一寸六分、廣三寸、深二寸三分のよし木工式に見ゆ、木契は軍事に用る割符也、)云々と見ゆ、驛馬は、大路は一驛に廿疋、中路は一驛に十疋、小路は一驛に五疋、官使通行の稀なる所は、國司斟酌して置く、大路とは山陽道京より太宰府までをいふ、太宰府以去は小路の定也、中路は東海道山東道也、自外は都て小路とす、驛戸の民これを徭役し、馬は軍團の牧馬を用ひ、馬闕失あれば、驛田の獲稻をもて市替て充、傳馬は各郡各五疋、はた軍團の官馬を充る也、さて一日十驛は、廐牧令に、毎三十里置一驛とあれば、三百里なれど、必然定れるにもあらず、公式令に、行程馬日七十里、步五十里、車三十里云々、拾芥抄に、六町爲一里定、云々などみえ、制度通に、古本朝の一里は、今の五町許といへり、和名抄國郡部に、諸國上下の日數を載たるに、武藏に府在多磨郡、行程上廿九日、下十五日と見ゆ、今の卅六町道にて、百卅里許の間を、事緩の往來下十五日上廿九日なれば、他も推て知べし、そが中大和國國府在高市郡、行程一日などあるは、近里にて上下の日數を分つに及ばざる所なればなるべし、剋數はその鈴傳符に、馬數を剋付たるをみて、その數に從て驛傳馬を出す也、令集解六云、給驛傳馬者未知何人乘傳馬、答廐牧令云、公使須乘驛及傳馬、又云、官人乘傳馬出使者、卽知公使所乘也、但事急者乘驛、事緩者乘傳馬、宜應云耳、問傳馬行程、答師云准馬七十里條とありて、急使は驛鈴を先だてゝ、驛馬に乘、緩使は傳符を帶て、傳馬に乘て往來せる也、或は下急上緩には、下驛鈴馬、上傳符傳馬、上下急は共に驛鈴馬、上下緩は共に傳符傳馬にて往來する事時宜處分に依べし、然て驛馬一疋に驛子一人、驛鈴を執て引導し、傳馬には傳子一人隨行す、驛馬は執鈴驛子の數の外に、驛子一人を從はしむ、これらは道しるべ、又は駄馬、具物守護のため也、驛鈴は急使の用ふる物ゆゑ、萬葉集十四の卷、(十七丁右)雜歌に、須受我禰乃、波由馬宇馬夜能とよめり、(須受我禰乃、波由馬宇馬夜能、都追美井乃、美都乎多麻倍奈、伊毛我多太手欲、こは鈴か音の早馬驛也、驛鈴の聞ゆるは、早馬なれば、かくよめり、塘井は郵驛には馬にかふ料の用を設

置るにて、塘して溜たる井水也、その井の水を妹が手より、直に給へと也、)同集十八の卷(廿七丁右)に、須受可氣奴婆由麻久太禮利、といへるは、私の早馬にて、驛鈴を懸されば也、(大伴宿禰家持、先妻不待夫君之喚使自來時作歌、左夫流兒我、伊都伎之等能爾、須受加氣奴、波由麻久太禮利、佐刀毛等騰呂爾、仙覺抄に、さぶることは、遊行女婦の字、すゞかけぬ、はいまくたれりとは、云々、是は家持の宿禰の越中にいたりて、在國の間、あそび姫さぶりことを思ひけるに、家持が先妻不待夫君之喚使、自來たれば、鈴かけぬはゆまくたれりといふ也、云々と見ゆ、自注に言佐夫流者、遊行女婦之字也とあり、伊都伎之は、上の長歌に、左夫流其兒爾、比毛能緒能、移郡我利安比弖、爾保騰里能、布多理雙坐、云々、九の卷に、紐兒爾、伊都我里座者云々、などの伊都我利の約語也、伊は發語、都我利はつながりにて、番雙などの字をツガヒよとむ、はたおなし詞也、等能は殿也、佐刀毛等騰呂爾は、里も動にて、里中も轟さわぐばかりに、先妻が下着せるよし也)六位以下、八位以上の官人は、其事に依て、驛鈴傳符を給はりて、定數はあらざる也、然て驛鈴傳符ともに歸京の後、二日の內返納する也、使者官人下れる國に逗留の間は、其所の官司に納置き、宮司なき所にては、隨身すること今の世の御朱印御證文の如し、諸國に鈴を給、其尅數は式の所分に据て定る也、式所分とは、臨時にさはくをいふ、さて管內諸國とは、大宰府は九國を支配すれば、支配下の國々といふよし也、

三關は伊勢の鈴鹿美濃の不破越前の愛發なり、大國上國中國下國の差別は、職員令民部式職原抄などに見ゆ、給鈴は其國府に給置鈴にて、官使發遣の時の給鈴とは別也、關契は伊勢美濃越前の三國司に給はり置て、官使隨身の符に合せて通行せしむるをいふ、關を過る時の割符にて、傳符などの類也、傳符は緩使に用ひ驛鈴は急使に用ひ、關契は關剗に用ふ木契はた關契の一名なり、內裏儀式、少納言尋常奏式條に、少納言就位奏曰、太政官奏久、某國某使等乃進體留若干剋乃鈴若干口、若干剋傳符若干枚進止申、勅曰收之、稱唯、又云某事爾緣弖、某國某人爾給若干剋、鈴若干口、若干剋傳若干枚官符若干枚合賜流鈴若干口、傳符若干枚、官符若干枚爾、印賜止奏勅曰取之、稱唯云々、太政官式に、左辨官(右辨官准此)某國正稅帳使、官位姓名所進若干剋驛鈴一口、其國守位姓名赴任日所給若干剋傳符一枚、右驛鈴一口、傳符一枚、請進、下某國爲正稅帳使官位姓名事畢還任事、一通若干剋、驛鈴一口、下某國爲位姓名任守事、一通若干剋、傳符一枚、民部省下某國爲給官位姓名食封事、一通、右三通請內印、幷驛鈴一口、傳符一枚云々、(下畧)右等の文にて、鈴剋傳符剋の剋は、その鈴符に驛傳馬を可出數を剋付たるよし知べし、さて古書に、鈴印とあるは、驛鈴と內印との二種をいへる也、(公式令義解五丁右、及集解延喜主鈴式、二中歷請印歷)後には鈴の事のみを鈴印といひけんとおほゆるもあれと、(禁秘鈔大刀契の條和漢朗詠集本六卷十

三丁左永濟注)そは誤也、鈴剋とは、驛路鈴に數の剋ありて、乘驛の官使往來に、其剋數に從て、驛馬を出す也、たとへは驛鈴十剋には、驛馬十疋、八剋には八疋、六剋には、六疋、五剋には五疋、四剋には四疋、三剋には三疋、二剋には二疋宛出すを云ふ、こは急使にて一日に或十驛以上、或八驛、歸路には六驛以下四剋以上を經る也、每馬龥人の外に驛子一人宛副て扶助し、惣ての馬に執鈴驛子一人進て先行す、この傳令の鈴の聲をきけば、道路の人、公使の往來と知て、けいめいする也、(公武令義解、同集解、令聞書、少納言の條、孝德紀三年の條、延喜太政官式)傳符の剋は、符に剋數ありて其數に從ひ、傳馬を出すや、乘傳の使に、傳符三十剋に、傳馬三十疋廿剋に廿疋、十二剋に十二疋、十剋に十疋、四剋に四疋、三剋に三疋を出す也、これは緩使にて、經過の里數定りなし、每馬龥人の外に傳子一人宛副て送致せり、(所見同上)驛鈴の體は、下總葛飾郡吾嬬神社の藏物、常陸鹿島郡正等寺の藏物に、剋數ともいふべき筋を彫たるあり、これ眞の古物なるべくや、其外六角に作れるは、禁秘鈔などに据て僞造し、或は剋數の彫筋なき、はた僞造のものと見ゆ、其圖いづれも集古圖驛路鈴考に載たれば、みて知るべし、傳符は緩使に用る符にて、もと竹符に起れり、竹符は竹を二節かけて、長六寸に剪二ツに割て左右兩片の裏に字を記して、それを合せて契信とす、使の持物なれは、竹使符といひ、字も竹に从付に从は、竹の兩片を付て證を知ゆる也、俗にソリフと

いふも、割符の義也、銅虎符あり、隨身魚符あり、木契あり、いづれも竹符より轉れる物と見ゆ、(劉熙釋名漢書高帝紀上注、說文、字彙、三才圖會器用二、公式令抄)傳符の體製はらねば、いかにとも知がたけれど、唐制に雙龍符、麟符、青龍符、騶虞符、朱雀符、玄武符、(唐六典八卷符寶郎條)などの銅製あれば、さるたぐひなるべし、これにも剋數ありて、其數に從ひ傳馬を出す事、已にいへるがごとし、抑驛鈴は急使に用ひ、傳符は緩使に用ひ、關契は關剋に用ひ、木契は軍事に用ひたるなり、飛驛はその書式、公式令(義解七卷十丁左)に見えて、勅書及官符などを函に封納して、それに驛鈴傳符をそへ、馬部これを持て、道中へ發向を、飛驛函鈴といふ驛傳の官司この鈴と符とを見聞して、驛馬傳馬を出し、前途へ送致す事、今世の御用、早飛脚といふものにおなじ、太神宮式に、凡驛使入二太神宮堺一者、到二干飯高郡下樋小河一止二鈴聲一、云々倭漢朗詠(雜部山水)に、漁舟火影寒燒浪、驛路鈴聲夜過山、(秋夜宿臨江驛、杜荀鶴)永濯注に、昔將門ガ東ニテ謀反オコシタリケルニ、宇治民部卿忠文ヲ大將軍トシテ、追討ニ下サレケルニ、駿河國清見が關ニヤドリテ、海邊ナレバ、軍監清原滋藤ト云ケル者、夜更テ此句ヲ詠ジクリケレバ、將軍聞テ涙ヲナン流シケルト、大江時棟ガ記ニアリ云々、(江談抄にも此事あり)源平盛衰記(驛路鈴事條)に、眞盛宣旨ヲ蒙テ、例アル事ナレバ、節刀ヲ給ハリ、鈴ヲ給リ、大將軍ノ禮義振舞テ、弓場殿ノ南ノ小戸ヨリ罷出、ユヽシ

クゾ見エシ云々満見ガ關ニ宿リケリ云々、軍監清原滋藤ト云者、副將軍民部卿忠文ニ伴テ下リケルガ、此形勢ヲ見テ、漁舟火影、冷燐波、驛路鈴聲、夜過山、(○寛按上文に據るに波は浪の訛りなり)ト云唐歌ヲ詠ジケレバ、云々驛路トハ旅ノ宿ナリ、鈴ノ聲トハ大國ニハ馬ニ鈴ヲ付テ仕ヘバ、ヨモスガラ旅ノ馬山ヲ過ケルヲカク云ケル也、云々など云ふ事もみえたり、(○寛云以上本書の大要を採て、いと節畧て記せるなり、)と云り、驛路鈴に鈴數ある事これにて明かなれど、其圖なくては、いかゞと思ふもあるべければ、茲に其圖を寫して知らざる人の考證に備ふ

下總國葛飾郡吾嬬神祠所藏驛路鈴圖

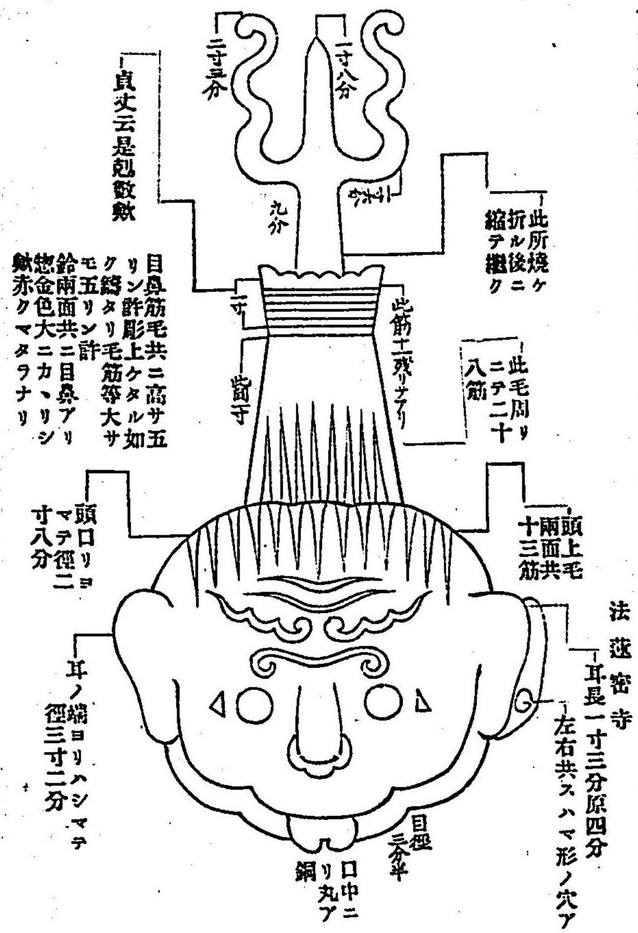

常陸國鹿島郡正等寺所藏驛路鈴圖

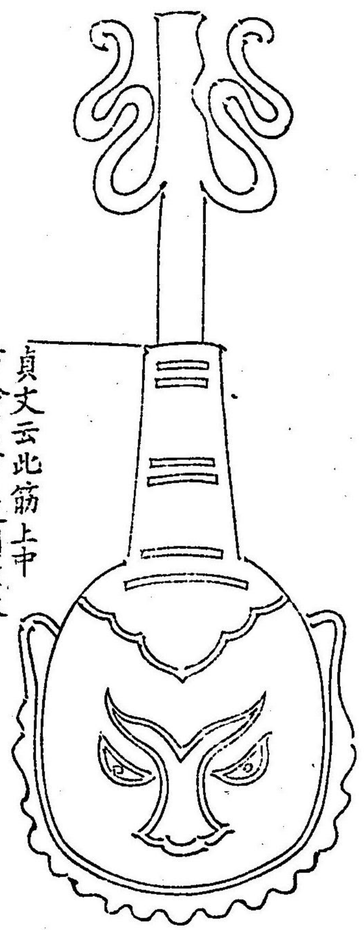

林信智所題鹿島正等寺所藏驛路鈴圖贊并序

先王之政足以徵於今者莫如器故其器存則其政可傳而記焉其器亡則豈惟政而已乎併名無聞矣驛鈴之爲器雖微　王代所傳而或行師或差使則必賜之以來　王命其過驛也振以給馬猶道人振木鐸以徇于路也職員令延喜式所謂飛驛函鈴者是也天慶年中清原滋藤從藤原忠文過清見關之日吟杜荷鶴驛路鈴聲夜過山句至今爲美談亦可以證矣然其器絶無而僅有者世無得而見焉常陸國鹿島郡正等寺所藏其形勁正其製朴古圖以傳諸好古者於是　照代之文物燦然庶乎不愈也源康懿君問其圖有所感而請贊其首因贊曰、

前代之器　鈴云乎哉　餘音安在　遺象此來
迢遙驛路　荏苒風埃　考古博古　惟其所裁

林信智禹玉甫書

壬子夏五月下澣

音にのみ傳へきくなる、はゆまちの、
すゞのふること、猶たづねはや、

天明四年甲辰二月八日

伊勢平藏貞丈書

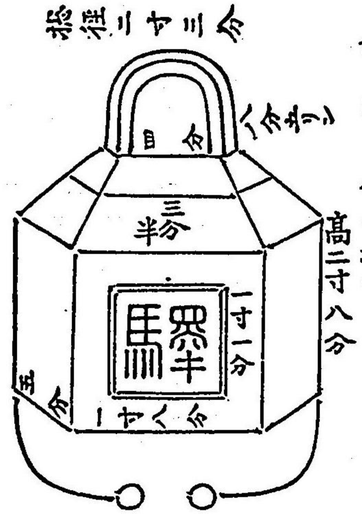

隱岐國造藏墨蹟ヲ以テ摺之
驛鈴文字緣ヒニヲキアケナリ唐
銅ヲ以テ作之捻重

裏ノ方

足水家藏

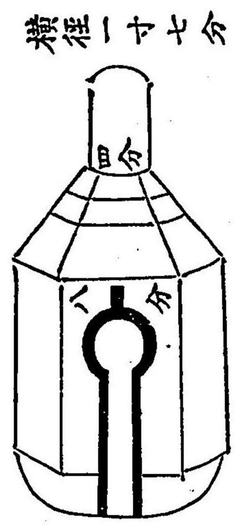

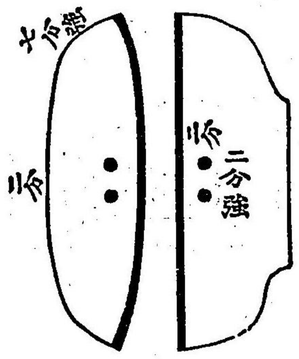

大サ如此

以上伊勢貞丈ガ驛路考ニノスル所ノ圖ナリ

驛鈴圖

コノ圖ハ下野國都賀郡木村ノ民淵名太郎左衛門所傳ノモノヲ我水戸市木村傳六ノ家ニ藏セルヲ寫シトレル也今ハ伊勢神宮ニ納メタリ

備前國高藏神社新嘗祭の遺風　附信濃善光寺内年神堂の事　明治廿六年六月國文學所載

わが皇大朝廷に太古より傳はり來つる大嘗新嘗の御祭は、皇祖皇宗に孝敬を盡させらる、報本反始の道にして、世界萬國にもたぐひなき尊き禮儀なるを、今の世の人は、その故よしを考へむものこしも思はず、またそを知らまくほしとも思ひたらでありなるは、近來外國學を餘りなるまでにもてはやして、國體の尊嚴を忘れたるが故なり、さて大嘗新嘗は朝廷の大禮にして、古へには下が下まで行はれし事なりければ、今に至りても、なほその遺風の傳はれるもあるを、世に小ざかしき學校教員などゝ云ふ者、漠洋の事のみ知れるが、さる古風の遺れるものとも知らすて、其は未開の風俗にて、今樣の事にあらず、開化の御世に行ふべきわざならずなど、樸野の民を恐嚇す故に、其民どもゝ、教員のいはゝ、事なれば、げにもさぞあらんと思ひて、古へより行ひ來れる禮俗を廢ぬる所々も、多かりとぞ、己れ古禮の廢るをいと惜しと思ふまに〳〵備前の國の新嘗祭の遺風を世に示さまほしくて、左の一篇をば抄錄しつるなり、觀者よろしく糞桴土鼓の陋俗を笑ふ事なくして、報本反始の根原を思ふべきなり。

新嘗祭の事は、赤坂郡高月鄉牟佐村高藏神社に、毎年十一月十五日より十六日まで、報賽新嘗の祭といふ事あり、本國の國府衰へ、國の守よりの御備物も跡絕し後は、氏子の中にて當屋といふことを定めて、十一月一日は、當屋の家内男女悉く物忌して、注連引延穢人を家内に入ることを禁止し、萬葉集東歌に、爾保杼里能可奈之伎乎刀爾多豆米也母、といふ歌は、早稻を以て神に新嘗奉る民家の女の歌にて、物忌の間には、凡の人の入來るをいたく忌しこゝになん、偖十一月朔日、彼の當屋へ神主ゆきて、酒藏を清め、高月の早稻をもてかみたるぞぶろくといふ酒を、土器十二口に盛て、酒藏を清め、彼ゑほりのぞぶろくをかはらけ十二口にもりて、藏にするゑて獻る事、朔日のごとく、これを大口あけといふ、同十五日より十六日まで、神主を始め、社人殘らず高藏神社に參籠して、報賽の新嘗祭仕奉に、先當屋より高月早稻もて、ぞぶろくあま酒と二品に釀たるを獻る、また高月早稻の大御食を三膳にもりて、高月早苗の餅を十二づゝ、三膳に盛りて獻るを、神主正殿に備奉る、また幣殿に備るものは、大御食を四十三膳にもり、餅八ツづゝ、四十三膳にもり獻る、此餅の名をまがりといひ來れり、今は常の飯なれども、古へはまがりの餅をも備へしなるべし、其餅御備物神主巫等の作法どもは、こゝに畧く、この十五日十六日の新嘗祭に、高月本鄉の氏子ども數百人御社へ參る、當屋より高月早稻のぞぶろくと、高月早稻の飯を數百人の氏子へ人別に飲食むる舊例なり、是は一鄉の人、ともに新嘗する禮の遺れるなるべし、十五

日十六日ともに當屋の主人は麻上下を着て、御社へ詰、妻は御社へ參り、早く罷りて留守の物忌して待ける、萬葉集の東歌に、多禮曾許能、屋能戸於曾夫流、爾布奈未爾、和家世乎夜里氐、伊波布許能戸乎、といふ歌は、主人の新嘗祭へ參りし留守に、妻の戸をしめ置て、物忌して居れるが、よみし歌なり、古への風儀思ひ出られて、おむかしき事なり、さて高藏神社の新嘗祭畢りて、同十七日當屋にて新嘗す、男女多く集ひて、うたげし、主婦夫起ちてまふ、(古事記日本紀等に淸寧天皇二年十一月播磨國赤石なる縮見屯倉の首忍海部造細目が新室の宴遊して終夜うたげしてよふけ酒酣なる時次第を以て皆儛ひしことのみえたるに依て考ふれば此當やの新嘗にも古へは集ひたる人酒酣なるとき次第を以て皆まひしものなりしが後世たゞあるじ夫婦のみまふ事となりしなるべし)さて其儛の次第は妻は衣裳を整へ、(俗に所謂かいどり)水桶頭に戴き、(此頭に戴くは神に献るものなればなるべし、兒島郡三家鄕北浦の祭にも此例あり)柄杓を以て竈の前にて水汲むまねす、これは高月早稻を飯に炊く爲に汲意なるべし、(この所に古へは飯を炊く故實ありしなるべし)其後白木の飯櫃を頭に戴き、杓子を持て飯もるまねす、其時に「いひびつ八ッかいは九ッ」と言壽す、ひつの數は八ッにて、かいの數は九ッとするも面白し、古語なるべし、(九のッののをのおと引ば、八言二句とする故なり)さて主人麻上下着し、十握稻穗を左右の手に

持、打違へて、起ちて儛ふ、まひをはりて、妻を呼ぶ、妻唯と稱ひて向ふ、(此唯と答ふること、古事記延喜式を始め、古書に多く見えて、古き世の禮也)主人「ものうしよ〳〵とはゑたる物を進せう、」(うしよ〳〵は、おぞ〳〵をあやまりたるなるべし、進せうは進せんを云ひゝがめたるなり、)といひて、彼十束稻の穗を口にくはへて渡す、妻口にくはへて受取る、又主人團子をいれことといふものに入れたるもちて、室壽して、桃都の鳥と、日本の鳥とわたらぬまへに、團子舞をみせいな、(みせいなは、みなせなといふ古言のうつりたるなり、)と壽きて儛ふ、(この桃都の鳥のわたらぬ前にといふにて考ふれば、古へは朝早く起きて、まひしなるべし、桃都の鳥は、天書に所謂桃都山鳥にて、度らぬ前とは、朝日の出ぬ前をいふなるべし、)儛訖りて、又妻を呼ぶ、また唯と稱て向ふ、「團子を進せう、小つまをうけてまち給へ、」といひて渡すを、妻小つまをうけてとる、主人また本末太き杵を左右にもちて、又室壽して、桃都の鳥と日本の鳥と、わたらぬまへに、杵儛をみさいな、」と壽きて儛ふ、儛ひ訖りて、竈の後に立ちて、又妻を呼ぶ、妻また唯と稱て向ふ、主人大きな〳〵大物を進せう、引ばたげて待給へといへば、妻俵を股に挾みて進む、主人彼杵を俵の中へ指入れて納むる、これにて其日の儀式訖り、十八日十九日まで、三日の間、男女多く集ひて宴す、是者本國に殘れる古俗の新嘗會の餘波にて、俗に高藏神社の杵儛といふ、(上件杵儛の記者、曩に平賀元義が

書記せるを、其要とあるところを抄出せるなり、）この外にも本國諸郡の諸社に勝劣はあれど、當屋といふ事を設けて、一年の内物忌を旨として、産土の社に仕へ、神主と共に萬の神事に携はれるを例とせる村里、いとおほし。

新嘗祭は、上古の時に天照大御神五穀の種を得給ひし時、是物者則顯見蒼生、可食而活之也と詔給ひて、陸田のものと水田の種子とを定めて、天の狹田長田に植しめけるに、其秋に至りて、頴八握に莫々然て、其快しと見え、即其御稻をもて、天神に備へ奉りし事を、日本書紀に、新嘗とみえ、また養蠶の法を定めて、其蠶がひの糸を以て、神衣を織しめ給へる事もみえて、皆人の知れるが如くなれば、委しくはいはず、此事を谷川士清が說に、祭祀、則治國之本、故日神祭二天神一、祭祀之實、則在二衣食一、故新嘗與二神衣一以報二衣食之恩一也、是我道之本領耳、といへるは、實に道の根原をよく云ひ盡せる語といふべし、かゝる故よしあるを以て、上は天皇命より、下は庶民に至るまで、新嘗の祭を重みせる事なり、當屋とは、一村にて祭を主と掌るものを云ふ名にて、諸國ともにある事なるが、武藏の杉山神社齋の歌にも、頭屋の事みえたり、其は皇典講究所講演百五十三號の古謠集に云るを合せ考ふべし、常陸の鹿島神社に、二月十五日に、祭頭と云ふ祭あり、祭頭とは神領の村々右方左方と稱し、毎年順番に之を勉む、其番に當れる村に、一人の頭を立て、日々

に神池に禊して、本年より來年の祭日まで潔齋し、其祭に上下兩村左右二手に別れて、御祭に仕奉る事なり、また陸奥白河郡八槻村の都々古別神社の祭にも、當屋といふを設くる事あり、西讃府志に、讃岐國の風俗を云て、百手といへる條に、百手は、朝廷の祈年祭に習ひて、いつも二月の中に執行ふ也、里人其處の氏神の社、又は其年の頭家などに打集ひ、膳を調へ宴を設く、此日は飯を強る事殊に甚し、處によりては、各前に陳たる器に悉く飯を盛り、そを喰盡さゞれば、歸さぬもあり、笠岡村などには、此日釀す酒、白酒五石、甘酒一石五斗、飯に炊く米三石、御供の餅三斗、秋の祭にも又かくすると云り、昔はなべて村々にせし事なれど、今は形のみ殘れるもあり、又昔の姿を失はぬもあり、三野豐田などの郡には、大方秋の祭に異ならず、中にも大濱浦には、明應元年に記せる定書を傳へて、今も其如くすると云へり、外なるも准へて知ん爲に、今彼村にする處を、此にのす、いつも二月朔日二日を定りとして、先頭人とて、家筋の者七人あり、年番に是を勤む、正月十一日の卯の刻ばかりに、社僧頭人村長船越の社に集ひ、鬮をとり、頭の本を定む、さて雜煮本膳など出して打祝ふ、是を初の神事とす、十五日里人相集り、彼頭人の所に新に清らなる小屋を作り、藁薦を以て屋を葺、土坐に敷板を置、頭人齋の處とす、二十二日朝、白酒を釀す、水は方位を選て用ゆ、此日より頭人は朝毎に潮浴して身を清め、火を

も別にして食ふ、此日射場を定め卷藁を作る、此卷藁の中に、五穀を包み收む、こは二十八日を限りて、海へ流すなり、又此日集れる頭人、袴羽織にて、頭名の家を廻る、此時竿の梢に味噌漉を掛て持行なり、二十九日丑の刻ばかり、頭人相集り、頭家にて火合の祝ひあり、二月朔日早朝頭本へ社僧射手相つどひ、辰時ばかり大的二枚、小的一枚作る、大的半作りかゝれる時、瓶の口開とて盃を出す、肴は大根を切り、重箱に入たるなり、是を引付の肴と云、盃終りて、彼的を作り終ふ、大的大きさ六尺二寸なり、夫れより船越の社に詣で射場に向ひ、弓を射初む、此日其射法を教ふる人あり、此を禰武利の衆といふ、午の刻ばかりに、船越の社へ頭家より七度半の使あり、さて頭人は半途まで出迎ふ、社僧射手其外の人々、皆船越より頭家に入る、此時螺を吹て村人を呼ぶ、村人皆來り集ふ、時に本膳を設て集へる人を饗す、其夜亥の刻ばかり明日の祭に供ふる餅を搗なり、それ終りて射手へ引付の肴にて白酒を出す、夜半の比に至り、小餅五ッに煮菜添出す、是にて盃を納む、二日寅の刻ばかり、射手潮浴し、衣服を改め、頭家にゆく、社僧村長皆相集ふ、辰刻ばかりに、本膳參る、さて射手の者箭掛を引、膳終りて、船越に至り射場に向ひ大的小的千矢射る、此時前年の頭人より弓の酒肴とて、三度出す、さて矢開の祝とて、又殊に重箱三ッに肴入れ、酒そへて出す、終りて頭家にかへり、又濱の射場に行、前の如く、千矢射

る、酉の刻ばかり、頭家に歸る、瓶底參らせむとて、酒桶に梅の花挿たるもち出づ、形の如く白酒をめぐらすなり、肴は海髪と秋豆とを、味噌もて和たるを、木皿に盛りて出すなり、此時頭指とて、明年の頭人を定むる也、頭人これより明年の神事終るまで、喪を吊ひ病を問はず、重く物忌謹むなり、此日船越の射場にて上箭下箭の改めありて、番帳に記し、射手の姓名を書て、社頭に納む、云々、とあるにて、當屋の諸國にある事を辨ふべし、さて此に喪を問ひ病を問はずと云るは、神祇令にもみえし如く、いと〳〵古風の遺れるものなり、酒藏を清め云々、延喜の大嘗祭式に、在京の齋場とて、内外兩院を造る、内院には八神殿一宇、稻實屋、黒酒白酒屋、各一宇づゝを造り、外院には多明酒屋、倉代屋、大炊屋、麹室などを設けて、井を二處に堀り、御稻を稻實屋に收めて、御膳八神を祭るとあり、又黒白酒の料米を舂く時は、酒造兒先づ手を下し、次に諸女共に舂き終る、次に始て酒を釀る日にも、酒神を祭るとありて、何れも潔齋して仕奉る事なり、此に酒藏を清むる由なるも、古風なり、ざふろくと云ふ酒と、あま酒と云るも、古への白酒黒酒の遺制と聞ゆ、正殿幣殿と別々に神膳を備ふるも、古實ある事なるべし、大嘗祭式に、神御に供する雜物の中、多賀須岐八十枚、比良須伎八十枚など、供物くさ〴〵みえたり、まがりは、式に勾餅宮五合とみえ、和名抄に銀餅とあるものなり、其它大豆餅、宮十合、小豆餅、宮十合とも

あり、十五十六兩日の祭は、大甞の悠紀主基兩殿の祭の如く、十七日の新甞は、辰日巳日の宴會に、百官諸司に酒食を賜ひ祿を賜ふ時に、風俗の樂を奏し、田舞五節の舞、解齋の舞をし、酒柏を頭に戴きて舞ふが如き趣あり、水桶頭に戴きは、本文の注にも云る如く、神に獻るものなればなり、其證は、大甞祭式に、戴御膳案女八人とみえ、今も稻荷山の社に、神饌を運び備ふるさまも、全くさる風俗ありと聞り、(祭儀とは異なれど、釋日本紀の私記に、葬送之時、戴死者食、片行く人也とあるをも思ふべし)かいは、和名鈔厨膳具に、匙、說文云、匕和名加比、所以盛飯也、毛のうじよ〳〵とはえたるは、かの鋭月坊が歌に、鋭月に毛のもじや〳〵と生よかし、さる歌よみと人にいはれじ、とあるもじや〳〵、うじよ〳〵同音なるべし、桃都の鳥と日本の鳥とわたらぬ前に云々、こは鳥追の歌にも、日本のとりとたうのとりとわたらぬさきに、とあり、此に桃都とありて、必しも桃都山とも決めがたきにや、なほ考ふべし、太き杵を俵に入れて納むとあるは、甚可笑しげにもしたるにて、實は古語拾遺に御年神の祟りを和むる爲に、男莖形を作りをける故事に由あり、齋場の八神に御歲神ますをも思ふべし、信州善光寺十二月御餅搗とて、中衆のこらず、堂童子の坊に打よりて、如來に備ふる餅を搗く、其内は男女を外へ出し、面に覆面し、衣に襷を懸て、之をつく、搗終れば祝ひとて、陽形陰形を大根などにて作りて、さ

ま〴〵色どり抔して坊内に取散しをき、男女を呼て大に笑ひ興ずる事也、といへるも、年祈祭なり、善光寺の御堂の後に、年神堂あり、傳曰佛の御年越の堂なりと云り、年毎に十二月中申日の夜、その事をとれるを堂童子といふ、こは中衆と云十五坊ありて、かはる〴〵其事をとれるにて、此事とるべきにあたれば、去年の御年越といふ日より精進して、ことし此事をばとれる也、衆徒といふ廿一院ありて、老僧の次座を堂奉行といふ、別當代として、いと重き司人、寺中を警固す、その祭式は秘事にて、知るべきならねど、其さまいともかしこき事はしられぬ、寺中は鐘をうたず、町人は閉戸往かひせず、いみじうつゝしめり、或曰、此堂は八幡堂也、此御年越といふは、八幡宮祭也といへり、貞融按、御年越は祈年を年越と思ひ誤り、つひに年越とよみあやまれるにて、祈年祭義解に、欲令歲災不作時令順度、即於神祇官祭之、故云祈年とふ、初春に種子を水に浸より、冬をさむるまで、一年をふる故也云々、今この祈年祭、十二月なれば、二月を用ひられし令格式にはたがへりなど論じ云ふべれど、今年よりこん年の年を乞のみ祭ること、からぶみに祈來年といふに叶ひて、よしなきにあらず、且堂奉行別當代として、いでくる堂童子の精進せる、所司代の警固せる、寺中町人のいみじうつゝしめるは、或る國司長官以下、准例散齋三日、致齋一日、共會祭之、とある名殘なる

べしと思へるはうつなく祈年祭にてありける、しかはあれど、其祭れる神は、式の祈年祭詞に、御年皇神とみえて、神名帳に高市郡御歳神社、同郡大歳神社とみえ、古事記に、須佐男命、大市比賣を娶て、生大年神次宇迦之御魂神とある穀の神歟、又神名帳に諏方郡南方刀美神社二座（名神大）とあるは、諏方の神社にて、水内郡健御名方富彦神別神社一座（名神大）とあるは、其地さだかならねど、書紀の持統天皇の御巻に、五月八日己亥朔、辛酉、遣使者祭龍田風神信濃須波水内等神とあるをはじめにて、續後紀に、承和九年五月、奉授信濃國諏方郡無位勳八等御名方刀美神従五位下とあるは、上の諏方の御神也、同年十月、奉授信濃國无位健御名方富命、前八坂刀賣神従五位下とあるは、水内の御神と、下諏方の御神也、文徳三代實錄にも、みな位を進め給ふ事のをなじくみえて、貞觀九年三月十一日、上諏方の御神は従一位、水内の御神と下諏方の御神とは、正二位に進み給ふこととさへ同じくみえたる、水内の御神歟、この二柱の御神のうちなるべし、この水内の御神は、本居荒木田二翁たちの戸隠の神ならんといはれたるにしたがひて、をのれも何くれと考へて、しか定めたりしことありしかど、よしなし、かゝる祈年祭のある御神ぞ、其の御神ならんか、その御神ならんには、國司祭祈年神の大一百八十八座の東山道三十八座のうちの御神の祈年祭にぞありける、またある人の八幡宮也といへるも、中頃さいへりしこともありしならん、又六月の祓あり、風祭あり、かゝれば御年の神にはあらで、健御名方富神彦神別神社にこそをはするならめ、此の神社のをはする地に善光東人の御佛をうつしまつりしより、萬づ佛さまになりゆきて、かしこけれど、神の御名をも失ひ奉りて、佛の御年越の堂とも、あるは八幡宮也ともあやまり傳へしにはあらむかし、（以上は善光寺に仕ふる寺侍の岩下貞融のかける善光寺史略の説なり）と云へり、かゝれば此は祈年の神には坐さずして水内の神即彦神別の神社にてましけるなり、これにつきてふと思ひ出づる事なんありける、其は去し安政の初年、余始めて諏訪縁起繪詞といふ書を讀しに、信州の善光寺は諏訪神社の別社にして、延喜式に諏方郡南方刀美神社水内郡健御名方命彦神別神社と云り、當社の分座疑ひなし、是則當國善光寺域内なる當社なり、とあるを見出て、こは式なる水内神にますを、千餘年の間僧徒にくらまされて、世に唯善光寺の如來とのみ思へるは、いと淺ましいかでこを明にして、天下の人々にも知らせまほしと、心に憤りつる折しも、我栗田氏は、信濃源氏の裔にて、戸隠神社の別當寂圓の後と、尊卑分脈にあれ共、實は健御名方命の神孫なる神氏の裔にてありければ、武田信玄の時に、善光寺別當栗田永壽丸といふ人もありける事、兵家茶話にも記され、それより以前我先祖は、既く常陸茨城郡六段田村に住て、永

錄の頃に、栗田神五郎と名のりし人も聞ゆるは、決く神氏の神字をとれる當時の名なることも、知らるゝにより、殊に祖先の氏神と仕奉れる其神社のうもれて顯れざるを再興さんと思ひにければ、黒河春村ぬしに、其由問ひ遣しつるに、春村より余が見たる本に、其文なし、幸に諏訪縁起を見せ給へと云り、故其書を見せたるに、こよなき賜得たりなど云おこせき、其後伊豫國人玉井春枝來訪しける時、朝廷にて此頃ひそかに人をして善光寺の佛堂を檢査せしめつるに、その實は佛堂にはあらずして、神を祭れるものなり、とたしかに知られぬと語るを聞て、いとうれしく思へりし程に、明治の六年ばかりにやありけむ、朝命を蒙りて、京に出で、教部省に仕へ奉り、特選神名牒を編纂すべく仰せられし時、同僚鈴木大が長野縣に遣さるゝ事ありしに、誂へけらくは善光寺はもと神社に相違なきを、僧徒の爲に誑惑されて、幾世經にけむ、然るに其寺侍に岩下某とて善光寺史畧を著して、感慨を發に堪へたり、されど憚る處ありて甚く秘藏すと聞けば吾子かの人に遇ひて、其書を出さしめよ、然して後に、余大にはかる處あらんと云しに、程なく其ふみを遣せにけるが、げにげによく考へ正して本寺の年越堂は須波水內の神社なる事も明かに知られたり、其うれしさ譬ふるに物なし、去かありける間に、かの縣廳より彦神別神社再興の事を省に申し出にしかば、時こそよけれと、議案など

作りて、神社を潛々しくもて興す事とはなりにき、今は二十年の昔なれど、史略の事を云ふ因みに引かされて、かくは記しつるものぞ、

神の使者といふ事　明治廿七年十月皇典講究所講演所載

或人來りて、世に神の使者といふものありと俗間に云るは、いかなる事そと問ふ、答へて云、余も詳かなる事は知らざれども、林道春の神社考に、八幡の鳩、日吉の猿、氣比の白鷺、稻荷の名婦(狐をいふ也)春日の神鹿、熊野の靈烏、大社と諏訪の蛇、愛宕の烏等是也とみえ、又元祿中に野殿某のかける神道名目類聚抄にも、同じさまに記せるか內に、松尾社の龜を加へたり、さて云らく、此等の類之を某の神の使者と云ふ、神この鳥獸を使たまふにあらず、某の神に由ありて、之を愛したまふなり、是を俗に神の使者と云とみえ、平田篤胤の玉たすきにも神の使者に鳥獸を使ひ給ふと云事、俗學者の不審がる事なるが、天神たちの雉鳩など諸鳥を使ひ坐し、大汝神は大鷲に乘りて大空を翔り坐し、穗々出見命は鰐に乘して、海宮に到たまひ、人世となりても、樴根津彦命は龜に乘りて海を渡れる事など、神典にみえたる、皆これ使者と爲たるなり、かくて正しく神に使者と云るは、倭建命の御言に伊吹山の大蛇を荒神の使者ならむと詔ひ、永正記古老口實傳などに、大小神祇使者狐鳥雞蛇、此等皆示吉凶者也と見え、佗書等にも、鳥獸虫魚の類を、某神の使者と云るこ

と春日の鹿、北野の牛、伊勢熊野祇園の鳥、愛宕の猪、三島の鰕、氣比熱田の鷺、大社の蛇、諏訪の蛇、狐、日吉の猿、八幡の鳩、鷹、稻荷の狐なと是なり、なほ多かるべしと云れば、昔よりさる傳說もありしなるべし、

或人また云く、然らば其等の事の古書に見えて、證ともなるべきものを、示したまへといふ、

答へて云く、神異の事委しく之をいふ時は、世人をして怪訝の情を發さしむるものあり、故に孔聖嘗て怪力亂神を語らすと云るならん、去かはあれど吾國もとより神國なり、神異不測の事なしともいひかたく、また語らずとも定むべきにあらねば、わかき折に雜書の內にて記臆したる事ともを、いさゝか記して、見せ參らせなむ、

第一　天照皇大神宮

伊勢の內宮にます天照大御神は、我　天皇命の皇祖にまして、光華明靈の德もて、八表を御照しまします事は、申すも更なるが、まつ大御神の皇御孫命の御世と、堅磐に常磐に幸へ給ふが上に、凡て外國々の皇國に依て事へまつらふ事の本までを掌らする事を辨へおくべきなり、其はその御前に白す祝詞に、皇神能見霽志坐四方國者、天壁立極國能退立限、青雲能靡極、白雲能墜居向伏限、青海原者、棹柁不干舟艫能至留極、大海爾舟滿

都々氣豆、云々、遠國者八十綱打掛豆、引寄如事、皇大御神能寄奉波云々、又皇御孫命御世乎、手長御世登、堅磐常磐爾、齋比奉、茂御世爾幸閇奉故云々、とあるを以て、大御神の外國々の參來る事の本を、知看す事は著明きを外國の參來る事の本原は、須佐之男命の外國に渡らして、草木を殖生し給へる時に、韓國之島者、有金銀、於吾兒所御之國、不有浮寶、則未佳也と詔ひて、舟に造るべき木を生し置給へる事は、後世に、韓國を伐せ給はむと定置き給へるなるを、仲哀天皇の御世に至りて、天照大御神の御誨し坐て、西方有國、金銀爲本、目之炎耀種々珍寶多有其國、吾今歸賜其國、と詔給て、神功皇后に韓を征しめ給へるぞ、彼須佐之男命の韓國之島云々と詔給ひ定めおかせる事の、結なるをも、熟味ひて、新羅王の御馬飼となり、百濟國を內官家と定めて、御威稜を輝し給へる事をも知り、又畏き我　天皇命の、今も今も、大御神の御心を御心とし給ひて、義兵を興して、支郡の兵を逐却けつゝ、鴨綠江を渡りて、彼か地を占領する事となりぬるも、卽大御神の大御心なる事を辨ふべし、さて此大御神の使者は、狼といふ獸にはあらじかと思はるゝ、由あり、其は欽明天皇紀に、天皇幼時、夢有人云、龍愛秦大津父者、及壯大必有天下、寤歎遣使者普求、得自山城國紀伊郡深草里、姓字果如所夢、於是云々乃告之曰、汝有何事、答云、無也、但臣向伊勢商價來還山逢二狼一相鬪、汚血乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝貴神而樂食行儛逢獵士見禽尤速、乃抑止相鬪、拭

洗血毛遂遣放之、俱令全命、天皇曰必此報也、乃令近侍、優寵日新、大致饒富、及至踐祚、拜大藏省といふ故事あり、平田氏之を解て云、此は文面にては天皇の御夢に誨し告せるは、彼狼の靈ならむと思はるれど、天皇命の天下知し食す御事は、顯に何くれの由緒あるも、實は幽より天照大御神の計らひ給ふ事にこそあれ、いかに靈なるも、卑しき獸などの計らひ得べき事に非ず、然れば、彼二つの狼の一は、疑なく大御神の末の御使者にて有し故に、それを助たる事なし、大御神の深く阿波禮と所思食して、大津父を寵み賜はゞ天下を有ち給ふべく計らひ給はむと、殊に御使神して御告し坐るにぞ有ける、其狼もし大御神の殊に愛くし給へる御使者ならずは、假令こを助けたりとも斯ばかりの御寵はあるまじく、踐祚の御事までには、及まじきこと、深く思ふべく、また大津父が、そを救はむと馬より下て、口手を洗ひ漱き祈請せりと有を思ふに、此人はやく其狼の尋常ならぬ事を知けむ故に、然は敬ひて、貴き神とさへ云りと思はる、然らずば、然しも敬ひなむや、此謂を熟思ふべしといへり、

外宮禰宜土主は、仁明天皇の承和六年三月八日、禰宜に補したれども、天性不信懈怠の人にて、同年九月廿七日に、汚穢の過怠に依て、上稜に科せて、五ヶ月の間、職掌を解きて、同七年正月廿八日に本職に還けれども、それにも懲ざるにや、文德天皇の仁壽元年八月三日、大風洪水の夜、土主が家へ狼入て、十三歳の嫡子を喰殺しけるを誰も不知けり、明朝髑髏と左足と籠前に殘れり、神罰あらたなる事也、土主是を見て住宅を退出て、廿一日めに忌明たれば、輕服ながら神事に從ひしも、神慮を不恐所爲なるに同年九月男子又死し、同月廿三日に妻頓死せり、神罰おそろしき事なり、然るに同二年六七月の比、頻に天變ありて、天皇御藥度々きこしめす間、卜食しめ給ふ處に、神祇官幷に陰陽寮ともに申けるは、巽方の大神おもく祟りたまふなり、死穢に觸て、神事に供奉する者あるかと、又問しめ給ふ、巽方には內外宮の大神ましますが、何れの神宮ぞと、その時申けるは、外宮たるべしとなれば使を遣して尋ね糺さるゝに、去年八月三日の夜狼喰たる男子の事を申上けるの間、是に依て、同年八月十九日禰宜從五位下神主土主を大祕に科せて見任を解しけるとなり、詳に神宮諸雜事記と云古記にあり、

また或人物語せしは、伊勢國或所の武家の下人、太神宮を信じて、主人に暇をも不請して參宮しける間、主人大に怒て、歸を待て殺しけり、其屍をば埋ぬるに、其後かの殺されたる人立歸りてゐるを見て、傳きく幽靈がと、大きに懼けれども、さにはあらず、只今太神宮より下向申たりといへば、餘りの不思議さに、彼屍をほり起して見ければ、太神宮の祕の大麻に刀疵付てぞ有りける、神明の御加護うたがひなし、奇異の事也、主人に暇を不申は無

禮なれども、殺害するまでは、除になさけなき事なれば、其主人の名を人のきかんも、はゞかりありて、爰にもらし侍る、

また上野國の者名は、庄三郎と云し弱年の比より予が、成人の後、金銀衣類などもほゞあつまりければ、故郷へ歸りぬるに、信濃國佐久郡岩村田と云所の旅亭にて夜盜に皆とられにけり、扨四五日もやあらむ、旅亭の主の子を狼喰殺てけり、亭主なげきて狼のこぶなど云物をかけゝるに、狼かゝりし間、隣家の人をあまた招て殺さんとしければ、狼にてはなくて、太神宮の祓の大麻にてぞ有ける、いとあやし、後に聞けば、庄三郎大神宮の御かげにて仕出したる金銀衣類までを、彼亭主盜し故なり同類あまたにてしれけるとぞ、(以上は伊勢太神宮神異記によりて記せり)

また大御神の御使は烏なるも雞なるもありと云り、むかし豊臣大閤の御時朝鮮人來朝せし食用の爲にとて、伊勢太神宮にいくらもある鷄を取寄給ふ事ありて、伊勢より笥に入れてあまた持せてのぼせけるに、ほどなくみなかへし給ひける、後に委しく聞けば、朝鮮人食物に毛羽をむしりたる雞の俎の上にて忽に生て起あがり晨をつくりけるにより此神異に驚き給ひて、殘る雞を皆かへし給ふとぞ、其頃老人物語せしなり、雞は神の使者と、古老口實傳などには記したり、〇寛云、こは宮中にある處の雞を犯したるの御咎めなるべし、さればつねの雞を食たる人、又養生にくひたる神官に、たゝり給ひし事なしといへり、

また萬治元年十二月、內宮御炎上の最中に、外宮の御饌殿にて、內外兩大神の夕の御饌を備奉る時に、御饌殿の上に烏數百集りて鳴噪の間神役人不思議と思ひ、度々追ひ立てければ、頻に追たてられて、立退の中に、二羽相殘りて、終に去らずぞ有ける、神書には烏も神の使者といへり、あやしき事なり、

大神宮の御事を記せる因みに云ふべき事あり、凡て明治以後の人々は、いかにもその性質淺薄にして忠孝の厚き心に乏しく、國家の大典をもわすれはて、彼支那西洋の惡俗をよき事と思ひ、神聖の大道を知らずして、いたづらにうはべの文明とやらんいふ事に拘泥はりて、彼國人の云ふ事の外は、よき事はなきものと思ひて、おふけなくも、我大日本の正しき制度禮典を侮蔑し、皇祖皇宗の御事をさへ輕しめ奉る奴原ぞ多くなりけるはいかなる故にやあらむといと愼ろしきまゝに、左の二條をは記しつくるなり、

慶安三年九月に、詔刀師久保倉氏弘宣下野國へ下り宇都宮に逗留して、近邊へ祓の大麻を賦りけるに、岡本村と云所の百姓、皆大麻頂戴せしをその村の內に四五軒大神宮を輕しめて、大麻を請まじきと云の間、彼等が心にまかせぬるに、其夜かの四五軒の中より火

出て、三軒まで焼失しけるの間、岡本村の人皆大きに驚て、大神宮不信仰の故なりとて、宇都宮へ來り、さま〴〵禮望して、大麻頂戴しけるに、また同年十月に、弘宣下野國より常陸國水戸へ行て、大麻を賦りけるに那珂の湊と云所、屋並に祓頂戴せしを、七百軒餘の中に、たゞ一家吾は一向宗也とて、大麻を拒みぬる間、彼が心に任せけるに、其夜かの一向宗の家より火出て焼にけり、その一向宗は云に及ばず、那珂の湊の人皆驚きて、大神宮不信仰の所にたゞ一家火災は、神罰也とて、明朝水戸へ來て色々禮望して、大麻頂戴し、其後は彼一向宗の人も、大神宮信仰深く成けると、右二ヶ條は弘宣物語なり、大麻をこばむは日本第一の伊勢大神宮を輕しめ奉るなれば、忽に神罰ありしも理なり、日本國に生れながら、近代は異國人のきりしたんの樣に、一向宗日蓮宗のみ伊勢大神宮を輕しめて神恩をも不知ぞあさましき、

寛云、佛法信者のうちには、かゝる物しらぬも多く、皇國に住ながら、我　皇祖皇宗の神德を輕しめ奉るとは、いかなるにかと思はるゝを、なほよく思へは、佛者のみならず、洋學する人々には、彼が國を何事も尊信するあまりに、いはゆる耶蘇教などを神教とか神道とかいふ名目をつけて、我　皇國の神道にまがふべくもてなす族もみえ、神教とか神道とか云へば、物しらぬ者は、我國の道も是と同じきなりと、たゞちにうけひきて、

それに欺かるゝも多く、又支那の學問をなし、聖人の經書を說くものも、皮想の文字を講說して、孔子の尊内卑外の事や心術議論の正しき所をいはず、又は老莊の說を主張して高見識なりなど云ふ軟弱の文人のみ多かるもいと〳〵心地惡き事とぞ思はる、たゞ滄洋の學者然るのみならす神に事ふる某とやらんは、朝鮮の軍神祭に、大無禮を現し、あまつさへ歸朝の上、皇大神の御祭りに神饌を供して後、神扉をあけ奉らんとせしに、御とびらをあくる事あたはずしてやみぬとか承はる、古へは神祇官ありける故に外宮の禰宜土主は職を解かれしも、今はさる道理を正す官省もなきにや、なきにはあらねど天地の如き仁恕をもて、いと〳〵大らかにみそなはし給ふなるべし、あなかしこ、穴うれたし、

第二　常陸國鹿島神宮

次に常陸國、鹿嶋郡、鹿島宮に鎭ります、武甕槌神は、伊弉諾尊の御子伊都之尾羽張神に籠居たまへるを、天照大御神の命もて、皇御孫命を天降し坐むとし給ふ時に葦原の中國はいたく喧ぎて、惡神多かり、誰神をして平治めむと問給ひし時に、伊都之尾羽張神の子武甕槌神しかるべし、然れど彼神は天安河の水を逆にせき居れば、他神は得ゆかじ天

迦具神こそ得往めと白し給へは、此神を遣しける。尾羽張神畏まりて、武甕槌神を進れるに、經津主神と共に天降して、此御國の惡神どもを平しめ給へり、爰に二神天降りて、まづ大國主神を皇御孫命に國避り讓給ふべく和し給ひ、其大國主神の勸め奉れる岐神を導道として、天下の荒ふる神どもを撃滅し、常陸國に威靈を留めて神武天皇東征の時に神劒を降して、兇賊を平け給べく御靈幸ひませる大神にして、その武き御威稜世に比類なかりしかば、この神を武神の棟梁とも稱へ奉りて世々の武き將軍の崇め奉る事、歷史に炳焉し、さて上に云る天迦久神とは、卽天なる鹿神にて、尾羽張神、武甕槌神の愛給へる獸にて、御使に遣はせる物なるが故に、其御許に使するは、その天迦具神を遣はせるなり、且鹿を古言に迦具と云るをもて、常陸風土記に、武甕槌神を、天上にては香島大神と稱し、この國にては豐香島宮と名くと云るも、卽その鎭座の處に、鹿を愛養ひ給ふ深き故よしあればなるべし、故今もなほ其社地には鹿とも多く住みて、神鹿と云ひ、また神の使者と稱し畏みつゝ、郡內の民とも鹿を食ふ事を愼む習はしなるも、故あるべく、此御社を移せる奈良の春日社にも、鹿多く住むなるは、鹿栖所の義にもやあるらむとさへ思はるゝなり、

稱德天皇神護景雲二年六月廿一日に、鹿島の神、白鹿に乘りて、榊の枝を鞭とし大和御笠山に入りたまふ其時中臣大連時風秀行二人供奉申しけりと云ふ事、春日社記、公事根源、鹿島例傳記等にもみえ、是より後、今に至るまで、春日の社にて鹿を踈かにせざるも、神使の意なるべし、又常陸鹿島郡に高天原とて、鹿島神宮の東にあり、土人相傳ふ、鹿島明神は北狄鎭謐の御神なればにや、常に高天原の野に出て、外國の鬼神と相鬪ふ事ありて、群鹿を卒伍とし給へり、明神軍に勝給ふ時は、群鹿競ひ進みて、風塵を追ひ海渚に入る、神軍不利なる時は、群鹿耳を垂れて、直ちに人家に入る、土人往々其事を見ると、常陸國誌にしるせり、

東鑑云、壽永三年正月（社僧夢想の條）云、當所神爲追討義仲並平家赴京都御云々、而同廿日戌刻、黑雲覆寶殿四方悉如向暗御殿大震動、鹿鴈等多以群集頃而彼黑雲亘西方雞一羽在其雲中見人目是希代未聞奇瑞也者武衞令聞之、御湯殿下庭上遙拜彼社方給彌催御欽仰之誠云々、件時刻京鎌倉共以雷鳴地震云々、

本朝食鑑（十一）に、本邦食鹿者最多穢忌此謂加茂春日神使之故乎とみえ、事蹟雜纂には、鹿島神宮鹿肉を食するものを禁す、當郡の人當て之を食せずと云り、因に云寬が家に先年召仕ひける下男に伊三郎と云者あり越後蒲原郡の生れなるが、常陸に來り鹿島郡磯濱村に住みて其土人の習となりて、漁獵を業としけるが、一日酒の肴にとて、鹿肉を食せ

んとす、其友人等戒めけらく、此地は鹿島郡にて、鹿島明神の神領なれば、鹿肉を食ふことを禁ず、食ふ可らずと云ひしに、我は越後の者なり、此國人にあらねば、食ひたりとて、神の咎めもなからんとて、酒のみつゝ、食たるに間もなく、滿身大熱を發し、手足の筋縮りて得働かず口亦噤して言語する事能はず、爰に其妻又友人いたく驚きて、神の御咎めなり、詫玉へと云ふによりて、口噤しながら心の内に、神禁を犯したる段、畏れ入りたり以後決して鹿肉を食す可らず、何とぞ一身を助け玉へと祈念しけるに、其明旦に至り熱もさめ、手足も動き出して、常にかはることなくなれり、鹿島明神いと〳〵あらたかなる御神なりとて咄しける事あり、かかる類あまた聞もちたれど、今は我親しく聞けるを、此に記しつるなり、以て鹿島郡中に鹿肉を食するの禁ある事を知るべし、是も亦神の使者とし、愛し玉ふ故にやあるらん、

第三　信濃國諏訪神社

信濃國諏訪明神は建御名方神にして、武勇の神におはしますが故に、神功皇后三韓征討の御時に靈威をあらはし、坂上田村麻呂が蝦夷追討の時にも、神威をかゝやかし給へる事みえて、或は鷹鳥鳩鷲の見えし事もあり、白龍の形を現し給ひしこともありといへり、諏訪縁起繪詞に云、神功皇后新羅へ御發向の時、云々、神兵雲霞の如く化現す、又神樂の歌

舞に應して、龍宮の船頭安曇磯良丸靈龜にのりて參向し、御船をこく、數艘兵船四方をかこみ奉て、諏訪住吉二神榖葉松枝の旌をあげて、先陣に進み給へば、群鳥（鷹、鳩、鷲、烏）虛空に飛かけり、大魚波に浮ひ出て、兵船を守て忽に夷域に至る、船師海にみち、旗旌目を耀かす、地祇振動し鐘鼓鳴動して、山川悉振へは、兩神旗をひるがへす事稻麻に似たり、先干珠をなぐれば、滄溟皆ひかたとなる、異賊悦て陸地にとりあがりて、戰を致せば、官軍彌勝にのる、其後又滿珠をなぐれは、凶賊皆海底に沈む、剩鹽さしのぼりて新羅海内となる、一天閤々として、日月光をかくす、神風戰々として官軍又色をます、新羅王云く、是只事にあらす、海東に國あり日本と云、聖王あり天皇と號す、其國の神兵なり、兵をあげてふせぐべからずとて、彼王自面縛せられて歸降す、又士卒圖籍寶貨を捧て、皇船の前に蹲踞す、加之毎年の朝貢おこたりなく、本朝の皇化に隨へき由、頭をたゝひて、懇に誓をなす、是を則見聞して、高麗百濟の二主、いまた戰はさるに歸伏す、云々

また桓武天皇御宇東夷安倍高丸暴惡の時、將軍坂上の田村丸延暦廿年（辛巳）二月勅を奉て、追討の爲に山道をへて、奥州に下向す、是則征夷大將軍始也、心中に祈願あり、傳聞く諏方大明神は、東關第一の軍神なり、東夷追討の爲めに、鳳詔をかふゝりて、夷境に向ふ神力にあらずは、賊衆を誅しがたし、神慮をたれて、所願を成就し給へと祈誓して、信州に至

り給ふ時、伊那郡と、諏方郡との界に、大田切と云所にて、先一騎の兵客參會す、穀葉の藍摺の水干をきて、應羽の箙矢を負ひ、葦毛なる馬にのりたり、將軍誰人ぞと問給ふ、當國の住人なり、殊に宮仕の者ありて、參向すと兵客答ふ只人にあらずと、將軍思給ひて、卽先陣としてはる〳〵と奥州へ趣給ふ、其間山川所々にて、眷屬多く化現す、官軍みな奇異の思をなして、いさみあひけり、將軍既に奥州の界に入て、敵陣に向ひ、竊に彼高丸城（宅谷岩屋）内を伺見給へは、云々こゝに信州の兵客を見れは、馬に鞭ちて海上望む時に、分身して、忽に五騎射手出現す其行粧何れも〳〵一樣なれば、主從更に見えわかす、又黄衣の雜廿餘人化現して、各的を捧けて、海上に走せちる、南方の兵不思議の思をなして、騒き立つ、云々高丸畏怖の思をなして見にもいてざりけるを城中の男女一同にすゝめければ、先鐵城の門戸に望て、一二三の的はた〳〵となりて後、矢數つきぬと心得て、頭をさし出して見けるを手挾のかふらは、本より御手に殘りたりければ、つと射入給けるに、あやまたすかりまたの手さき、二の眼にたちて腦をとをりたりけれは、さかさまに海へおちぬ、其時黄衣の化人等集りて、頭をとりて兵客にたてまつる、鉾につらぬきて、さしあけ給ひたれは官軍一同に勝時を作る、其聲天にもひゞくらんと覺えたり、云々

安倍高丸か賊首を鉾につらぬきて、神兵又田村將軍の先陣にうちて歸洛す、程なく信濃

國佐久郡と諏訪郡との堺に至るを、おほとまりと號す、彼所に於て神兵又神變を施し給、例の葦毛馬地の上一丈ばかりあがり、裝束冠帶に改りて、我は是諏訪明神也王威を守らんか爲に、將軍に隨逐す、今既に賊首を奉る、今更に上洛に及ばす、此砌に留るべし云々、將軍是を拜見して、感涙を押へ、信力をこらして、歸京後天聽に達し、宣旨を下されて、諏方郡の田畠山野各千町、毎年作稻八萬四千束、彼神事要脚にあておかる、其より以來、一年中七十餘日神事幷に、百餘箇度の燈籠、今に退轉なし是則將軍奏達の故なり、

また承久三年五月、天下大亂起りて、都鄙軍旅を馳せてどゝのふ、關東には左京權太夫朝臣諸國を相催す事あり、信濃國其專一也、神氏の一族相談て云、當社大祝、當職の間は、郡内を出る事なし、況や他國をや云々、されば保元平治の逆亂、壽永養和の征伐にも、庶子親類を遣しき、云々、今度は君臣の爭上下の闘なり、天心測がたし、宜しく冥鑒を仰べしとて、時の祝敦信大明神寶前にて、可否をト筮しけるに、速に發向すべき神判あり、疑殆立所に解て、長男小太郎信重に一族家人の勇士等相副て、發遣せしむ、神氏の正嫡自戰場に臨事、是最初なるべし、時に宮烏數百前陣に飛行けるを見て、士卒皆渴仰の思をなせり、かくて尾張の國葉栗原に至りぬれは、其勢三千餘騎也、美濃國大井戸といふ所につきぬ、又此間日をふる五月雨、猶晴間なくして、此境の大河漲出にけり、波瀾兩岸に溢れて、淺深すべて辨

へかたし、向の岸には、西軍數千陣を張り、鏃を調て待かけたり、軍士皆く佇立する處に、例の瑞烏千萬翼、兵馬の前を數遍飛まはりて、敵陣の背後を圍まんとする勢をなして、下り潮を飛渡りければ、大勢烏の飛に隨ひて、同時に河へ打いれたり、古老の村民たにいまた知さる淺瀬なり、大軍一騎も後れす着岸す、敵軍後をたゝれしと、一戰に及す、干戈を捨て、乘馬を驅て退散しぬ、是東山道の前軍なり、(こは官軍の爲に神威をあらはしたる事にはあらねと、烏の神使なる事を見るへければ、因みにかきそへつる也、この他弘安の時の事もあれと、さのみはとてやみぬ、)

第四　宇佐八幡宮附石清水八幡宮

八幡大神の御事は伊勢の神宮と併せて、中古以來第二の宗廟と申奉り、その神驗威德の世にあらはれ給ふ事、みな人の知る所なれは、委しく云ふにも及はぬ事なから、此大神の或は金鷹となりて御いつを示し給ひ或は白鴿となり野猪ともなりて、種々に神德をみせ給へりと思はるゝ事を、此に記さむ、

欽明天皇二十九年に、大神始て現れましける時、金色の鷹林上にあり、文武天皇大寶元年に、伊豫國石鎚山に金色の鷹あらはれたり、其後元明天皇和銅元年にも鷹見えて、奇瑞をあらはし、同五年に宮柱を鷹居瀨社にさたむともみえたるは、託宣集の說なり、

天下古今の大變にして、開闢以來未曾有の事といふへきは、孝謙天皇復位して、僧道鏡をいよ〳〵寵せられ、その僧が出入警蹕ひとへに乘輿と異なる事なかりしより、大なるはあらす、

神護景雲三年、かの僧西宮前殿に居して、百寮の朝賀をうく、寵遇にほこりて、天位をのぞみ、謀計をめくらす處に、太宰の主神習宜阿曾麻呂といふ者、道鏡に媚仕へ、八幡神の託を矯て奏聞すらく、道鏡をして帝位に即しめは、天下太平ならんと申せしを、道鏡聞て、悅ひの眉を開けり、女帝も眞の神託と思せしにや、寶位を讓り給はんと覺しけるに、帝の御夢に、神使ありしに慰かせ給ひ、明日和氣の清麿を床下にめして、使の事を命せらる、時に道鏡人もなき所に清麿をよひ入れて、大神の使を乞ふ故は、吾を帝位につけんとの事也、神勅はともかくも、汝歸らは自らを位に即らるへしと奏せよ、我思ひのまゝに位につきなんには、汝を大臣になしてむ、もし本意の如くならす申しなさは、重き罪に處せむと云り、されは清麿呂答ふる事なく、宮をばいでにける、是よりさき、路眞人豐永と云人、ひそかに清麻呂に語りて曰道鏡もし天位にのほらば、吾等何の面目ありてか、其臣となるへきや、吾二三子と共に、今日の伯夷とならんといへり、清麿ふかく其言を然りとせしかは、道鏡か前にはよき樣にいひなして、宇佐に參りつきて、君より奉らる、神寶を廣前にならへて、事

の由を申けるに、道鏡をは帝位に即まじきとの神託あり、清麿祈りて曰、今大神の敎る所は、是國家の大事なり、託宣ありとも、俄に信じかたし、願はくは一の神意を示し給へと、深く祈念しけるに、空はれ雲なかりつるが、俄に黒雲御殿のうへに下り降りて、廣こりけれは、閤夜のやうになり、雷なりひらめき、頭の上に落かゝる如くにて、死るやうに覺えければ、神前にうつぶしたり、暫ありて額を地につけるをもたげて、御殿のうへを見あげたれば御殿の上に三丈許なる五色の光あり、ほのほの樣に、かみさまにひらめき上る、せんかたなく恐ろし、清麿きも魂もうせて、くはしくえ見たて奉らさりき、この時かさねて大神ねきにかゝりて宣く、この國は天降りの神の御代より、代々皇胤の外、下より天祚を伺ふ事あたはず、況や無道の法師をば、いかでか位には即へきぞ、速に歸り參りて、此由をありのまゝに申すへし、道鏡をおそる、事なかれ、清麿この神託を承りて、御社を出るほとに、頓て空うらゝかにはれぬ、清麿もとより忠心を抱きけるが、此神託を聞て、肝に銘して感喜し、急き禁裏に參つきて、かくと申けれは、道鏡御門の御かたはらに侍りて、神託いかにと有つるとゝふ、清麿少も諂らはす、始終り有のまゝに、一つも殘さす、奏聞しけれは、御門きこしめし、いと興なくをほしめす、道鏡は眼には血を入たる如くにて、面を青くあかくなし、いきつきうわぐみて、この清麿はえもいはれぬ盜人なり、をのれが心を以て、神託を

僞り、そらごとを奏するなり、更にさる事あるへからす、この事によりて、死罪に行ふへしと申、天皇きこしめし、死罪までいかにとなだめ給ひければ、道鏡も力なく、清麿が姓名を改て、別部穢麿と號し、よぼろ筋をたちて、大隅國に流しつかはしぬ、清麿膽駒山を通る時、道鏡人を遣してこれを殺さんとせしかも、雷電晦冥して、刑を行ふ事あたはす、其間に勅使來りて僅にまぬがる、事を得たり、よほろ筋を斷れしゆゑ、足たち侍らで、擔はれて大隅國へと急きしに、宇佐宮道より近けれは、大神を拜せんため、豐前國椹田村(椹田は今其名なし、宇佐郡和間の濱の近所に和氣村枌かはなて、猶三百はかり來り、道の左右にあゆみつらなり、清麿呂をたすけて、宇佐宮のほとりまてゆき、山中に走り入ぬ、これを見る人、奇異の思をなせり、

清麻呂脚痿、不能起立、爲拜八幡神、與病即路、及至豐前國宇佐郡椹田村、有野猪三百許、狹路而列、徐步前驅十許里、走入山中、見人共異之拜社之日、始得起步、神託宣賜神劒雌雄一雙、幷(六字據宇佐託宣集)卦綿八萬餘屯、即頒給宮司以下國中百姓、始忽興而往、後馳馬而還、累路見人、莫不歎異云々、(日本後紀)

壽永二年四月、平宗盛卿は木曾冠者義仲を討んため、小松三位中將維盛越前三位通盛を大將とし、北國に發向せしめらる、同年五月、平氏三萬餘人を引卒し、能登越中の境なる志

ほの山へといそがれける、義仲は其頃越後の國府に在けるが、其の身は、一萬餘人を卒て、同月十一日をやへのわたりをして、となみの山の北のはづれ羽丹生（ハニフ）に陣をぞ収たりけり、義仲四方を見まはされしに、北山のはづれにあたりて、なつ山のみねのみどりのこのまよりあけの玉垣ほの見えて、かたそぎつくりの御社あり、まへには鳥居ぞ立たりける、義仲當國の住人池田の次郎忠康を呼て、あれをばいつくと申ぞ、いかなる神をあかめ奉たるそと問れければ、あれこそ八幡宮にてわたらせ給ひ候、埴生庄にましませば、埴生の新八幡とは申候と云、義仲なゝめならす悦ひ、手書に具せられたりける大夫房覺明をめして、義仲こそ何となふよするとおもひたれは、幸に新八幡の前に近き奉りて、既に合戰をとげんとす、然れは後代のため、かつは當時の祈禱のために、願書を一筆書てまいらせばやと思ふはいかに、とありければ、覺明此義尤可然候とて、馬よりおりて願書をとゝのへ、我身をはじめて、十三騎の上矢のかぶらをぬき、願書にとりそへて、八幡の御寶殿にぞおさめける、八幡三所の御神、誠の志ふかき事をや、はるかに照覽ましましけん、雲の中より山鳩三ッ飛來て、源氏の白旗の上に翩翻す、義仲是を見て、いそぎ馬より、おりかぶとをぬぎ、手水うがひをして、此靈鳩を拜せられける、心の中こそたのもしけれ、かくて義仲は越中砥波山倶利加良谷志保山加賀の篠原所々の軍に毎度討勝てけれは、知敎及平家の士とも多くうたれ、わづかに殘る勢二萬餘人維盛を始め諸將打みだれ、はふはふ都へ歸り上らる、云々、八月義仲は伊豫國を賜り、左馬頭に任じ、朝日將軍と稱す、（源平盛衰記平家物語）

建仁三年正月二日、鎌倉將軍源頼家卿の長子一幡君鶴岡八幡宮に奉幣し、神馬二疋奉り、御神樂を行はれける時、大神巫女にかゝりてのたまはく、今年中に關東に事あるべし、若君家督たる事を得べからず、岸上の樹、その根すでにかれぬ、人これをしらずして、特梢によると云々、同年六月卅日、鶴岡若宮の寶殿の棟の上に、唐鳩一羽きゐたりしが、しばらくして頓に地に落て死ぬ、人これをあやしむ、同七月四日同所廻廊の上にて鴿三つくひあひ地に落て一羽死ぬ、同九日同所宮寺の内にて鳩一羽頭きれて死し居たりとかや、（共に東鑑に出たり）

正慶元年四月、北條高時其一族名越尾張守高家を大將とし足利治部大輔高氏を副將として、上洛せしむ、高家は赤松氏と戰て討れぬ、高氏は先帝（後醍醐天皇）の御方となりて、赤松等と心を合けるが、しばらく京を避て、丹波國に趣ける、五月六日同國桑田郡篠村に陣をとりて、近國の勢を催し、翌日五月七日の寅の刻に、篠村の宿を立れしが、南にあたりて一叢（ムラ）立たる林の中に、神とおほしき所あり、未夜ふかゝりければ、いかなる社とはしら

ねども、戰場におもむく首途なればとて、馬より下りて胄をぬぎ、叢祠の前に跪き、今日の合戰事故なく、朝敵を退治する擁護の力を加へ給へと祈誓を凝して居られける時に、寮（カヘリマヒシ）しける、巫に、此社はいかなる神を崇め奉りたるぞと問れければ、是は中比八幡をうつしまいらせてよりこのかた、篠村の新八幡と申候也とぞ答申ける、高氏是を聞、さては當家尊崇の靈神にておはしけり、さらば一紙の願書を奉らんとて、匹紙（ヒキ）妙玄に仰せて願書を書しめ、高氏みづから判をするに、上指の鏑矢一筋そへて、寶殿に納められる、舍弟直義を始として、相從ふ人々我も〳〵と上矢を一筋づゝ、獻りける、かくて其所を打立て、馬をすゝめられけるが、大江山の嶺を打越られける時、山鳩（ヤマバト）一番（ツガヒ）飛來て、白旗の上に翩翻す、高氏是を見て、八幡宮の擁らせ給ふ瑞兆なり、此鳩の行んずる方に任せて、可向と下知せられければ、旗指馬を早めて行程に、此鳩閑に飛て、大內の舊跡神祇官の前なる樗木にぞ留りける諸軍此奇瑞にいさんで、內野をさして馳向ひける、道すがら敵五騎十騎づゝ、旗をまき胄を脫て降參す、かくて高氏は千種の中將忠顯赤松か一族及護良親王の侯人法印良忠等と牒じ合せ、卽日に六波羅を攻破りぬ、（太平記）など見えたるにて、古へより神の使者と云ひ習はせる事を知るべし、この它にもくさ〴〵の書に見えたるなほ多くあるべけれど餘は准へて知るべきなり、

さてかゝる事どもは、何となく神異にわたるものにて、有と云へはあるか如く、無しと云ふときは、なきか如く、幽眇不測もとより凡人の思慮をもて、其有無を定むへきにあらず、孔子の言に、鬼神之爲德、其盛矣乎（シナルカナ）、視之而弗見、聽之而弗聞、體物而不可遺とも、また神之格（キタル）思、不可度思、矧可射（イヤシ）思、ともあればなり、されど小ざかしき智あるものは、神の靈威なしとはいふべきにあらねども、鳥獸の神意をうけたまはりて、御使すべきいはれあるへからすといふもあり、また英豪の卓落（スグレ）たる見解（コヽロ）をもて見る時は、さる事あるへきにあらすと斷言せらるゝもあり、さるは藤井高尙か言に、なにの神の御使とは、その神のおほせをうけたまはりて來て、こゝ行ふを云る事なるに、かの鹿鳩なとは、さやうのさまならねは、御使とはいひがたきことなれと、これもはしめは、ひとつ神垣のあたりに見えつるを、神の御使ならんといひて、人のおそれて、追ひだにせさりしを、よき事として、その類（トモガラ）の集り來て、あまたにはなれるなるへし、さて後も云なれたるまゝに、御使とはいひしを、御つかはしめといひあやまるにこそといひ、又我舊主源烈公の考には、世に神の使者といふは、春日鹿島の鹿の如き、八幡の鳩の如き、大かた其社々の頭字の音をとりていへるものにて、神異ある樣にとりなしつるならんといはれき、是等いかにも一わたり理りありて、面白く聞ゆれと、その說とあはぬもあれば、諾ひかたくぞ覺ゆる、この頃征清の皇軍中にて、烏

の群り飛ふ處には、敵の伏兵あるを知らしむるか如き狀あるを以て、幾度も彼の伏兵を逐ひ退けたる事もありといひ、また我海軍海洋島にて、清艦を見かけ進行の時に一群の靈鳩雲中より飛來りて、皇艦の上に翔翔せしといひ、また黃海酣戰の際、一羽の神鷹高千穗艦の檣頭にとゞまりて、軍終りぬるまで飛去らずして、皇軍を守れるが如く、海軍大佐野村貞氏水兵をして之を捕へしむるも、彼平然として逃げゆかず、自ら喜て捕へらるゝもの、如く、遂にうやうやしく大本營に獻り、叡覽に備へられたり、どうけたまはるも、うきたる說とも思はれず、且古書に記せる趣にかなへるも、いと神異しければ、後の考へにもなりなん歟とて或人のために、かくはものしつるなり、

栗里先生雜著卷三 終

栗里先生雜著卷四

男栗田勤輯

光仁紀童謠俳案井大日本史誤謬一節明治廿八年九月皇典講究所講演所載

この童謠は、世に名高きものにて、催馬樂の歌にも載せて、もてはやされし故に、人みなしる處なれば、今論ふへきふしはあらねど、此頃南京遊學といふものを見るに、其注釋いと（續史籍集覽に收めたる）委しくあかぬ處もあらさなれど、歌中の白璧を白璧のいてゝしていへるは、いかゝあらむ、と考ふるに、誤りとしていへるは、いかゝあらむ、と考ふるに、

續日本紀に、天宗高紹天皇、云々諱白璧王、近江大津宮御宇天命開別天皇之孫、田原天皇第六之皇子也、母曰紀朝臣橡姬、贈太政大臣正一位諸人之女也、寶龜二年十二月十五日、追尊曰皇太后、天皇寬仁敦厚、意豁然也、自勝寶以來、皇極無貳、人疑彼此、罪廢者多、天皇深顧橫禍、時或縱酒晦迹、以故免害者數矣、又嘗龍潛之時、童謠曰、

葛城寺前在也、豐浦寺乃西在也、於志止度、刀志止度、櫻井爾、白璧之豆久也、好璧之豆久也、於志止度、刀志止度、然爲波、國曾昌由流也、於志止度、刀志止度、

この天皇の御諱は、上に白璧とみえしを始にて、皇胤紹運錄にも、光仁天皇諱白璧、又號

日本根子天宗高紹、また皇代記に白璧、或白壁、或シラカヘ、白髪之義歟號日本根子天宗高紹天皇、天智孫施基皇子（追號田原天皇）第六子、母贈皇太后橡姫、贈太政大臣諸人之女也、とあるこの白壁は誤りなり、また皇年代略記に、光仁天皇諱白壁、號日本根子天宗高紹、云々、また神皇正統記に、第四十九代、第廿七世、光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫也、御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人のむすめなり、（寛按旅子は橡子にて旅人は諸人の誤なるべし）白壁王と申しき」とあるごもを見て光仁天皇の御諱は、白壁にして、白壁にあらざる事を知るべし、然るを此童謡を後に催馬樂に收れて、中世以來もてはやし歌へる時に、白壁を白璧と改めしより、歌詞にめづる人々、璧にては文章なければ、璧といふべきにあらず、璧は催馬樂にあるが如く壁なりとして、遂に天皇の御諱も、實は壁なるを、璧とかけるは誤りなり、故ゝ皇代記には、白壁とかけり、袋草子にも白壁の帝とあり、なと云へるは、正史を本據とする事を忘れて、末書を證とせるなれば、取るに足らざる事、言までもなし、さかはれと歌詞を旨とする人は、唯其調の是非をのみ論ひて、歴史の上には思ひ至らぬ淺き輩もあるへく思はるれば、いさゝか論はむとはするなり、其は下にいふをまちて見るへし、

紀に、この天皇云々自勝寶以來、皇極無貳、人疑彼此、罪廢者多とは、正統記に、第四十八代

稱德天皇は、孝謙天皇の重祚なり、庚戌の年正月一日、さらに即位、同七日改元、太上天皇ひそかに藤原の武智麻呂の大臣の第二の子押勝を幸したまひき、大師正一位になる、見たまへばゑましき事とて、藤原の二字をそへて、惠美の姓を給ひき、天下の政ぇかしながら委任せられにけり、後に道鏡といふ法師又寵幸ありしに、押勝いかりをなし、廢帝を進め申して、上皇の宮をかたぶけんとせしに、事顯はれて誅にふしぬ、帝も淡路にうつされ給ふ、かくて上皇重祚あり、さきに出家させ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ非常の極なりけむかし、（中畧○寛云佛法の道は、君臣の義をもたち、父子の恩もわすれ、夫婦の倫をも全くする事能忘るものにて、天照大神の天下の民を天の益人として、子孫の多からむ事を悦ひ給ひ、衣食を豐饒にして、民の安からむ事を思し給ふ道とは甚く違へるものなる故に、伊勢の大神宮にて、僧を髪長といひ、尼を角筈といふ事の制なるに、此君の尼ながら、天津日嗣しろしめせる事は、大神の神慮も憚り給はぬいとも〳〵非常の大變なりけるなり、故に非常の極なりとは云れたり、）この道鏡始めて大臣に准じて、大臣禪師といひしを、太政大臣になしたまふ、それによりて、つき〴〵納言參議にも法師をまじへなされにき、道鏡世を心のまゝにしけれは、あらそふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公右中辨藤原の百川などありき、されこちから

をよばさりけるにこそ、(中畧)天下を治め給ふ事五年、五十七歳、をまし〳〵き、天武聖武國に大功あり、佛法をひろめたまひしに、皇胤ましまさず、この女帝にてたえ給ひぬ、(○寛云、本文に佛法をひろめ給ひしに、云々とあれど、この天皇たち天祖の大道に違へる佛法の道をひろめ給へる故に、實は大神の神慮に叶はすして、皇胤たへ給へる事もありしなるべし)女帝かくれ給ひしかば、道鏡を、下野の講師になして、ながし下されにき、そも〳〵道鏡は法王の位をさつけられたりしを、なほあかずして、皇位につかんといふこゝろさしありけり、女帝さすがにおもひわつらひ給ひけるにや、和氣清麻呂といふ人を勅使にさして、宇佐の八幡宮に申されける、大菩薩さま〳〵託宣ありて、ゆるさるゝ、清麻呂歸參して、ありのまゝに奏聞す、道鏡いかりをなして、清麻呂がよほろすぢをたちて、土佐の國にながしつかはす、清麻呂うれへかなしみて、大菩薩をうらみかこち申ければ、小蛇いて來て、そのきずをいやしてけり、光仁位につき給ひしかばすなはちめしかへさる、云々件のころまでは、神威もかくいちじるきことなりき、道鏡終にのぞみをとげず、女帝もまたほとなくかくれ給ふ、宗廟社稷、をやすくする事は、八幡の冥慮たりし上に、皇統をさだめ奉る事は、藤原の百川の朝臣の功なりき、また光仁天皇の條下に、稱德かくれまし、かば、大臣以下皇胤の中をえらび申しけるに、をの〳〵異議ありしかど、參議百川といひし人、此天皇にこゝろざし奉りて、はかりごとをめぐらして、定め申てき、天武世をしり給ひしよりあらそひ申人なかりき、しかれども天智御兄にてまづ日嗣をうけ給ひ、そのかみ逆臣を誅し、國家をも安じたまへり、この君繼體にそなはりたまふ猶正にかへるべきいはれなるにこそ、と云るが如く、天武天皇以來、藤原氏やゝに威權を得るまに〳〵、己がまゝに振まひて、其黨與を引き、謀を授けて、皇族諸王をば、くさ〳〵に羅織て、或は罪し或は疎外にしつる事のさま、往々見えたるにてもその大凡を辨ふべし、此事につきてなほいはまほしき事あれど、ところ狹ければ、此にはいはず、かゝる世の形勢なりしかば、禍を避るために、酒を縱にして迹を晦ましけるなるべきも、天運自ら來りて、御位には卽給へり、その時の童謠これなり、

催馬樂に、この童謠を葛城曲と云り、其歌云、加川良支乃、天良乃末戸名留也、止與良乃天良乃爾之名留也衣乃波井爾、之良太末之川久也、末之良太末之川久、於之屯止、之加之天波、久爾曾左加衣牟也、和伊戸良曾止美世牟、於之屯止、於之屯止、於之屯止、於之屯止、於之屯止、於之屯止、

こは催馬樂古本によりて記せり、この歌上に引る續紀といさゝかの異同あるは、あやまりにはあらず、もとより催馬樂を諷ふ節にひかれて、自らにその詞に延約も出來に

しものと知るべし、

日本靈異記下卷にも、此歌を擧て云、諾樂宮廿五年、治天下勝寶眞太上天皇、代、擧天下而歌詠言、朝日刺豐浦寺西有耶、押天耶、櫻井爾、押天耶、押天耶、櫻井爾、白玉磯着耶、吉玉磯着耶、押天耶、押天耶、

如是咏之後、帝姬阿倍天皇、代神護景雲四年、戊次庚戌年八月四日、白壁天皇卽位、同年冬十月一日、筑紫國進白龜、改爲寶龜元年、治天下、是以當知先歌咏者、是白壁天皇治天下表相答也、

これも催馬樂の歌と異なる處のあるはや、に謳を傳ふるまゝに、誤まれるもありしなるべし、○葛城寺は上宮法王帝說に太子起七寺云々葛木寺、太子傳曆に、葛城寺又名妙安寺、大和志に、故葛木寺、在葛上郡朝妻村云々、○豐浦寺は、大和志に、廣嚴寺在高市郡豐浦村、當作向原、又名豐浦寺、養老中遷於新京、○於志止度刀志止度は歌ふときに添て聲を助る詞なり、催馬樂に、於之屯止、於之屯止とあるも、靈異記に、押天耶と云るも、同じ、○櫻井は豐浦寺の傍にて、櫻井とも椒葉井ともいふ、故に催馬樂に櫻井を衣乃波井と云り、法王帝說裏書に、庚戌春三月、學問尼善信等、自百濟還住櫻井寺、今豐浦寺也、（初櫻井寺云後豐浦寺云）とあり、○白壁之豆久也、この白壁は光仁天皇の御諱を、歌句にあらはせるものなるを、鹿持雅澄が南京遊覽に、壁字として、壁字當本壁と作る誤なり、今改

つ、上なるも次々なるも同じ、度會光隆も、壁と作るは誤なるべし、とはいへるよし、谷川氏いへり、袋草子に、しら壁の帝の親の祖父こそ、平野の神のひゝ子なりけれ、（平野の御歌）今按に、しらたまは、光仁天皇なり、其曾祖舒明天皇なり、是平野明神なりとしるせり、さて白壁は光仁天皇を譬へたるなり、之豆久は沈着なり、萬葉の七に、海底沈白玉風吹而海者雖荒、不取者不止、また底清沈有玉乎、欲見千遍曾告之、潛爲白水郎、ともよめりと云り、○好壁、これも遊覽には、壁の誤として、白壁を打返して賛稱なりといひて、續紀を誤りとしたり、橘守部か催馬樂入綾にも、（こは催馬樂を注せるなれば、其歌詞によれるは、宜なれど）紀に白壁とかきたるは、白壁の誤なるべし、こゝは壁にては、しづくともいひがたく、又好壁ともいひがたし、此句一わたりは、彼御諱の壁字の壁に似たる故に、かくうたひしかとも思ふやうなれど、白玉は元より美賞辭なるうへに、こゝは玉體を指奉る也といへり、この二氏は歌詞の注解に委しき人々なれば、文詞をえ知らぬ余が如きものゝ、もどきいふべきにはあらねど正史の文を誤りとして云ふときは、白壁の皇子といふに叶ひがたく、厭ぬこゝちせらるれば、試みに論はむとする也、下に云ふを待て見るべし、○然爲波は催馬樂に、之加之天波、また靈異紀に然而者、とあるによりて訓べし、之加之天波は、しかしたらばの意也、○國會昌由流なりは、國の榮ゆる由な

り○吾家良曾は、ワギヘラゾト訓へし、ワギヘはワガイへの切れる言なり、古事記仁德段に、和藝幣能阿多理（我家のあたり也）書紀景行天皇御歌に、和藝幣能伽多由（我家の方より也）などあり、良は等なり、上に國曾と云て、又吾輩の家等までも、其威德を蒙りて昌榮ゆるよといふ意なり

上に引る文に、于時井上內親王爲妃、議者以爲井則內親王之名、白壁則爲天皇之諱、蓋天皇登極之徵也、とある內親王は、大日本史后妃傳三に、光仁皇后井上內親王、聖武帝女也、養老五年九月、爲伊勢齋、神龜四年九月、侍于太神宮、云々天平十九年叙二品、云々光仁帝爲諸王時、納爲妃、生廢太子他戸、初有童謠曰、葛城寺乃前在也豐浦寺乃西在也、於志止度、刀志止度、櫻井爾白壁之豆久也云々、（上に引る文と同じければ畧けり）及稱德帝崩、群臣推帝即位、立內親王爲皇后、果如讖、寶龜三年三月、后坐巫蠱廢、尋廢皇太子、后又厭蠱難波內親王、四年十月、內親王薨、帝乃詔幽后與廢太子於大和宇智郡沒官之宅、六年四月、后及廢太子、同日卒、九年正月、遣云々等改葬、后墳稱御墓、置守冢一戸、延曆十九年、詔復后位、墓稱山陵、初有右兵衞佐槻本老、光仁帝之舊臣也、他戸在東宮、驕虐、遇桓武帝無禮老竭心奉帝、陰有輔翼之志、后與他戸聞老爲帝所昵、數切責之、及巫蠱事起、老按驗其獄、多發姦伏、延曆二十二年、授老三子位階、賞其舊功、

（水鏡光仁天皇の條下、寶龜三年、御門、井上の后と博奕したまふとて、たはふれ給ひて、我負けなば、さかりならむ男を奉らむ、后負け給ひなば、色かたちならびなからむ女をえさせ給へ、との給ひて、うちたまひしに、御門、負け給ひにき、后まめやかに御門をせめ申し給ふ、御門たはふれとこそ思しつるに、ことにがりて、思ひ煩ひ給ふほどに、百川この事を聞きて、山部親王を后にたてまつり給へと御門にすゝめ申しき、この山部親王と申すは、桓武天皇なり、さて百川また親王の御もとへ參りて、御門この事を申し給はむずらむ、あなかしこ、いなひ申し給ふな、思ふやうありて申し侍るなり、と申しゝほどに御門、親王を呼び奉りたまひて、かゝる事なむある、后の御もとへおはせと申し給ひしに、親王おそれかしこまりて、あるべきことに侍らずと申して、まかり出て給ひしを、度々强ひ申し給ひしかども、なほうけたまはり給はざりしかば、御門、孝といふは父のいふ事にしたがふなり、われ年老いて力堪へず、速に后の御もとへ、參りたまへ、とせめたまひしかば、えのがれ給はずして、遂に后の御もとへ、參り給ひにき、さてこの后親王の御ことをいみじきものにし奉り給ひし、いとけしからず侍りし事なり、この后御年五十六になり給ひき、この御腹の他戸の親王は、御門の第四の御子にて御年なども、いまだ幼くおはしまして、今年は十二にぞなり給ひしかとも、此后の御腹にておはせしか

ば兄たちをおき奉りて、こぞの正月、東宮に立ち給ひしぞかし、后の御年もたけ、東宮の御母にて、いみしく重々しく、おはすべかりしに、この山部親王御まゝ子にて、御年などもことの外にあひ給はず、今年三十六になり給ひしを、またなきものと思ひ申し給へりし、いと見苦しくこそ侍りしか、常に親王をのみ呼び奉り給ひて、御門を疎くのみもてなし奉り給へは、御門耻ち恨みたまふ御心、やう〳〵いできけり、百川このほどの事どもをうかゞひ見るに后ましわざをして御井に入れさせ給ひき、御門をとくうしなひ奉りて、我御子の東宮を位に即け奉らむ、と云ふ事どもなり、その井に入りたるものを、ある人とりて、宮の内にもてあつかひしかば、この事みな人しりにき、百川御門にこの事既にあらはれにたり、又后の宮の人八人、この頃横さまなる事をのみ仕うまつりて世の人たふべからず、人のめをうばひて、やがてその男の前にてゆゝしきわざをして見せ又その男をころし、かやうの事申し盡すべからず、この八人をとらへさしめて人のうれへをしづめむ、と申しゝかば、御門申しゝまゝに、免し給ひしかば、百川つはものを遣して、召しとりし程に、その八人をうち殺してきその使かへりて、このよしを申すに、后御門のおはします所へ怒りておはしておいくちは、おのれがおいぼれたるをば知らずして、我宮人どもをば、いかでか殺さするぞ、とのり申し給ひしかば、百川この

事を聞きて、あさましく侍る事なり、后をしばし縫殿寮にわたし奉りて、こらしめ奉らむ、又東宮もあしき御心のみおはす、世のためいと〳〵不便に侍ると申しゝかば、御門よからむさまに行ふべし、との給ひしかば、三月四日、后の位をとり奉りて、いで給ふべきよし啓せしかども、后の更に出で給はずして、忍びやかにかむなぎを召しよせてさま〴〵の物どもをたまはせて、御門を咒咀し奉り給へりしを、百川聞きつけて、かむなぎを尋ね召さしめしに、かむなぎ逃げうせにしかば、そのかむなぎの親しかりしものを召して、更におそれをなすべからず、ありのまゝにこの事を申さば、我必ず位を申し授くべし、といひしかば、即ちこのよしをかのかむなぎに告げいひしかば、かむなぎ謀られて申していはく、君をあやまち奉らむ、と謀れる罪は、遁れがたかるべき事なり、后宮我等を召して、さまざまの物を賜はせたりしかども、いかにすべしとも覺え侍らで、只御門の御ために、かへりて寺々に誦經なして、惡しき心つゆ起さずなり侍りにき、といひき、このよしを百川つぶさに御門に申しゝかば、そのかむなぎどもを召よせて、重ねて問はしめさせ給ひしに、おの〳〵皆おぢ伏しにき御門この事をきこしめして、涙を流したまひて、われ后のためにいさゝかもおろかなる心なかりつるに、今その事ありいかにすべきことぞと仰事ありしかば、百川申していはく、この事世の中の人、皆聞き

侍りにたり、いかでかさてはおはしますべきと、申し、かば御門まことにいかてかたゞもあらむ、とのたまはせて、后のみぶなど、皆留め給へりしかども、后さらに憚り給ふけしきなくて、只御門を、さまざまのあさましきことばにて、みだりかはしくのり申し給ふ事より外になし、百川東宮もしばし退け奉りて、心をしづめ奉らむと申し、かば御門ゆるし給ひき、百川僞りて宣命をつくりて、人々をもよほして、太政官にして宣命を讀ましむ、皇后及皇太子をはなち追ひ奉るべきよしなり、この事をある人御門に申すに御門大におどろき給ひて、百川を召して、后なほこり給はず、しばし東宮を退けむとこそ申しこひつるに、いかにかゝる事はありけるぞ、とのたまふに、百川申していはく、退くとは永く退くる名なり、母つみあり、子おごれり、誠にはなち追はむに足れることなり、と少しもわたくしあるけしきなく、偏に世のためと思ひたる心、かたちに顯れて見えしかば、御門かへりて、百川におぢ給ひて、ともかくもの給はせずしてうち〳〵に歎き悲ひ給ふ事かぎりなかりき、これも百川のはかりごとにて、位に卽き給へりし功勞の、はかりもなかりしかば、只申すまゝにておはしましゝなり、とある此文中に、百川が謀もて、皇后と太子とを傾けて、廢し奉りつる事は、日本史にも其事甚鄙褻、今不取と云れば、此に擧ぐべきにはあらねど、皇后の淫りなる御ふる舞、その頃世にいみじく

いひはやしける故、稗史野乘ともには、一層甚しくものせむとて、桓武之に婚し給へる事をも記したりけむと思はるれば、注文として、參考に備ふるのみ、桓武のあしきみわざを殊にとり出て云るにはあらざるなり、この天皇の英主にておはす事は、云までもなけれど、姓氏錄序に、皇統彌照聖明、生而叡哲、自體性仁、威被日出之崖、德光月朏之域、停烽、廢關、文軌爲一、慮周品物、思切正名、とあるにても、水鏡に云る事どもの浮說を知るべし、讀者其心して見よかし、)かくみえたるにて、井上內親王の大略を知るべく、また童謠に、櫻井といへるは、井上の井をとれるにて、內親王を稱へ奉り、白璧は爲天皇之諱と云るもて、正しく光仁の御諱をあらはに申したる事著きを、催馬樂また靈異記の歌詞に、白璧と歌ひたるが世に傳はり、皇代記に白璧とある御諱を、ふと誤りて白璧と書るを證として御諱をも白璧なりといひ、袋草子にも諸本を考ふるに、白璧（夫木抄には白玉とあれど誤也）とはなきを、強て白璧なりとしたるは、反りて誤りなる事をさとらす、歌詞の沈白玉、沈有玉なと云ふ常套語にのみ泥めるは信がたし、催馬樂等は、後にこの詞をかへて風雅に歌へるなれは白玉といひ好玉といへるは、もとよりの事なれば難べきにあらねど、璧にては沈くとも云ひがたしとある入綾の辨、まことにあたれるが如し、この辨果して當れりといはゞ、御諱とある文を誤りとするの外なし、あちきな

き事ならずや、村尾元融が續日本紀考證に、壁一本作壁或曰、據靈異記及催馬樂所載、白壁好壁之壁、並當作壁、御諱白壁、亦壁字、其作壁者、蓋後人傳寫之誤、元融曰、皇代記云、天皇諱白壁或白壁、シラカヘ白髮之義歟、今案、延曆四年五月詔云、先帝御名及朕之諱、自今以後宜並改避、於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山、云々、蓋白壁白髮部、邦訓相通、故改避爲眞髮部、若御諱白壁不須改避、則作壁者恐不足據、姑書俟考、といへるは、いとよき斷定説にて、余か愚に叶へれば、之に從ふべし、なほ言はゝ、享祿本類聚三代格、寶龜三年の勅に施基皇子、天智天皇第三之皇子、白壁天皇、卽位之後、追稱御春日宮天皇、と云ふ事もみえ、常陸風土記は、和銅の著作なるによりて、白壁郡を擧て、その四至を載せたれども、延喜式和名鈔等にて此郡名なく、眞壁郡とせられたるも、延曆四年の後に改められし事著ければ、天皇の御諱の白壁なる事は、疑ふまじきものなり、さて丹生大明神告門の末に、神位を進め神寶を奉りつる事を云て、平城朝廷大八島國所知食倭根子白龜天皇奉賜大御弓御佩等奉給也、と云ふこともみえ、白龜の旁訓に、右にはシラカメ、左にはシラカヘ、とあるによりて、思ふに、其ほどシラカベと云ふ語のシラカメとも聞なされし故に白龜とも書けるなるべければ、天皇の御諱なる白壁を、卽白龜に擬らへて、その龜の沈ける由に比喩たるにはあらじ歟、然比喩て天下推なべて歌ひたりしに、合せて、其童

謠のまゝに、天皇卽位おはしましける折しも、肥後國葦北郡日奉部廣主賣が白龜を獻りしかば、朝廷にもいと〳〵貴くめでたき瑞として歡びくつかへるばかりにて、卽寶龜元年と改め給へるにもやあらん、と思ひなさるゝは、いかゝ、あらむ、なほ識者に問て、其說の當否を定むべきなり、

上に云る光仁天皇及皇后井上內親王の事の因みに、この內親王の御腹に生坐る皇子女たちの事につきて、大日本史に經誤ある一條を述へむ、

大日本史卷一百一、皇女列傳に、光仁三女と擧て、

能登內親王、贈皇太后高野氏所生也、初爲女王、叙從四位下、寶龜元年爲內親王、叙四品、七年進三品、及長適市原王、生五百枝王、五百井女王、天應元年二月薨、年四十九、遣使監護喪事、官給所須、遣參議大伯伴麻呂就第宣詔贈一品、以其子女爲二世王、

酒人內親王、能登內親王同母妹也、（東大寺要錄引日本後紀）爲桓武帝妃、（續日本紀）同卷七十六、后妃列傳に、桓武の皇后妃夫人を擧たる中に、妃酒人內親王、寶龜元年進三品、三年爲伊勢齋、五年九月至伊勢、（續日本紀）年長而逸容貌姝麗、帝納之被庭、生朝原內親王、操行不謹、而帝不加禁、至弘仁中授二品、常於東大寺行萬燈會、天長六年八月薨、年七十六（東大寺要錄引日本後紀）とみえたるに、同卷八十八皇子列傳に、光仁六皇子、井上皇后生廢

太子他戸、贈皇太后高野氏生桓武帝、崇道天皇早良、(續日本紀)尾張女王生稗田親王、(皇胤紹運錄、一代要記、)宮人縣、犬養男耳生廣根諸勝、(姓氏錄)僧開成失母氏、(勝尾山流記、元亨釋書)、

とあるときは、桓武天皇と酒人内親王は、同じ腹の御兄弟にあたれり、異腹の御妹ならむには、さもあるべきを、いかで同母にて、さる紊りかはしき事のおはすべき、然るをかく史に記されたるは、いみじき誤りなり、抑然誤れる事は、本朝皇胤紹運錄に

光仁天皇

- 桓武天皇　諱山部、又號二日本根子皇統彌照一、治二十四年、母皇太后高野ノ御笠、贈正一位乙繼ノ女、
- 早良天皇　天應元年四月、立二皇太子一、(三十一)延暦十四年、廢之、配二流路國一、於二途中一斷二水漿一、薨、十九年七月、追二稱崇道天皇一、母同、
- 稗田親王　三品、母ハ尾張女王
- 他戸親王　立二太子一、廢之、母不レ詳、井上皇后爲レ子、
- 酒人内親王　齋宮、二品、桓武納レ之、母同二桓武一、
- 能登内親王　三品、贈一品、市原王ノ室、母井上内親王、

- 彌奴麿内親王　三品、適二右大臣神王一、母ハ島姫、姪生二毛人女一、
- 廣根朝臣諸勝

とある酒人内親王の譜に、母同二桓武一と云るをもて、誤れるならん歟、と思ひしに、日本史にはこの書を引かずして、東大寺要錄引日本後紀を引り、こは引用書の誤れるにはあらで、編史者の其引用書の文を見誤りしによれるものとぞ思はる、さるは、

東大寺要錄第十(雜事章之餘)に、酒人内親王事、(行萬灯會事)天長六年八月丁卯、二品酒人内親王薨、廣仁、天皇之皇女也、(〇寛云、こゝに廣仁とあるは、光仁天皇の事にて、類聚國史にも、かく記せり、しか書る故よし、いまた考へ得ず)母贈二〇吉野一〇皇后也、容貌妖麗、柔質窈窕、幼配二齋宮一、年長而還、俄叙二三品一、桓武納之被レ庭、寵幸方盛、生二皇子朝原内親王一、爲二性倨傲、情操不レ修、天皇不レ禁、任二其所一レ欲、姪行彌增、不レ能二自制一、弘仁年中、優二其衰暮一、特二授一品一、常二於東大寺一行二萬燈之會一、以爲二身後之資一、(ス)、薨時年七十六、山城國愛宕郡公田四段一百步、宛二紫野院一、

この文に、母贈吉野皇后也、とあるは、決めて高野皇后を云るにはあらずして、非上内親王を申せりしなるべし、いかにとなれば、高野皇后は、

續日本紀は、延暦八年十二月乙未、皇太后崩、(この時は皇太夫人にてまし、を、此に皇太后とあるは、後の號をめくらしたる也)、明年正月十四日辛亥、上詔曰、天(アノ タカシラスヒノ)高知日之姫尊(ミコト)、壬

子、葬於大枝山陵、皇太后姓和氏、諱新笠、贈正一位乙繼之女、(云々)皇后容德淑茂、夙著聲譽、天宗高紹天皇(光仁天皇の御事なり)龍潛之日、聘而納焉、生今上、(桓武天皇の御事なり)早良親王、能登內親王、寶龜年中、改姓爲高野朝臣、今上卽位、尊爲皇大夫人、九年追上尊號曰皇太后」

かくあるによりて、高野皇后は、桓武天皇、早良親王、能登內親王の三柱の御母にはませども、酒人內親王の御母と申す事みえされば、その御母におはしまさゝる事も、又明けし、さらば贈吉野皇后は、井上內親王にして、井上內親王は、酒人內親王の御母なる事を知るべし、なほいはゞ

水鏡、光仁天皇の條下に、山部親王(卽桓武の御事なり)を位に卽け奉らむとする時の事を、濱成申していはく、山部親王は、母いやしくおはす、いかでか位に卽き給はむと申し、かば、御門まことにさる事なり、酒人內親王を立て申さむとの給ひき、濱成又申していはく、第二の御子、稗田親王、御母いやしからず、この親王こそ立ち給ふべけれと申し、を、百川目をいからかし、太刀をひきくつろけて、濱成をのりていはく、位に卽給ふ人、更に母のいやしきたゝきを擇ふべからす、山部親王は、御心めでたく、世の人もみな隨ひ奉ることわろあり、濱成申す事、道理にあらず、我命をもをしみ侍らず、二心なし、只御門の御ことばかうふり侍らむとせめ申しゝかば、御門ともかくもの給はで、立ちて內へ入り給ひにき、百川この事を承りきらむとて、齒をくひしばりて、少しもねふらずして、四十餘日立りき、御門百川が心の强くゆるがさる事を御覽じて、さらば疾く山部親王の立つべきにこそと、ゑぶ〳〵におほせ出し給ひしを、御こゝろばいまだ終らざりしに、庭におりて、手をうち喜ぶ聲おびたゞしく高くして、人々みなおどろきさわぎき、百川やがてつかさ〳〵を召して、山部親王の御もとへたて奉りて、太子に立て奉りにき、御門あはたゞしくれば、して、あきれ給へるさまにてぞ、おはしましゝ、濱成色をうしなひ、朽ちたる木などの如くに見え侍りき、百川君の御ために力をつくし身を捨つる事、いにしへもかゝるためしなしと、人々申しあへりき、

この文中に、山部親王(卽桓武)は母いやしくおはす、いかでか位に卽き給はむ、といひて、次に酒人內親王を立て申さむとの給ひき、とある時は、山部親王は御母いやしき故に立ちかたきを、酒人內親王は、然らずして、品高き方の御子なりといふ事明かなれば、桓武と內親王と同母兄弟にまさゞる事明けきを思ふべし、然らば紹運錄には、何故に酒人內親王(母同桓武)と記したらむといふに、こは系圖は、一酒人內親王　母井上內親王　一能登內親王　母同桓武

とありけるを、寫手の誤りて、前後したる者とみえたり、さるは、上に引る續紀に、能登內

親王は高野皇后の所生にして、井上內親王の所生にあらざる事、明かなるにても、其あやまりを喩るべきなり、かく正し考ふる時は大日本史の印本の誤り明かに知らるゝ故に、余明治二三年のほど、水戸舊藩主德川從三位（昭武君）卿に請て、其あやまりを刪改めてむと申しけるに、其ほど國家の事多き時なりければ、後にしかものすべしとの命ありしのみにて、今に刪り正さで、打過ぬるは、いとあかず口をしき事になむありける、

長慶院天皇繼統考證

謹案に、皇國の宇內に超絕して國體の尊嚴なる所の者、天祖神器を皇孫に授けて天壤無窮の神勅ありしより、皇統綿々として替らせ給はぬ故にこそ御在ます可けれ、故朝廷既に歷史課を置き、皇系を纂定するの擧あるなるべし、而るに御歷代の數今に一定せず、神武帝より今上皇帝まで、百廿六代（神功飯豐北朝五主を加へて、後村上長慶後龜山を省きたる數）或は百廿四代、（百廿六代の內、後村上以下三帝を加へて、北朝五主を省く）又百廿三代、（百二十四代の內、長慶を省きたる數）或は百廿二代（百廿三代の內、神功飯豐を省き、長慶を加へたる數）百二十一代（百二十二代の內、長慶を省きたる數）など又々其說を異にす、豈不體裁のことならずや、扨其數の一定せざるは仲哀帝の次に神功皇后を加へ、淸寧帝の次に飯豐皇女を加へて、長慶帝を省き奉るより異同を生する也、飯豐皇女は、諸書皇統に加へざれども、皇位に卽給へること歷々徵あれば、辯を費すに及ばず、神功皇后は攝政にして皇統を承ざること、紀記二典に確據あり、又天下の定論あれば、今更云ふまでも無れど、長慶帝の事に至ては、南北紛擾の際、史乘闕逸するを以て、一是一非、紛紜の議論を生す、寬不敏と雖とも、嘗て日本史編輯の末に列り、粗先哲の餘論を聞くことを得たれば、聊か管見を左に列ね、君子の採擇を仰がんとす、

花營三代記曰、應安六年八月二日、南方讓位於御舍弟之間、相副三種神器出奔吉野、

後嵯峨院皇統系圖（東寺觀知院古本）曰、後醍醐院（尊治）今上――今上（寬仁）今上

謹案、後村上帝御在世の間、未た皇太子を定め玉はず崩御なりしが、寬成親王（長慶院）御位に卽玉ひ、熙成親王（後龜山院）は皇太弟に立せ玉ひけるを、熙成親王は御所生も賤しからず（御所生、嘉喜門院におはしませり）御在ければ、先帝より東宮とすべきなど密詔もありつらん、故其後御兄弟の御中不和にして南方二つに分れ、文中二年、（北朝應安六年）御心ならず御讓位有し頃、北方の大軍河內に打入、度々の合戰に南方利なく、天皇皇居より和州吉野に遁れ玉ひ、其後寬成親王は、紀伊玉川宮に遷り座しが、吉野にては神器を擁する親王を帝と仰き奉りつれど、寬成親王は一旦位に卽玉へる故を以

て、太上天皇の尊號を奉られし趣也、かくて長慶帝御心ならず、御讓位ありしことは、弘文帝の天武帝に於けるが如き形勢なりしことなるを、舍人親王書紀に載ざるは、其御父君の爲に諱てのことなるが、幸に續紀水鏡に明證ありて後人異議あることなし、(紀日本紀)寶字二年八月二十五日勅文に、自乃祖近江大津宮內大臣已來、世有明德翼輔皇室君繼十帝年殆一百、云々この近江大津宮は、天智帝なり、天智、大友、天武、持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙、廢帝凡十代にて、天智帝即位元年より、是年まで九十七年なり、もし大友を除くときは九代にして、十帝の文にかなはず、大鏡裏書にも、西宮記を引て大友皇子、天智天皇、十年正月任太政大臣、十二月即帝位、立坊次第に、天智天皇十年云々、同年十二月五日、即帝位、春秋二十五、大鏡に、三十九代に當り玉へるみかと天智天皇こそは、太政大臣をはなしたまへりければ、やがて第四の皇子にをはします大友皇子なり、正月に太政大臣になし、同じ十二月二十五日に位につかせたまふ、水鏡に、天武天皇と申は、天智天皇同腹の御弟なり、云々、天智天皇十二月三日、うせさせたまひにしかば、同五日大友王子位をつぎたまひて、云々とあるにて、帝位に即ませること明かなり、又舍人親王のか、せ玉へりと云ふ南都藥師寺塔擦銘文に、維淸見原馭宇天皇即位八年、庚辰之歲云々、これにて干支を推すに、元年癸酉に

あたれり、古事記序に、暨飛鳥淸原大宮御大八洲天皇御世云々、歲次大梁、月踵爽鐘、淸原大宮、昇即天位とある、大梁は十二次の內、昇宿の次にて、昇は二十八宿の中、西方の星、西方は酉方なれば酉年を云ひ、夾鐘は十二律の中の二月の律なれば、二月に當れり、然るを書紀に、壬申の歲即位の如く記されたるは曲筆なり、)唯長慶帝の事、南北の兵燹にて記錄も傳はらず、種々の論もあれど、花營三代記に、讓位を記して忌憚ることなきは、却て當時の實事にして左信を取るに足れり、且東寺觀智院所藏古本の後嵯峨院皇統系圖に、後醍醐天皇より第二世の今上を寬仁とあり、第三世を今上とある、第三世は長慶帝にして、(寬仁とあるは疑はしきに似たれど、始はかく御名のりませしも計りがたし、)第三世は後龜山天皇にませり、此系に今上と記せるにて、帝位に即玉へること著し、是長慶帝位に即玉ふの證一也、

古本皇胤紹運錄(奧書に、禁裡御本、西山內府滿季公筆、銘、後小松院宸筆、云々とあり、)

曰、義良親王(陸奧太守於南方僞朝稱君主號後村上天皇云々)

寬成親王(於南方自立號長慶院)

熙成王(自吉野降後蒙太上天皇尊號號後龜山院)

謹案長慶帝は御兄にして、後龜山帝は御弟にますこと此系にて明らかなるが、於南方

自立と云ふことふと打見たらんには、北朝より南方を外にしたる辭の如く聞ゆれど、一統の世に僭竊の者を指てこそ自立とは云べけれ、南北分爭の時、各眞僞を爭ふと雖とも、自立と云こと餘り甚しきに似たり、況や義良親王の條に於南方僞朝稱君主とあれども、自立とは申さず、且長慶帝は正しく後村上帝の緒を繼たまへば、宜しく一例に於僞朝稱君主などは云べく、自立とは云べからず、然るを如此かゝれしは、上に云る如く、長慶帝始め位に卽給ひしが、程なく御兄弟の御中不和にして南方二つに分れ、遂に後龜山帝の爲に御心ならず、位を避玉ひて甚(イト)不平に思したりけんを、北朝にも其意を得てのことなるべし、(御兄弟の御不和にて二つに分れしは、建德元年のことなるべく思ふよしありて下に云り、)さて文中二年七月までは、長慶帝神器を擁し玉ひしが、八月に至て御讓位のことありし故に、後龜山帝神器を御身に副て、吉野に遷御し玉へること、三代記に見ゑたるが如し、既に神器を擁し玉ひ、又讓位於御舍弟宮とあるときは、長慶帝の位に卽玉ふこと明かなり、是其證二也、

高野山金剛峰寺所藏願文曰、敬白(ヲス)發願事、右今度之雌雄如(クナラハ)思(ツカ)者、殊可致(ス)報賽之誠之狀如件、元中二年九月十八日、太上天皇寛成敬白、

謹案に、かの紹運錄に、於南方自立とあるを、此願文に併考てます〳〵御兄弟不和なることを知るべし、願文に今度の雌雄云々は、此朝と雌雄を決すと云ふには非ずして、御兄弟二つに分れし御爭なること、文義を玩索して思ひ辨ふべし、(御心ならず御讓ありし御憤りも、文中に含蓄(コモリ)てきこゆるなり、)且太上天皇寛成と遊ばせしは、帝位を踐玉ひし明證と謂べし、是長慶帝位に卽玉へる其證三也、

二見氏文書(大和宇智郡上野村櫻井慶幸所藏)曰、紀伊國靜川庄領家職可令知行者、院宣如此、悉之(スコヲ)以狀(スヲ)、元中三年四月五日、二見越後守館民部卿、(花押)

謹案に、元中三年は、後村上帝崩御なりし正平廿三年を距ること十九年の後なれば、此時の院宣長慶帝の外にさし奉るべき君なし、既に院と稱するときは、一度皇位に卽玉ひ、御讓位ありし後尊號を奉りて、太上天皇と申せしこと、又何ぞ疑はん、是長慶帝位に卽玉へる其證四也、

古本帝王系圖折本

紹運錄並曰、義良(後村上)
- 寛成(吉野長慶院號玉川宮法皇)
- 熙成(後龜山法諱金剛心)

仙源鈔跋(右大將藤原長親)曰、此鈔者、長慶院法皇之聖製也、云々、

謹案に、系圖と紹運錄とに、玉川宮法皇とみえ、仙源鈔跋に、長慶院法皇とあれば、長慶院

雞髮の後、法皇と稱し玉へりとみえ、若し帝位に卽せ玉はざらんには、爭でか法皇とは申し奉るべき、是長慶院位に卽き玉へる其證五也、

或人之を辯じて、後堀河帝御父守貞親王を、太上法皇と申し奉ることもあれば、此一條を以て帝位に卽玉ひし證とはし難しと云り、然れど長慶帝の帝位に卽玉へること前に云が如くなるに、太上天皇の尊號さへおはしまして、其上に法皇と申奉ることあるは、守貞親王を太上法皇とのみ稱して、太上天皇とは申さゞるの類と同日の論に非ず、上件に記すが如く、長慶帝の皇位に登り玉へる證文あるを以て、日本史にも長慶帝を本紀に列し、朝廷に奉りしに、光格帝叡覽の上題號を賜はりしより、天下翕然異辭なかりしを、嘉保已一が花咲松に、この帝を御代數に入奉るは非なりと云說(この說あるに因て、水戸彰考館學士其評論を記し、保已一に遣したるに、彼もやゝ屈服して其稿本をさへに改めしを世には知らずて在るなり)に左袒する者多く、左に右に論ふことも聞ゆれば、今其說を立る人共の證とする文を左に揭て、聊か意見を述べ之を辯せん、

新葉集序曰、かみ元弘のはしめしも、弘治の今にいたるまで、世は三つき、としはいそとせ、云々、

天授元年五百番歌合曰、(前大納言光有)おもひきや三代に都かへてよしの山雲井のはなになほなれんとは、(關白)よしの山名もかひありて三代までの、みゆきかさなるはなのしら雲、

說者云三つきとは、後醍醐、後村上、當帝(後龜山)是なり、若し後醍醐を除き奉りて、後村上、長慶、後龜山の三帝と云んには、かみ元弘の初よりとは書べからず、新葉集は南朝の撰集、花營三代記は武家の雜錄なり、彼を取て之を捨べからず、云々、

辨云、後村上帝崩御の時、長慶帝位に卽玉ひしが、南方二つに分れ、其後に至り後龜山帝卽位まし〳〵、其朝に宗良親王新葉集を撰れしかば、當時の爲に諱ことありて、長慶帝を斥て閏位とせしものなり、(歌合も之に同し)故に三代と數へたりとみゆ、又新葉集に、長慶帝の歌を一首も收めざるも、亦避る所あるに因るとみえたり、而るを帝まことに六年の間、(正平二十四年より、文中二年まで、)位を踐玉へるならんには、御兄弟の中いかに御不和なればとて、御代數を除き奉ること、臣子の情あるまじきこと也、と云說もあれど、書紀に諱ことありて、大友帝を除たるに非ずや、其當時の爲に諱もの、却て臣子の至情なるべし、但し長慶帝位に卽玉しかど、或は其所生の卑賤なりしか、又は壯武にして兵を好み玉ふなどの故に因て、人も服し奉らざりしにや、楠正儀か如き帝卽位の年に北朝に降り、後龜山帝卽位ありて後南方に歸參せしも

當時云べからざる情實ありしとみゆれば、新葉集序、及ひ歌詞歌合ともに、三代と云るも諱ことありての故なるべしとは云なり、か、れば三代とありとて、長慶帝位に卽玉はざる證とはすべからず、且古へを考ふる者、正史も雜錄も貫穿通考して後に、當時の形勢事實をこそ論ずべけれ、何ぞ撰集にのみ拘泥することかあらん、而るを新葉集は南朝の撰集なり、三代記は武家の雜錄なりとて、偏向に取舍するは、恐らくは通論に非るべし、

新葉集(春上)曰、今上いまだみこにおましく〳〵けるとき、家に侍りける梅の花をおりて奉るとて、(福恩寺前關白內大臣)いとはやも分てたをらばはるの宮に、木たかくにほへ宿の梅か枝、御返し、(御製)春のみやに木たかく匂ふ花なれば、わきてやみましやどの梅か枝、

同集(賀部)曰、みこにおましく〳〵けるとき、內裏にて、人々題をさぐりて、百首歌つかうまつりける時、梅を、(御製)いく千世もかはらず匂へうへおきて、わが春しらむ庭の梅が枝、

嘉喜門院御集曰、正平廿三年八月、つねよりもあわれなりし夕暮に、春宮の御方よりおもひやれおなじ空にやながむらむ、なみたせきあへぬ秋のゆふぐれ、

說者云上の二首は、必す立坊あるべき御方とみゆ、又我春しらんとよませ玉へる、東宮にあらずしていかでかくはよませ玉ふべき、門院集のうち後龜山をうち御方と稱し、こゝに春宮と稱し玉へるは、寬成の御事なるべし、

辨云、新葉集の二首、(後龜山帝いまだ皇子にて坐ける時の御歌は)後村上帝の時、既に後龜山東宮に立せ玉へるさまに、聞ゆれど、此諸歌或は帝位を窺望し玉ふの端ありて、心緖を吐れしならんも知り難ければ、之を以て東宮に立玉ひし確證とは定め難し、又門院集に內とあるは、長慶院の御事春宮とは後龜山帝の御事なるべし、內と云ることは、門院集に、正平二十三年、世中りやうあんに侍りし頃、この春うつしうへられし櫻の散たる枝につけて、內の御方より、植置しむかしの人のかたみとて、手折ぞかなしき、天授二年やよひのはしめつかた、如意輪に御こもりありし頃、御影堂のまへの花につけて、內の御かたへ奉られける、こゝのへに色そへて見よむかし思ふ、見のりの庭のはなの一ゑだ、御返し、なきかけをはなによそへてしのべども、是もあだなる色ぞかなしき、とあるが如し、今其年歷を推すに、正平二十三年なるは、長慶帝の御事、天授なるは後龜山の御事と聞えたり、筑後の牧園猪か說にも、後村上崩後內御方と稱し、春宮と稱し、倚廬御所と稱するうち、春宮倚廬御所は後龜山をさし、內

御方とは長慶をさせり玉ふに及て、後龜山を皇太弟とせしかば、即後龜山を春宮と稱しつらんと云る亦同案なり、母氏の心に兄を舍て弟を立んと欲することゝ、叔季の世にはまゝあることなり、且長慶院は、所生未詳、假令嘉喜門院の御子と爲とも、長慶帝は門院の未た賤き時に生み玉ひ、後龜山帝は門院の貴くなり玉ひて後生れ玉ふ故に、其立坊を臨ませ玉ひしも亦知るべからず、これ等を以て後龜山帝の御方勢よく、諸臣も靡き奉りつるに合せて、長慶帝御心ならず位を避玉へる形勢ありしことを察すべし、又寛成皇子を後龜山の東宮とするが如きは、諸書所見なし、古本帝王系圖に、泰成を東宮とあれば、後龜山帝の東宮は、泰成にして長慶帝には非ること明らか也、かゝれば長慶帝位に即玉はざるの證とはすべからず、

新葉集(賀部)曰、建德元年正月松契遐年といふ題を講せられ侍りし次に、(御製)十かへりのはなさくまでとちぎるかな、わが世の春にあひをひのまつ

嘉喜門院御集曰、建德二年なか月の末都かた、ひはの大なる枝につたの紅葉のかゝりたりしを、わきてそめけるも何となく御目とまる心地してとて、女御殿よりまいらせられたりし御返事に、君かはやあきの宮ゐにうつるべき、ほとを紅葉の色にこそしれ、

說者云、これ等の歌詞によりて考るに、後龜山帝正平二十三年に、位につかせ玉ひしより、弘和元年新葉集を撰せられし頃ほひまで、讓位の沙汰なきこと明らかなれば、長慶帝は位に即玉ふべからず、

辨云、長慶帝即位の後ほどなく、南方二つに分れけん、其は新葉集後龜山帝十かへりの御歌によるに、建德元年のことなるべく思はる、當時後龜山帝の御方勢盛んにおはして、諸臣も靡き奉りつと思しければ、十かへりの御歌はやがて其御望を達し玉はんことを、まだきに喜ばせ玉ふ御製と聞え、秋の宮居の歌は、後龜山の后、猶女御にて御在せども、中宮になるべき由を含てよみ玉へるなれば、此歌を證として正平二十三年即位ありしと云は牽强なるべし、尤も花營三代記に、讓位於御舍弟宮とあるを傳聞の誤とせば、此說も立つべけれど、然らざらんには、讓位の沙汰なしとは云難し、然ればこれを以て、長慶帝位に即玉はざるの證とは爲べからず、

說者云、或問長慶帝位に即玉はずは、太上天皇の號あるべからず、答曰、小一條院の御例にて、東宮より直に太上天皇と稱せられ玉へる也、

辨云、大鏡裡書に、小一條院敦明、寛仁元年八月二十五日、院號年二十五、准太上天皇、賜年爵官年、また一代要記に、敦明親王、寛仁元年八月二十四日、准太上天皇、號小一條院、とみえて、眞に太上天皇にならせ玉ふとはみえず、古來例なき故に、准太上天皇とせ

られしなり、若し小一條院の例にて、長慶帝も准太上天皇ならんには、いかでかの御願文に、太上天皇とは書玉ふべき、太平記、後醍醐帝の光嚴院を廢する詔に、皇太子讓合道、(中畧)仍雖無准的之舊蹤、加以禮制之崇敬、宜上尊號爲太上天皇、みえたり、小一條院の例おはしまさんには、舊蹤なしとは云べからず、是小一條院は、太上天皇にまさゞる證據なり、長慶帝御願文に、太上天皇寬成と書せ玉へる上は、位を踐玉ひしこと亦何ぞ疑はん、既に太上天皇と稱し、又玉川宮法皇(帝王系圖)とも申し奉るときは、長慶帝の卽位ありしこと、明了に疑ふべきふしあることなし、

說者云、南朝は三代すべて前代の諡號を用ゐて、後醍醐、後村上、後龜山と稱するを、長慶院のみは此例にあらず、これ帝位に卽玉はざる一證なり、又帝位の後宮號を以て稱することと其例なし、

辨云、長慶院と申すは追號には有まじけれども、讓位の後に稱し奉るところにて、偏安亂離の際、殊に御兄弟御不和にして、帝の御製をよくし玉へることは、嘉喜門院御集に、贈答の御歌をのせ、天授二年の夏千首の和歌よませ玉ふこともみえ、又仙源鈔とて、源氏物語の註をも著し玉ひしにて知るべし、)新葉集に收めざるのみかは、排斥して御代數に入れ奉らざるほどのことなれば、登遊の後も別に、追號

を奉るに及ばず、長慶院と稱したりとみゆ、當時の形勢さもあるべきことなり、又帝位の後宮號を稱する例なしとて疑へども、南方玉川宮とあるときは、北朝よりの詞なれば、宮と稱したりとて亦何の妨けかあらん、是等區々の名稱にのみ拘はりて、卽位し玉はざるの證とはすべからず、假令是等のことを以て卽位せざるの證とすとも、上に引る五箇條を辨破するの確證なからんには、容易に從ひかたし、大竹親從(こは水戸の史臣にて、寬政ころの人なり、)云ることあり、云日本史に、長慶帝をもて皇統の數に入奉ること大なる卓見にて、千古の疑團を破れり、其修撰の時、定めて是等の議論もありつらん、諸老先生豈新葉集の歌を參考せざらんや、然れとも彼集に據らざるは深意ありてのことなるを、今一時の小說に惑て除き奉らば、大なる僻事なりと云るは宜なることにて、八十年前既に今日あることを洞見せしものに似たり、前條陳る所の說は、要するに日本史に從ふと、花咲松に從ふとの二つに過ず、然れども其證とする所の書、一は記錄を主とし、一は歌集を主とす、記錄は當時の實跡なり、歌集はもと遊戲の書や、參考を助るに足るのみ、然らば其說の是非得失、具眼者一目して之を了せん、唯長慶帝を皇統に立ると立ざるとに至ては、關係頗大なり、寬嘗謂らく、互に證據なきを以て之を論せば、其除くべしと云ものは薄に失する也、除く

可らずと云者は厚に失する也、帝皇の事を議して、之を薄に失するは、寧ろ厚に失するの勝れるに若かず、況や長慶帝繼統のこと、證左的確、萬々易ふべからざる者あるに於てをや、

明治八年一月十日早起、宿痾頓に發て無聊殊甚し、卽ち筆を把て匆々稿を起し、其夜第十二時に至て終ふ、時に寒威凜々、鉄より冷なるを覺ふ、

長慶帝議原由記明治二十三年七月稿

長慶帝の事に就きて、世に議論あるは、我舊藩主源義公の大日本史に原由せり、されど是は日本史の創造にあらず、蓋古來舊傳の說なること、彼林氏の本朝通鑑、北朝後圓融天皇の紀中に、長慶帝卽位の事を帶書したるにて辨ふべし、この二書成りし後、百十數年の間、未た一人の疑義を此に挾むものあるを聞かざりき、然るに寛政の末文化の初頃にもやありけん、長慶院辨を作る者ありしが、水戸の彰考館に於て、之が答辨を作れり、尋て塙檢校保己一が花咲松ありしも、亦大竹親從、藤田一正、之が辨說を作り、其事やみき、其後南山巡狩錄、殘櫻記等の諸書、件の花咲松に因循し或は長慶後龜山一帝兩諦なる由の說を主張するもの起りしより、今日に至るまで、學者の一問題となり、未た其是非を一決すること能はず、世人遠く其淵原を探らす、或は支流に迷ふの患あらんことを恐る、余因て其議論を左に臚列し、原由記と名けて、江湖史學の參考に供す、

大日本史　第一
本朝通鑑　第二
長慶院辨　第三　作者姓名未詳
長慶院答辨　第四
花咲松　第五　塙保己一
長慶帝繼統議第六　大竹親從
花咲松辨　第七　藤田一正
行在或問　第八　牧園　豬
政記　第九　賴　襄

此它天下文學の士、長慶帝の事を論ずる者、極めて多からん、然れども寡也寡陋、偏く之を見る能はず、故に自揣らず長慶院天皇繼統考證を作り、史學協會雜誌に載せて、世に問ひたりき、故に今復此に贅せず、我學友にて之を論し、長慶帝の卽位を主張せしは、小中村(清矩)氏小河(一敏)氏あり、菅(政友)氏は異議を持せり、未た其考說を見ず、修史局諸先生及宮內省御系圖掛諸氏、亦議ありと聞けども惜哉、世に現はれざるを以て、其說の

異同を詳にすること能はず、因て此に記して、其考說を覩るとあるの日を俟つと云爾、

第一　○大日本史卷之七十一

長慶天皇諱寬成、後村上帝第一子也、（帝王系圖）不知所出、正平二十三年三月、後村上帝崩、天皇即位於行宮、（諸書不載受禪即位、然後村上帝崩、承統者天皇也、故書于此、其餘例當書而不書者、南遷以後、載籍不備、無所考證、）以皇弟熙成親王爲皇太弟、（新葉和歌集、嘉喜門院集正平二十三年八月、有東宮與門院唱和之歌、新葉集扁恩寺關白與後龜山帝唱和之歌、亦有東宮之字、則其爲皇太弟可知、今從之、）

これ我國の曆史に長慶天皇を正統の天子として記したるの始めなり

第二　○本朝通鑑卷之五十八

後光嚴天皇、（北朝）應安三年（南朝正平二十三年）三月辛巳、南帝（義良）崩於住吉行宮、春秋四十三、葬如意輪寺、在位二十九年、奉號後村上天皇、群臣奉遺詔、立皇子寬成嗣位、藤久實爲關白、

傳稱後村上帝守後醍醐帝遺勅、終身於皇位、無禪讓之儀、寬成弟曰熙成、又新葉集所載泰成親王、維成親王、師成親王、亦疑是後村上之子乎、

この書長慶の卽位を書す、日本史に先たつと雖も、北朝を正統とし南朝を閏位として

帶儀したれば、日本史の次に出せるなり、されども林氏通鑑を書するの時、長慶帝即位の事は、當時の記錄にあり、又口碑にもありて、歷々徵ありし故に、かくは記せしなるべし、

己酉二年、（南朝正平二十四年）春正月丁酉朔、戊戌、南朝左兵衛督楠正儀告歸服、賴之請義滿敎書授之、○二月丙寅朔、壬申、義滿下令告楠正儀歸服於和泉河內兩國、丙子、云々正儀欲入京謁義滿、然南方群士遮路而不果、○三月乙未朔、庚戌、義滿遣赤松光範於河內、壬子、復遣細川賴元援楠正儀、甲寅、正儀冒夜入天王寺、丁巳正儀自天王寺到榎並、光範自天王寺引兵歸、○夏四月乙丑朔、丙寅、楠正儀入洛、逢細川賴之、丁卯、正儀詣幕府謁義滿、（按正儀歸服始末據應安署記）云々

應安記者、二條殿所藏而希世、日記也、其事雖不詳述、然年月日分明也、故以應安記爲正說、以評判備一說、

癸丑六年、（南朝文中二年）八月庚午朔、辛未、南帝讓位於其弟熙成王、授三種神器而遜去吉野、（據應安署記、然其事不詳聞、未知有何故而然、）

後圓融天皇辛酉永德元年、南朝改天授七年爲弘和元年、云々宗良親王在南朝奏新葉倭歌集、自延元至當時撰成南朝秀詠千四百餘首、總二十卷、

以南朝撰故不入二十一代集歟按後醍醐帝後村上帝長慶帝當今南朝四主然宗良侯字序曰三世可疑焉以長慶帝在位不久故不入世數乎或以後醍醐帝不爲南朝算以後村上帝以來而爲三世乎

この書に三世の事をかく闕疑に附せるは公平穩當の説と謂べし後人の新葉集を據として漫りに長慶帝を省かんとするに勝ること萬々なり

第三　○長慶院辨

參考太平記四十曰南朝後村上帝正平二十三年(北朝貞治七年即應安元年)三月崩皇子寛成嗣立謂之長慶院文中二年(北朝應安六年)八月二日長慶院傳位皇弟熙成後龜山院是也北朝後小松帝明德三年南北講和閏十月二日南帝入洛五日以三種神器傳于北主爲南帝爲太上天皇於是南北一統自延元元年後醍醐帝幸吉野至此凡五十七年矣

今按長慶院事王代一覽續太平記に述る所是と同し十四卷系圖所收紹運錄曰後村上天皇第一皇子寛成親王法名覺理長慶寺於南朝號後龜山院第二子熙成王法名金剛山(一作心)此説は長慶院後龜山を一帝兩號とし皆寛成王の事とす熙成王卽位の説なし并卷系圖所收紹運錄所載皇子兄弟の次第上に同し但寛成の名有と雖卽位法名院號等のさたなし熙成王を後龜山天皇とするとのみ參考と同し帝皇正統錄には以

熙成王爲長慶院寛成王子右の諸書寛成熙成を以て或兄弟とし或父子とし或天皇とし或親王とす正統の帝系分明ならざること斯の如し悲哉抑參考太平記王代一覽續太平記芳野の天皇を四代とす予於是不能無疑今新葉集を考るに後醍醐後村上後龜山の御製を載ること歷々分明にして一言長慶院のことに及ざるは何ぞや李花集の年號を以て考るに長慶院御宇の內の事跡所見なし參考太平記每事明に出所を出たるに長慶院卽位のことのみ何の書に出たるとをいはず疑べし中務卿宗良親王新葉集序曰吳竹のその人かずにつらなりても三代の御門につかへ上元弘のはじめより下弘和の今にいたるまで世は三つき歟しは五十年のあひだ行宮にしたがひつかうまつりと有り又後龜山の朝五百番の歌合に(新續古今に春の御歌の中に後龜山御製春はまた我住むかたに歸るなりあしやの雁の衣かりかねと新葉集に此歌をのせて五百番歌合に御製とあり)前大僧正賴意なれきつる八十の春もあはれしれ三代の昔の花のおもかげ又前大納言光有思きや三代につかへて芳野山雲井の花に猶なれんとは是を以て考るに後醍醐後村上後龜山を三代とかぞふると明なり長慶院もし天皇たらば何を以てかこれをもらさんや然らは長慶院といふ天子後村上の天位を受嗣き給ふと云は俗說のあやまりなるべし或人曰後龜山天皇幼弱なる時長慶院皇兄を以て

山院
熙成王
法名金剛山
―後龜山院こと南朝にありて於北朝號後龜山

藤田一正按に尊卑分脈卷第一帝皇系譜に載其親王一

法名覺理長慶寺
寛成親王於南朝號後龜

政を執り給ふ、周公の帝位を攝し、魯隱公の桓公を輔佐するが如ならん、或曰長慶院政に倦給ひ、世を遁て御居處をしる人なし、當時これを諱て、皇代に不叙、御製ありといへども、讀人しらずの內へ入なるべし、此兩說共に理あるに似たり、然るに新葉集に、正平二十四年、中宮の詠あり、諒闇に后を娶べからず、是村上崩御以前より後龜山に后あること明なり、幼主にあらざると見つべし、又建德元年の御製賀の部にあり、又村上天皇第三年の御佛事宸筆にて佛經かゝせ玉ふと、釋教の部に見えたり、世說のごとくなれば、是皆長慶院在位の時の事也、然るに長慶院のと少しもなくして、皆御龜山の御事のみなり、長慶院と云天子なきを見るべし、同集に天授二年、如意輪寺にて御佛事行はれける次の日、おの〳〵懷舊の歌つかふまつりけるを聞し召て、御製、四の時九かへりに成にけり、昨日のゆめもおどろかぬまに、案するに、正平二十三年戊申、後村上天皇崩御、天授二年丙辰にいたりて九年也、是又後龜山の御製なれは長慶院なきと益分明也、然れは寬成熙成も、一帝兩諱なるべし、前王廟陵記曰、後龜山諱寬成、菊池傳記に、後村上の皇嗣後龜山とす、實を得と云べし、又紹運錄を按するに、後醍醐皇女齋宮長慶門院と號するあり、是を以て考るに、長慶院は皇居の名、高陽院などの類にして、天皇の諡號にはあらざるべし、今折哀諸說曰、後龜山天皇諱寬成、（一作熙成恐改諱歟）正平二十三年薨祚、文中二年行卽位禮、かくの如く記錄して實に合ふべきか、後人水戶の日本史出るを待て、訂正し給ふべし、」

皇胤紹運錄「系圖」（右之本、奧書有、之正き書也、是を據にすべし）

後醍醐皇女長慶門院宣政門院の說

俗間所行南朝系圖云、後醍醐天皇女、〇一品公主、（齋宮長慶門院）〇一品內親王（宣政門院）

今按ずるに二人にあらず、後醍醐天皇御女祥子內親王、初め齋宮に立ち玉ひ、元弘の亂の事によりて退下あり、宣政門院と號せらる、長慶門院と云人かつて無し、皇代曆云、元德元年十二月廿八日と定、〇增鏡云、后宮の御腹の一品內親王御トに合せ玉ひて、去年の冬ころより御潔齋あり、今日齋宮に居玉ふ、八月廿日まつ河原に出させ玉ひて、則野宮に入玉ふ、（二十二社記云元弘二年入御野宮）南方記傳云、元弘元年八月廿四日、（此日天皇潛幸南都兵始起）中宮野宮行啓、萬里小路季房卿供奉、野宮に落させ玉ふとは一品公主の齋宮に立せ玉はんとておはしますなり故也、二中曆云、宣政門院は、後醍醐御女、今立齋宮而依元弘之亂事、不遂其事、新葉集忘れめや神のいがきの榊葉に、ゆふかけ添し雪のあけぼの、二中曆云、建武元年院號（宣政門院）とあるを考知るべし、

第四　○長慶院答辨長慶門院答說附

一花營三代記南朝事跡並曰、應安六年七月二日、南方讓位於御舍弟之間、相副三種神器、出奔吉野、

一高野山金剛峯寺所藏願文曰、右今度雌雄如思者、殊可致報賽之誠之狀、如件、

元中二年九月十日　太上天皇寛成敬白

一古本帝王系圖、折本紹運錄、

義良 ─ 後村上 ─ 寛成 吉野長慶院號 玉川宮法皇
　　└ 熙成 後龜山法 諱金剛心

一諸門跡譜、東寺過去帳、並曰、南方玉川宮、後村上天皇第一皇子寛成親王、號長慶院、

一嘉喜門院集曰、正平廿三年、世の中りやうあんに侍し比、こその春うつしかへられし櫻の散たるに、枝につけて、内の御方より、うへおきしむかしの人のかたみとて、たをる櫻はおもかげもなし、此前書に内と有るは、長慶帝也、新葉集には此歌なし、

一同正平廿三年八月、常よりもあはれなりし夕ぐれに、春宮の御方より「おもひやれおなし空にやながむらん、なみだせきあへぬ秋の夕ぐれ」、前書に東宮と稱するは、後龜山帝也、正平廿三年三月、後村上帝崩す、八月に東宮とあれば、三月より八月まで上に在位の天子なくんば、下東宮と稱するの理なし、此時の天子は長慶院にして東宮は後龜山帝なること疑なし、

一十四卷系圖、板の字面正しからざるものなれば、記事誤多し、信を取に不足、

一大系圖、帝子傳記事疎漏多し、是又據とするに足ず、

一參考太平記の言は、作者總序辭なれは、引用の書各出さず、凡出所付を出す皆本文の下計也、

一新葉集、宗良親王の序、大僧正賴意、大納言光有の歌に三代といへるは、蓋一說あらん、長慶在位僅に五年にして、吉野出奔とあれば、南朝王代の數に叙せざるとみえたり、又建德元年の賀の部の御製、後村上帝の第三年御佛事、宸筆にて佛經かゝせ給ふ事是皆長慶院在位の時の事なるに長慶院のこと少もなくして、後龜山院の御事のみなり、長慶院と云天子なしと決定するは是杜撰の說也、此時御製とあればとて、皆後龜山とはかり決定しがたし、新葉集撰上の時、長慶院後龜山共に在世の時なれば、長慶院の事たるも知れず、御製とあるは皆後龜山と計決定しがたし、又後龜山九の返りの歌にて、長慶院なきこと分明なりと云るは妄說也、長慶院は正平廿三年三月より文中二年八月迄在位五年なれば、九の返りのときは、後龜山在位なる事宜なり、

前王廟陵記は、松下見林著す所にて取に足もの
に非す、菊池傳記と云る書も僞書也家譜
等を考るに見へす、疑へし、皆小說にて取に足らす、

後醍醐皇女

懽子內親王藤原中宮所生也、

元應元年、爲內親王、叙一品、元德二年爲伊勢齋、元弘元年罷伊勢齋、建武二年進號宣政門
院、

歷代皇紀、女院小傳、後宮略傳、貴女抄、祐植記抄、

祥子內親王從三位藤原廉子所生也、元弘三年爲伊勢齋、稱前齋宮、

歷代皇紀等同上、

辨に祥子內親王を宣政門院と號し、元德元年十二月と定、元弘元年中宮野宮行啓とあり、
是甚妄說なり、宣政門院も元德元年のト定も、皆懽子內親王也、祥子に非す、伊勢齋となり
しとは、兩內親王同事也、然に辨には懽子祥子混して、祥子を宣政門院となす、其所引用の
書共、皆當時俗間に行はる所の僞作の書なり、信用するに足す、

○第五以下の說ども各得る所あり又失する所あり是れ議論の因て起る所なり
今管見をその條下に附て讀者の參照に供す

はなさく松

檢校保巳一

謙而南朝の時暦を考るに、延元元年後醍醐帝吉野に潛幸ましく〳〵てより、元中九年、（北
の明德三）後龜山帝、後小松院を御猶子の儀にて三種の神寶わたし奉らるゝまで、をよ
そ三代すべて五十七年也、しかるを後村上帝の次に、長慶院をたてゝ四代とするものは
非ならん、新葉集序云、かみ元弘のはしめより、しも弘和の今にいたるまで、世はみつきと
しはいそとせと云々、みつきとは後醍醐後村上當帝（後龜山院）是也、もし後醍醐帝をの
ぞき奉りて後村上長慶後龜山の三帝といはんには、かみ元弘のはしめよりと書せ給ふ
べからず、又天授（後龜山帝）元年五百番歌合に、前大納言おもひきや三代につかへてよ
しのやま、雲井のはなになをなれんとは、關白、よし野やま名をかひありて三代までのみ
ゆきかさなるはなのしら雲、此外にも三代とよめる歌あり、
寬云、この說は新葉集に、長慶帝の御製を載せす、又當時の歌どもに三代とよめるもの
あるは、長慶帝を除きて後醍醐、後村上、後龜山を申せるにて、長慶は位に卽き玉はぬと
云り、然れどもこは下に擧る大竹親從の辨に、新葉集に帝の歌を一首も收めざるもの
は、其朝の群臣國諱を避し者にて、徵とす可らず、大友帝の帝位に卽給ふは尤も正しき
事なれども、舍人親王の日本紀に、皇統に入られぬにひとしと云るが如し、又按に嘉喜

門院集に、正平二十三年世中（後村上）りやうあんに侍し比、こぞの春うつしうゑられし櫻の散たる枝につけて、内の御方より、植置しむかしの人のかたみとて、手折櫻はおもがけもなし、御返し、かたみとてたをるさくらの花だにも、散てあとなき春ぞかなしき、とあるこの二首新葉集にのせず、又此に内御方とあるは、指長慶帝乎と彰考館の考あり、さることなるべし、門院集の末に、宗良親王の文あり、御歌殊に殊勝に候ほどにいづれをもらし候へきにても候はねども、又あまりに無念なるべきやうに候ほどに墨をつけまいらせ候、これはみな〳〵集に入申候へきにて候、とありて、此二首には點をかけながら新葉集にもらされしは、長慶帝の贈答を忌てのことときこゆるを以ても、故あることを考ふべし、

或人曰、後村上帝正平廿三年三月崩御ならせ給ひしかば、第一の皇子寛成（長慶天皇）位につかせ給ふ、則御弟熙成（後龜山帝）をたてゝ、皇太帝弟とし給ひ、文中二年八月二日讓位ありけるよし、花營三代記にみえたり、しかるに今長慶帝を除き奉りて、三代といへるは非ならん、答曰、寛成熙成ともに福恩寺殿下の御女、嘉喜門院の御腹なるべし、しかれとも寛成を以て第一とし熙成を以て次とするものは非ならん、新葉集春上云、今上いまたみこにおまし〳〵けるとき家に侍りける梅の花ををりて奉るとて、福恩寺前關白内大

福恩寺ハ嘉喜門院ノ女ト見ユレ圧其姓名未詳

寛云うへハウチにハあらざるか

臣、いとはやも分てたをらばはるの宮に、木たかくにほへ宿の梅かえ、御返し、御製、春のみやに木たかく匂ふ花ならば、わきてやみましやとの梅か枝、同集賀部云、みこにおましましける時、内裏にて人々題をさくりて、百首歌つかうまつりけるとき、梅を御製、いく千世もかはらず匂へうゑおきて、わか春しらむ庭の梅が枝、はしめの二首は、かならず立坊あるべき御方とみえ、後の御製にも、我春しらんとよませ給へる、一の御子にあらずしていかでかくはよませ給ふべき、嘉喜門院御集に、正平廿三年八月つねよりもあはれなりし夕暮に、春宮の御方より、おもひやれおなし空にやなかむらむ、なみたせきあへぬ秋のゆふくれ、此御集のうち後龜山帝をうへと芳稱し、こゝに春宮と稱し玉へるは、かならず寛成の御事にて、まさしき御同腹の御弟なるべし、

寛云、以上の説は、新葉集の歌詞によりて、長慶帝は弟にまし、後龜山は第一の皇子ならんと云るなれど、古寫本の皇胤紹運錄（書奥に禁裡御本西山内府滿季公筆銘後小松院宸筆）に、

義良親王

寛成親王 於南方自立號長慶院

熙成親王 自吉野降後蒙太上天皇尊號號後龜山院

と正しく兄弟の順序も明かなるを、歌詞の内に春のみや木高く香へ、又我春しらん」と
あれば、第一の皇子にて立坊あるべき君に定れりと判斷したれど、其詞は未定豫期の
事なれば、決定したる詞にあらず、義理も從て何となく明暢ならざれば未だ明證とす
るに足らず、この曖昧なる歌詞を以て、長慶と後龜山との順序を破り、兄弟の倫を變せ
んとするは不審の議なるが上に、花營三代記に、奉讓位於御舍弟宮とある文さへ街談
巷說と云るは、豈率强ならずや、猶いはゞ新葉集に春宮の御方よりとある春宮は、寬成
の御事と定め云るも誤れり、此春宮は長慶院にはおはしまさずして、後龜山のことなる
を、さては自家の議論と齟齬するを以て、群書類從の嘉喜門院集の春宮とある旁注に、
長慶院と記したれど、こは檢校の私しなること、我彰考館元錄十年の寫本にも加賀
前田家の冷泉持爲卿自筆の同書にも、この旁注なきにて明かなり、且元錄本の朱書考
に、春宮蓋後龜山帝也（この文すべて後に出るを俟て覩るべし）と云るは實にあたれ
る考へなるを思ふべしされどこを後龜山とする時は、長慶卽位せざるの說立たず、後
龜山第一皇子にますと云るに適合せざれば、强て長慶院と旁注せしと見えたり、しか
强てはものしたれど長慶帝の御製は、一首もものせられぬ新葉集に、此歌のみのれるは
如何是にて長慶院に非るを證すべし、然に世人たま〳〵門院集を見んとする者、手短

かに類從本を先つ見る故其旁注に目眩せられて、思ひ惑ふことなり、わが見たる外に
も同集の古寫本世に多からん學者猶よく搜索して寬が及ばざるを助けられば幸ひ
なり、

又花營三代記に、應安（後圓融）六年（文中二年）八月二日、南方奉讓位於御舍弟宮とみえ
たるは街談巷說にして、たとへば大友皇子上總に沒落の樣久留里記にのせ、高倉宮東國
に下向のよし玉海にしるし玉へるが如し、下に引新葉集の御製、尤確證たるべきものか、
かれは南朝の撰集是は武家の雜錄なり、是を取てかれを捨へきにあらず、新葉集賀部云、
建德元年正月松契遐年といふ題を講せられ侍りし次に、御製、十かへりのはなさくまで
とちぎるかな、わが世のはるにあひおひのまつ、是代初の御製とみえたり、又同集秋下に
云、中宮女御にておはしましけるころ若葉の枝を奉らせ給ひければ、君かはやあきの宮
井にうつるべき、ほとを紅葉の色にこそしれ、嘉喜門院御集云、建德二年なか月の末つか
たびはの大なる枝に、つたの紅葉のかゝりたりしを、わきてそめけるも、何となく御目と
まる心地してとて、女御殿よりまいらせられたりし御返事に、君かはや秋の宮井にうつ
るべき、ほども紅葉の色にこそしれ、と申されたりし御返事を內の御方より、ちらでな
秋はちとせにめぐるとも、はこやの山のみねのもみちは、是等を合せ考るに、正平廿三年

位につかせ給ひてより、弘和元年新葉集を撰せられしころほひまで、讓位のさたなきをあきらけし、」

寛云、以上の説は花營三代記に、奉讓位於御舍弟宮とあるは、街談巷説にて信ずるに足らず、長慶帝は卽位なきこと、新葉集建德元年松契遐年と云題を講せられし時の御製に明らかなりと云るなれど、大竹親從の説に、新葉集に長慶帝の歌を一首も收めざるものは、其朝の群臣國諱を避しものにて、徵とすべからず、南北の際は、兵燹にて記錄も世に傳はらず、別に據とすべき物なし、幸に三代記に讓位を記し、且紹運錄にも、長慶を以て御兄となせば、識者は看破すること也、三代記は武家の雜錄とはいへど、是等の事は右の忌諱にも拘はらず、其まゝ記したれば、却て信ずべき也、又今三代記の説によれば、新葉集の諸歌或は帝位を冀望し玉ふの端ありての事と聞ゆと云る實にあたれり或人又云、元中二年九月十日、太上天皇寛成と書せ給へる宸筆の御願文、今現に高野山金剛峯寺に有、帝位につき給はずは、太上天皇の號あるべからず、答て曰、小一條院の御例（榮花物語扶桑略記大鏡裏書一代要記）にて東宮より直に太上天皇と稱せられ給へるなるべし、扨御院號もめでたく長慶とつき給へり、追號にはさるめでたき文字用る事なし、又此院紀州玉川の山中に籠居し給へるゆゑ、玉川宮とも號す、諸門跡譜に、尊聖大僧正南方玉川宮後醍醐院曾孫とあり、帝位の、ち宮號を以て稱し奉れる事は、ためしなき事也、或人又問嘉喜門院は系圖たしかならず、今何によりて福恩寺關白女と稱するや、答て曰、新葉集雜上に、嘉喜門院女御と申けるころ、八月十五夜家に十五番歌合し侍りける時、禁中の月といふことをよみ侍ける福恩寺前關白內大臣、おなしくは秋の宮井にすみのほり、ひかりをそへよ雲の上の月、秋の宮とは中宮をいへり、女御にて、おはしけれは、立后あらんとをねかひ給へる歌なり、是御女にあらずしてかくはよませ給ふべからず、先にひく今上みこにおましく〳〵ける時、家の梅を奉らせ給へるとあるも御孫なれば成べし、寛云、以上の説は、長慶帝を太上天皇とあるは、東宮より太上天皇と稱し奉る小一條院の例にて、帝も實に卽位まさゝる故、同例ならんとの考なり、されど、卽位せざる皇子の太上皇の尊號は例なきと故、かにかくに思ひ惑ひて、其證を得ず、之が辭を造るに窮して、遂にこの强説をなすに至りしなり、こは藤田一正の辯に詳かなれば、此に言ふまでもなければ、小一條院をば准太上天皇とありて、太上天皇と云る證なきにて、其説の立ちかたきことを知るべし、さて天皇にあらずして法皇と稱し玉へる例古實になき時は長慶天皇の卽位ましましとは明々瞭々たるに非ずや、此明白なる理を見ること能はずして、長慶は位に卽かざるの説を執る者、

恐くは盲瞽の流ならん、

追考

長慶院いみなは寛成、後龜山帝御同腹の御弟也、正平廿三年東宮に立給ひ天授の末辭して太上天皇と稱せられ給ふ後、紀州玉川の山中に御蔰居あり、よつて玉川宮と號、和歌をこのませ給ひて、御母儀嘉喜門院とよみかはし玉へる御歌、かの御集にあり、又天授二年、の夏、千首和歌よませ給ふ、しかれども其御製新葉集にみえず、是を以て考るに、御兄弟の御中不和にして、かの宸筆の御願文も、必南北の間にはあらざるべし、

敬白

發願事

右今度之雌雄如思者

殊可致報賽之誠之狀

如件

元中二年九月十日太上天皇寛成敬白

寛云、長慶院を後龜山帝御同腹の御弟也とあれど、長慶院は御兄にますこと既に辨へたるが如くなれば、此に贅せず、

御邑御領沿革考 明治二十二年一月廿五日稿

天子天下を以て家とし、普天の下率土の濱、王土王民に非るもの無し、故に上古別に御邑を置れざる由、既に畿內考の附說に言るが如しと雖、近來何事も模範を歐洲に取り、善惡の別なく、一に之に模倣するを例とし、我　皇國の古事制度を考る事を知らず、唯我國は未開の地にして、無制度なりとし、甚しきに至りては、曾中に一個の思想を畫き、　皇國を彼各種人民の集合して成れる國と同一視し、終に大誤謬を生し、天下無識の人、亦從て賛歎稱揚し、上の好む所に風靡し、上の言ふ所に阿り、自國の事を言ふを恥ち、西洋とさへ云ふときは、盡く人をして心服せしむるに至る、是に於て知る者は愚俗の嘲笑を厭ひ、口を緘して言ふことなく、知らざる者は、揚々自得、西洋の名を掲けて、世に表襮するが故に、上古以來の善政良法も、滔盡澌滅に歸して止んとす、豈慨すべきの甚しきにあらずや、況んや世俗の國學者と稱する者、唯言ふことを恥ち緘默するものあり、或は有司の意を迎合して我　皇祖の本國は外蕃にあり、など云ふ者あるときは、御料の如きも、如何になりゆくらんと、感慨せざること能はず、然るに今幸に天子御料邑の事を考究すべきの命を蒙る臣何ぞ緘默することを得ん、

上にも云る如く、洋學家は各國の集合人種の國をなせるを飽聞する故、長くも我　皇國

亦之に同しとし、或は　太祖神武天皇の東征を以て、侵奪の擧と云ふが如きの說をなす、忌憚なきも甚しと謂へし、かゝる邪說を排せざれば、赫々たる　神州、天祖　天神の繼承する　天胤も國土も、彼易姓革命、朝夕に君主を改むる腥羶の國と比肩同伍するに至らん、この日本全國を天子の御國と云ことを知らざるに至らん、臣請試にこれを詳にせん、

今之を詳にせんとするに上古の事に推原けて言はざるごとを得ず、然れども上古の事年代邈焉なりとして、言ふ事を欲せざるは、漢學者流の常なり、又好て上世を說き荒唐の談をなすは、國學者流の見なり、是みな撰にあたるに足らず、

第一項に全國みな朝廷一家の有なる事を云ん

謹て按に太古造化の三神あり、之を天神と云ふ、天神天下國土を經營せん事を議る、伊弉諾伊弉冉二神に詔して曰、この漂蕩へる國を修理固成せよと、國學者謂らく、天地の始、國土かたからず、漂蕩するを、鐵矛を以てかきめぐらし、自然に堅固ならしむるを云ふと、迂亦甚し、是蓋天下の事活動して、變化一定せず、之を治るの術なきを云ふ也、是に天神之を慮り、二神をして經營區畫以て天下を定ることを命す、是れ天下を以て此神に附與せし也、日本書紀一書曰、天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往脩之

廼賜天瓊戈、

二神天下經營の命を奉し、天瓊戈を提け、高天原卽皇都より、破取嵐島に降り、宮殿を設けて區畫の方を謀り、其近隣なる淡島次に淡路島、それより伊豫筑紫の島それより北へ折て伊伎島津島東に廻りて隱伎島佐渡島、また南へかへりて大倭島の八島を造り、又更に東より吉備兒島以下の六島を成せりとみゆ、(古事記による)この國土經營の事を、古への辭に生とも云るによりて、種々奇怪の說も起るとなれども、國土を經營せるにて、生るにあらざる事は、

古事記に、男神の御言に、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國未作竟、とあり、又伊弉諾尊の事を、播磨風土記に國堅大神と云るを以て知るべし、右の島々は、日本全國を大略に云るもの也、

さて國土なれるに依て、其御子神をして、件の國々を分け治めしめし事は、淡道を穗之狹別と曰ひ、伊豫を愛比賣と曰ひ、讃岐を飯依比古と曰ひ、粟を大宜都比賣と曰ひ、土佐を建依別と曰ひ、隱伎を天之忍許呂別と曰ひ、筑紫を白日別と曰ひ、豐國を豐日別と曰ひ、肥國を速日別と曰ひ、熊曾を建日別と曰ひ、伊伎を天比止都柱と曰ひ、津島を天之狹手依比賣と曰ひ、大倭を天御虛空豐秋津根別と曰ふ、(古事記)とみえ

最云神武ノ封建ハ天斜ノ業ヲ繼ケルノミ

て、國々に人名あるを以て知るべし、我國封建の制或は此時に始りしにやあらん、

國土既に二神の經營する所にして、其地を治るは二神の御子なり、海外諸國の各種人民の集合して啓きし土地の如きにあらざる事を知るべし、

かくて古へ高天原と曰ひしは、大和の地方をさして云ること、古人既に說あり、又上に擧る大和國の名を、天御虛空豐秋津根別と云ることの、高天原に近く通ひて聞ゆるが上に、萬葉五に、久堅の阿麻の見虛とも、十に天の三空ともあり、天皇の大ましま す都を、天とすること、萬葉十三に久堅之王都とあるに合せて知るべし、近世の國學者、殊に古說を排し、高天原を皆天の事とせしより、其者流相傳へて、さることと思へるを以て、之を載せて疑はず、故に洋學者亦從て深く考へず、又其說の迂遠を嫌ひ、高天原より降ると は外國より來るを云ふ也、との杜撰をなし遂に人種論を擡來て、其說を實にせんとし、我 祖宗を輕侮し奉り、我 天皇陛下に不敬なる事を忘るゝに至るは、實に神州の罪人と謂べし、

既にして河海を掌るの神あり、流水を疏通分配するの神あり、風を掌り、木を掌り、山野を掌るの神あり、火を掌り、金を掌り、土を掌るの神、稻穀を掌り、牛馬を掌るの神あり、宮殿を造るの神あり、衣服を製るの神あり、皆諾册二神の裔にして、其職を世にし、開物成務の業に從事せられたり、

さて二神御子を生給ひて、最終に三貴子を得玉へり、天照大神、月讀命、素盞嗚尊と白す、(古事記日本書紀) 伊弉諾尊大に喜て、高天原と、夜の食國と、海原を所知と事依し玉ひき、(古事記)とあるは、天下全國を三神に分配して治めしめ給へる也、

この三神分配の事、日本紀一書に、伊弉諾尊勅任三子曰、天照大神者、可以治高天原也、月讀尊者、可以治滄海原潮之八百重也、素盞嗚尊者、可以治天下也、とあるは古事記と異なれど、大神の高天原を始め玉ふこと、何れも異なる事なし、三神共に天下の君とますべき神なる故に所治とある也、

故れ三神各命に隨て、所知看中に、素盞嗚尊は勇悍安忍にして、其任し給へる國を治さず、國內の人民を夭折せしめ、毒惡たる青山を枯槁せしむるを以て、伊弉諾尊大に怒りて、汝甚無道なり、天下に君臨す可らずと詔て、之を根國に逐ひき、(古事記日本書紀)

上に食國、また所知、また所治看とは、天下國土を蓋く身にうけて、治有つ事を言ふ古語なるを以て、天下は天神の伊弉諾尊に授けて經營せしめたるを、又天照大御神に授けませるものなることを知るべし、

世人この語を知らず、之を知るも、等閑に看過する故に、或は各種集合の西洋諸國と同

樣に思誤るものあるは、疎漏と謂へし、食國とは、歷朝天皇の所治看この天下を惣云ふ稱にして、食はもと物を食こと也、さて物を見るも聞も、知も食も、みな他物を身に受入る意同しき故に、見とも聞とも知とも食とも、相通はして云こと多くして、君の御國を治有ち坐すをも、知とも食とも、（から國食邑と云ことありて、幾千戸を食なと云も自ら意のあへるなり、）聞看とも申すなり、これ君の御國有ち坐すは、物を見るが如く聞くが如く、知るが如く、食が如く、御身に受入れ有つ意あればなり、所知看とあるも、知見と云ことにて同意なり、今の世飯を賢志と云も、食物なる故なり、（以上記傳による）

伊弉諾尊功既に玉り、德亦大なり、於是天に登て報命し、日の少宮に留宅す、（日本書紀）とあるを以て、天神の命を受て經營の功業を終り、天下の君とますべき大御神に、この國土を授け奉りし故に、天に登り復命せしと見えたり、所謂天は高天原にして、天神の皇都、即大倭の地方なるべし、こは彼國生の時（國生とは經營のことを云り）に、淡路より手を下し始て、大倭にかへりし時の報命と知らる、かくて後に吉備兒島より兩兒島まで經營したるを神功既畢とも云りとみゆ、是れ此神の幽宮を淡路に構て、寂然長く隱る、所以也、

爰に皇祖天照大神、天原に坐して、葦原中國に保食神あることを聞き、天熊の大人を遣て往て看せしむるに、保食神の牛馬を養ひ、五穀を繁殖したる、其種を獲て、悉く取て進りける

に、大神の至仁大惠万民を生養するの御意におはしければ、之を喜ひて詔曰、是物は則顯見蒼生食て活べき物也、とのり玉ひて、粟稗麥豆を陸田の物とし稻を水田の物とし、又天邑君を定め、其稻種を天狹田と長田に殖とある、是天子御田と云こと、及ひ蒼生と云ことの見えし始め也、

抑天地剖判の始より、神々相傳へて、幾十世幾百年の星霜を經しや詳かならざれども、今古書に載る所は、必す其功業の世に著るく顯れ玉へる神名のみを、古人の記臆に存せるが傳はれるものなること、想像して知るべし、然れば其數百年間に、生息せる民庶の數も多かりし事を思ふべし、

この人民は、造化三神より分れたるもあるべく、伊弉諾尊の國々を治めしめ玉へる國靈神より蕃衍せるもあるへく、水火木金土穀の神奇より分れしも多るべし、

さて天原卽皇都に永住して、天業を佐け奉りし神等を、天神と云ひ、其天神の裔の葦原中國卽地方に永住したる神等を、地祇と云ひ、皇祖天神の皇統より派流したるを、皇別と云るにて、本支の別こそあれ、實は一祖の神裔の、數百千万の流派となれるなれば、一氣、血脈万世にかはることなき也、

是時に當りて、天神尤力を人民の蕃殖にいたせり、故に伊弉冉尊の夫神を怨みし時の語

是コトモヨカ心得オカレハ洋説ザノ人種論ノ家ニ動カサルモノソ國學者トノ云ヒシ是ノモノ類アヲ云ヒシ處ハ取々メルモノ也

に、汝か所治國の民を、日に千頭縊殺さんと云りしかば、伊弉諾尊は然らば吾は日に千五百頭を産んと仰せ玉ひき、(日本書紀)然りしより、一日に必ず千人死、一日に必千五百人生ると云る諺も起るとみえ、又民を稗して青人草と云ひ、或は天の益人とも云るを以て、神聖の人民を愛惠し、人民を生養するの意を見るに足れり、

食の道を以てせざること能はず、故に五穀の種を獲ては曰、顯見蒼生食て活べしと、卽陸田水田の種子を定め、朝廷の山林田地を分割して、兆民に班ちて、耕耘養蠶等の事に就しめし也(日本書紀)是時に保食神は、地の高卑に順て、稻粟稗麥大小豆を播種する事を敎へ、又草莽に牛馬を牧し、桑蠶もて衆を養ふの道を知らしめ、水分神は流水を疏導して、田に注き、埴安神は、其土を簸養し、金神は農器に用るの鐵を作り、木神山神野神は草木を發生するの方、火神竈神は火食の道を敎へ、風神は風氣を候ひ、河海の神は、漁獵を授るの類、一一にして足らず是に於て万民始て生養の道を得たり、(日本書紀、古事記、延喜式等諸書の大意)

其耕す所の田は、天子の田也、其居る所の家は、天子の地也、其牛馬を牧養し、其草木を蕃茂するの山野は、天子の山野也、其漁獵する所の河海と日用の水泉に至るまで皆天子の恩

波にあらざる事なし、

上古天神、下土の人民に飲水を用ふるの法を敎ること、天神壽詞と、大同本記とにみゆ、」天下は天子の一家也、土地は天子の公田也、天子は億兆の父母也、億兆は天子の子孫也、子孫父母の地を分割して、其家に居り、各其田に耕し、其野に牧し、衣食の飽煖を得て、一堂上に團欒し、和樂す、千万斯年と雖も一日の如し、年漸遠長にして、親も亦疎屬となる、其間時に夫妻側目、兄弟鬩牆の事なきことを得ずと雖ども、要するに父母なり、先祖なり、一家の親戚なり、其恩義德澤遂に懷に忘るゝこと能はず、是貢物の因て興る所也、

天子既に兆民に耕耘を敎へ、田地を分ち賜ふときは、天子亦自ら御邑を置ざることを得ず、大御神の御邑之を御田と云ふ、御田に狹田長田の稱あり、狹田長田は、田地に廣狹長短の別あるを云ふ、素盞嗚尊、天性民物を暴害することを好む、嘗て大神の田良地にして、水旱なきを妬み、廢槽埋溝、毀畔、重播種子、揷籤、伏馬等の事をなせり、大神之を慍り、諸神之を惡み、遂に罪を加へて素盞嗚尊を逐ふ、是刑法の由て起る所也、

貢物は天子の恩德に酬るの意より起り、刑法は天子の御田を犯すに始る、國家兆民を愛養する風俗仁厚の一端を見るべし、

爰に大神、素盞嗚尊の五男子を養て皇子とすることを約し、其長男天押穗根尊を太子と

せられ、素盞嗚尊の逐る、や出雲に至り、子孫五世相承け、大巳貴命に及て、族類蕃衍し、威力強大なりしかば、八洲の民之に服從し、八千戈神と云ひ、大國主神と稱し、其子凡一百八十一神あり、百姓今に至て、咸く恩賴を蒙ると云ふときは、朝廷の威力、蓋之に及ばざる者ありしが如し、(日本書紀古事記)是に於て出雲の神族、皇都近傍の土豪邑長を誘し、侵陵を謀りしも知るべからず、

古史に所謂、螢火光神、蠅聲邪神とも、又は万神之聲者狹蠅那須皆涌、万妖悉發ともあるは蓋皇威中ころ衰へて、天下騷亂せしさまを、古の文詞にかく云るもの也、

是に於て皇祖天神、深謀遠慮し玉ひ、唯皇都を株守して、四方經畧の怠る可らざるとを思ひ、群神を會して、葦原中國の邪神を撥平し、天業を恢弘せんと議し玉ひ、首として天穗日命を遣し、次に大背飯三熊之大人を發し、又更に天稚彦を遣し玉ひしかど、大國主命の威力に抗すると能はず、徃苒歲月を歷るも、猶已むべきにあらねば、天下の衆に擇んで俊傑豪邁なる武甕槌、經津主二神を得たり、(日本書紀)二神に天夷鳥命を副降しき、(出雲國造神賀詞)

二神天命を奉し出雲に降り、大に皇威を震揚し、大巳貴を慰喩し、事代主を順服せしめ、健甫方を信濃に降し、それより東國を經畧して、陸奥の邪神を討平し、其未だ服せざる者を建羽槌命をして、之を誅戮せしめ、天下平定の事を復命す、

當時二神大國主神に喩すの言に曰、天照大神、高木神の命に、汝がうしはける葦原中國は、我子の所知國と言依賜へり、故汝心いかにとありしに、僕は得白さじ、我子事代主神に問べしとて之を問ふに、恐し此國は天神の御子に奉り玉へと云り、(古事記)もし大國主父子をして、此國は所有なりと思はしめば、いかでか、かくは白さん、然るを事代主のかく言るは、もとより我天下國土の朝廷の有なるとを明かに知れば也、さて此にうしはけるとは、領の字の義なるが、其國の主として、我物と領するこことなれども、假に天皇の御地を領し居るにて知しめすと云ふ語とは、甚だ違へり、五六世の間も、國土を經營し、うしはきたれども、自らの地とは思はざるを以て、この日本國土は、たとひ天神の裔と雖も、天孫の外に有つべきものにあらざることを辨ふべし、

是時歸順の首渠大物主神と、事代主神と、八十万神を帥て天に昇て、其誠款の至を陳ふ、高皇産靈尊勅す、汝大物主神、若國神を妻とせば、吾猶疏心ありと謂はむ、故れ今吾女三穗津姬を以て、汝に配せて妻とせん、宜八十万神を率て、永く皇孫の爲に奉護せよと勅て、遂降らしめき、(日本書紀)

爰に大穴持命は皇孫の鎭りまさん大倭國と申して、自らの神靈を三輪に棲せ、其子味耜高彦根命の神を葛木の鴨にすませ、事代主命を宇奈提に、賀夜奈流美命を飛鳥にすませ

コレヨリ下ノ條マデハ少シク愚慮ヲ費シテ是ハコニノ云レヲ思ルナリ、此處ハ人ノナケレバ唯背山佩弦カ論ヒテ神武東征ノ師ヲ回復ニテ

て、皇家の守護と貢り置きて、自らは出雲の杵築宮に鎭まるとあるを以て、（出雲國造神賀詞）其子孫族類の神を以て、皇家の警衛とせしこと、亦推考べし、

大物主の族類、已に皇家を守衛するときは、土豪邑長の近畿にある者、もとより顧慮するに足らず、なほ規摹を宏遠にして、小成に甘んせず、皇孫を筑紫の西偏に降し、一は以て伊弉諾尊の神裔義故の存する者を糾合し、一は以て皇威を震耀し、妖賊を討平し、大に兵力の備るを俟て、一舉中原を掃蕩せんと欲するの神慮なりし也、

皇孫の日向に降るや、國主あり事勝國勝長狹と云ふ、亦名を塩土老翁とす、實に伊弉諾尊の子也、其國を避て皇孫に獻し、宮殿を建しむ、又大山祇神あり、實に伊弉諾尊の子也、其二女を以て、皇妃とし、皇子を生奉る、爾後彦火々出見尊の皇兄に困めらるゝや、塩土老翁奇計を出して、掖を海神の國に求め、皇兄屈服し、又隼人の叛する、火々出見尊伐て之を平るの類歷々として義舊を糾合し、兵威を震耀するの事を徵すべし、

天照大神、皇孫瓊々杵尊に神器を授けて、天位の信とし、因て勅て曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉（シロシメセ）、行矣寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、とあるは、此國土を有ち、天壤無窮に治しめせとなり、此の神勅の語に由て、全國みな朝廷一家の有にして、臣子の私すべきに非ること、ます〳〵明了なり、

火々出見尊　隼人ヲ伐ノ宇佐託宣ニミエ是モ世ニハ八幡ノ顯ハレサセマシヽトテ八幡ノ應神帝ナラヌ是ニテ、モシルキヽ、靈昧ナル國家彼此トイヒサワゲドヨクキコエシオケ

トイヘルハ未發ナリ流石ノ倉卿氏モ云サル說ニテオモシロシ

かくて彼西偏の地に慶を積み輝を重ねて、多く年所を歷たりしか、神武天皇に至て、大に威力を養ひ、東征の師を興して、分疆陵轢の賊を一掃して、天業を恢弘し玉へるなれば、決して人地を侵奪するが如きの御事にはあらざる也

さて是より以後、歷朝の天子を稱し奉るに、某宮（ニアメノシタシロシメス）馭宇天皇、また某宮（ニ）大八島國所知（シロシメス）天皇と云例あるも、皆上に所謂しろしめすにて、天下を一統して、普天之下、無非王土、率土之濱、無非王臣と云ふに異なることなきを見るべし、

古事記に、神武天皇を坐畝火之白檮原宮（カシハラノミヤニマシテ）治天下（アメノシタシロシメシキ）也とみえ、綏靖安寧以下御世々々同し趣に記し、阿波國風土記に、大倭志紀彌豆垣宮大八島所治天皇朝廷、或云難波高津宮大八島國所知天皇、など云るもの證とすべし、

又普天云々四句は、漢土人の詩なれども、漢土にも、西洋にも、此實事はなきとなれば、獨り我帝國を稱する詞とこそは云べきなれ、

第二項に天子御料の事を陳ん

上世には、天下みな朝廷一家の有なりしを以て、別に御邑はなかりしかども、譬へば一家の子孫族類蕃息するときは、其山川田野を分配せざると能はざると同く、朝廷に仕ふる臣、連、伴造に封邑を分ち、又國造、縣主、稻置にも地を分賜ひ、皇子皇孫にも所領を賜ふを以

て、御田を置き、御縣を設け、屯倉を置ざることを得ず、是に於て、後には官田あり、御領あり、然れども古史の記載詳ならざるを以て、町數段畝を委悉すること能はず、今其大畧を言ふ耳、

太古天照大神、五穀の種を獲て、天狹田長田に殖る、以て御田とす、時に素戔嗚尊も亦田あり、(日本書紀)大巳貴神其妹佐用都比賣命と田を耕し、稻を殖るのことあり、(播磨風土記)大地主神田を營する時に、田人をして牛肉を食はしむるの事あり、(古語拾遺)是れを以て民田の外に御田を定め玉へること知るべし、

この時に天邑并田(アノムラアヒダ)の稱あるときは人民群居して邑をなせりと見ゆ(日本書紀)邑をむらと云は群の義なり、其御田を掌るの官を天邑君と云りし也、

皇孫の下土に降るや、大神賜ふに、其所御齋(シロシメス)庭の穗を以てし、(日本書紀)又副るに豐受大神を以てす、(古事記)豐受大神は、實に天皇司食の神也、(大倭本紀)其穀食を重ずるを見るべし、是に皇孫大嘗の祭典を行ふ、天下の良田を卜定して、悠紀主基の酒食を供す、(天神壽詞)この祭は、朝廷の大禮なるを以て、天下億兆の力を盡して、其供御物を貢獻す、衣服には麤妙和妙、照帛明帛、交布、瓊玉の類あり、山野には剛毳柔毳の獸あり、骨角羽毛の品あり、河海には大魚小魚介蟲あり、水陸田には稻粱黍稷あり、齊明盛服以て天神に奉事す、

其儀甚盛なり、(延喜式)天鈿女命悉く海物を檢して、供進の品を定む、名て島の速贄と云、(古事記)

當時の人、至誠を以て朝廷に貢獻す、新物の成る者、它に後れんことを恐れて、其神速を競ふ、故に速贄の稱あり、

神武天皇の位に卽く、天富命、諸忌部を率て、材を紀伊に採て宮殿を造り、種々神寶鏡玉矛盾木綿麻等を作らしむ、穀麻を阿波と總とに殖え、矛竿を讃岐に貢せしむ、(古語拾遺)とあるの類貢獻物の多かりし事この時の式を節略せる貞觀儀式、延喜式にのするにても盛なれば、當時のさまを深く思ふに、神武より崇神天皇までの供御用途は大かた貢物にて辨濟せしことなるべし、

美都岐(ミツギ)は、御調とも、調また賦なども書きて、其名義は、美は御なり、都岐は都具を體言にしたるにて、御供給(ミツキ)なり、されば俗言に人に物を看給(ミツク)と云ふつぐと同言にて、都具は續くる意なれば、御調と云は、公に用ひ賜ふ諸の物を、下より供給(ミツク)奉る意の名なり、

いかなれば、上の用度を下より貢き奉るぞと云ふに、已にも論せるが如く、天下は天子の一家にして、土地は天子の公田なり、天子は億兆の父母にして、億兆は天子の子孫なれば、たとひ數百歲を隔つと雖も、赤子の父母を慕ひ子孫の先祖を念ふが如く、其恩義德澤の

深厚なる遂に懐に忘る、こと能はざるの至情あるを以て也、且つ天照大神の勅に、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒、とあるは、唯稻穀の事のみと、思はるれど、國土も人民も、人民の奉る諸のみつぎ物をも、受納れて所知すを、天日嗣所知と云ふことにて、其種々の物の中には、稻を主とする故、かく云り大神民を愛養するの深き、最稻穀を重んじ玉ふを以て國を瑞穗國と云ひ、瑞穗にかけて千万秋と云ひ、諸祭を重んする中に最も大嘗を大事とするは、瑞穗にも皇統にも關するを以て也、

上に擧たる天壤無窮の神勅を、此に併せて、見るべし、彼文中に、瑞穗國と寶祚とを並べ云り、又中臣齋詞に、天津御膳遠長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穗遠平介久安介久、由庭仁所知食止、事依志奉旦、天降坐云々、また大殿祭詞に、皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐旦、天津日嗣乎万千秋乃長秋爾、大八洲豊葦原瑞穗國乎、安國止平氣久所知食止言寄奉賜比旦、とあるをも引合せ、思を深めて考へざれば、上古の意と辭とを知ること能はざる也、

當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共牀、以此爲常、故神物、官物、亦未分別、宮內立藏號齋藏、今齋部氏永任其職、(古語拾遺)と云るは神武天皇の御世には、神も皇も一つにて、同殿にまし、供御物も神に奉る物も別ちなく、すべて天下兆民の貢獻物をそのまゝに用ひて、朝廷の御倉も、神物を藏る齋藏も、共にみつき物を納めてありしかば、神祭を掌る齋部氏が專ら掌りし由なり、

この時より崇神の朝まで、凡十代五百七十餘年の際は舊制のまゝに貢獻物にて、用度をすこし、其物品の多少も、男女の差別も無りけんを、此に至りて長幼の序と、課役の先後をも定め、男女の調をも制たりと見ゆれば、或は田畝につき或は其身につきての貢調は粗定りしなるべし、

男の調物をば弓弭の調とて、弓にて射殺したる熊や鹿や禽獸の皮毛骨角を獻り、女の調物をは手末の調とて、手のさきにて作れる女工の織物あみもの等を獻りし也、

崇神紀十二年、當此時、更校人民、令知長幼之次序、及課役之先後焉、秋九月甲辰朔己丑、始校人民、更科調役、此謂男之弓弭調、女之手末調也、また古語拾遺に、始令貢男弓弭之調、女手末之調、今神祇之祭用熊鹿皮角布等此緣也、また鎭座本紀、男弓弭之物、大刀、小刀、弓矢、楯杵、鹿皮角、猪皮、忌鍬、忌鋤、類是(ナリ)女手末之物、麻桶、綿柱、天機具、莞妙衣、和妙衣、荷前御調類是(ナリ)とみゆ、

初天照大神の爲に、御田を置き、御田の長を天邑君と云、(日本書紀日本紀纂疏)大已貴神の御領田を置き、其民をして之を作らしめ、御子和加布都努志命を其長となす、(出雲風

土記）是頃田と云事の物にみえし始なり、朝廷に屯田司を置くも、こゝに本つけり、次に神武の朝に、功臣を封して國造とし、縣主稻置を置る、（日本書紀舊事本紀）國造は德川時代の大名の如きものにて、縣主は御領地の官吏なり、なほ彼代官と云が如し、縣主は天下諸國にあまたありし也、其殊に郡近く置れし公邑をば、諸國の縣には別ちて御縣と云りき、垂仁天皇の朝に、始て、屯倉を來目邑に興すとあり、（日本紀）凡天皇御田の地に、倉庫を設けて稻穀を藏め、又官舍を建つ、名つけて彌夜氣と云、（日本紀播磨風土記）其屯田を司るを屯田司と云ひ、其田を耕すの民を田部と云ふ、景行の朝、諸國に田部と屯倉とを置き、仲哀の朝、淡路の屯倉を定め、應神の朝に、屯田屯倉ありて、御宇天皇の奉とし、仁德紀四十一年二月、額田大仲彦皇子、倭屯田屯倉を掌らんとせし時、倭直吾子籠の申せし語に、傳聞之、於纒向玉城宮御宇天皇之世、（垂仁天皇の御事なり）科太子大足彦尊（景行天皇の御事なり）　定倭屯田也、是時勅旨、凡倭屯田者、每御宇帝皇之屯田也、其雖帝皇之子、非御宇者、不得掌矣、是謂山守地非之也、とあるを以て、倭屯田は、垂仁帝の景行帝に命して、建玉ひしこと知るべし、此に倭屯田を殊更に云るは、若くは六の御縣を設け玉ふ根原にもやあらん、後に六御縣を殊に重にせらるゝも、故あること、見ゆれば也、

仁德の朝、茨田飾磨の屯倉を置て、其稻を御宅に收め（飾磨以下播磨風土記）安閑の朝に、二十二所の屯倉を置き、大河內直味張、三島縣主飯粒等に勅して、其領地の良田を擇て之を充しめ、皇后の爲に屯倉田部を置く、是皇后の御爲の御田なり、皇后の御田を置くこと、是れ始なるべし、欽明の朝、四所屯倉を設て、田籍の制を定め、敏達の朝、白猪屯倉及田部を置き、推古の朝、國每に屯倉を置くことあるの類、古書にみえし屯倉の數、凡六十ばかりもあり、（事に關係なきものは、史に記さゞれば、もれたるも多かるべし、以て屯倉御田の多きを知るに足れり、）孝德改新の際に至て、諸國屯倉凡一百八十一所ありしことみゆ、この屯倉に蓄る所の穀を以て、或は飢饉の變に備へ、外寇非常の事もみえたり、神武の朝に、國造を置れしより、歷朝相うけて、繼體天皇の朝まで、置く所のもの凡百四十四の國造あり、（舊事本紀）

國造の下に在て、其國縣を分掌る者を縣造と云ふ、（延曆儀式帳）この縣造は、國造と同じ職掌の如くにも聞ゆれど、縣を以て名に負ふは朝廷の御料を掌る造なりしなるべし、（其考へ事長ければ此には盡しがたし）垂仁の朝にこの名稱みゆ、

この御世に、伊勢に大神宮を遷し祭るとき、其遷幸の途次の國造縣主の類より、大神宮の爲に神田神地を獻ること多くみえて、後世に至りては、天下の國々神地なきはあら

ざる程なるも當時の人情に、此土地は皇祖の御地なることを知り居る故、大神の遷幸を拜して、覩感の餘り、獻納せしものと見ゆ、鎌倉の源右大將の語に、日本六十餘州、立針の地たりとも、大神宮の御地にあらざることなし、と云るにても、古人の忠情を思ひやるべし、神と皇と事かはるが如くなれども、古へはさる分ちはせず、大神宮に仕ふるも、皇室に仕ふるも、同し義と思ひしにて、朝廷よりも深く神宮を尊崇ありし故に、神宮をば神の朝廷と申せり、神朝廷とは、神のます朝廷と云事にて、皇（スメラガ）朝廷と對言せし也、是にても神宮と朝廷と同義なると知らる、

縣。主。は國造縣造の下に在て、京畿諸國の御料田を掌る主なり、縣に大小の別あり、其大なる者を大縣主と云ふ、神武の朝その名見えそめてより、史に其名の見る者、凡二。十六。の縣主あり、其五畿內にあるは、云ふまでもなく近江、尾張、周防、筑前、筑後、肥前、壹岐、對馬にもおかれし由あるを以て、天下諸國に、御料田の縣ありしと知るべし、

國造縣主の下に在て、其地に君。として、各所を治る事を掌る者、之を君と云ふ、多く神裔皇族を用ふ、皇族殊に多きを以て思ふに、是亦御料なり、其名の史に見えしは、凡七。十。ばかりあり、

君と同しく皇族の氏々にて、四方に別つかはされて、其地を治る者を別。と云と、景行天皇の朝七十餘皇子を封し玉へるに始る、是亦御料に屬せしものと見え、凡三。十。五。の別あり、」この國造、縣造、縣主、別、君などよりの貢稅は、いかにして獻りけん、其制史に所見なければ知るべき由なけれど、稻穀を主として、其它は弓弭調、手末調など、崇神の御世の御制のまゝに獻りしものなるべし、

何を以て其然るを知ると云ふに、孝德以後田租を本として種々の調庸を定めたるにて、然思はるゝなり、凡天神生民を愛養するが爲に、耕耘の方を授けてより、大甞諸祭みな其田より生する所の稻穀を薦るを主とし又之を重んじて、國家の大典とす、生民の力を致して、上に仕ふる、何ぞ、他物を要せん、故に田稅これをたちからと云ふは、民の力を致す所なればなるべし、朝廷尤も稻穀を重んじ、民を以て寶とす、大寶の訓蓋亦たちからの省言なり、其寶をなすの本は、公民にあり、故に公民之をおほみたからと云ふは、天下の寶なれば也、

天下の寶三つ、土地人民政事と曰るは、淡土の說なれども、我邦の古言、之を彼にとるにあらず、專ら民をさして寶と云ふ、我神聖の意と、彼聖賢の言と、符節を合するが如きは、妙と謂べし、然るにこの瑞穗國とさへ稱する農國の人民に課するに、金貨を以てして、稻穀を稅とせず、故に人民或は窮するものあり、これ時世の變、已む可らざる者ありと

雖も時に弛張變通の術なくばある可らず、

崇神の朝、男女の調に稻穀なきは、後世に租稅と貢物と、二つに分る、の制を設け玉ひしものに似たり、

景行天皇詔して磐鹿六雁命を膳職の長とし、膳大伴部を諸國に置き、山海珍羞の物を貢進せしめ、六雁之を總掌す、其子孫高橋氏、世内膳の事を掌る、(高橋氏文)

膳大伴部とは、膳氏に屬せる部曲の民なり、之を諸國に置きて、山海の物を貢進せしめしは、全く御膳の料なり、この高橋氏世々相繼て、明治の始までは仕奉りしなり、

成務帝の時、小長田命を御田職として、大炊の政を掌らしむ、(多米氏本系帳)應神帝の時、安曇連祖大濱を海人の宰とし、鮮魚を貢することを掌らしむ、(日本書紀)二氏の子孫、亦其職を世にして、御膳の事を掌りき、(本朝月令政事要略)

當時朝廷に進る諸國の供御物を大贄と云ひて、猪鹿の類をも供したり、(日本書紀)なほ御膳の官に宍人部ありて、肉膾を作ることを掌り、鳥養部ありて舍鳥を貢し、(日本書紀)魚菜果蓏を貢するには、江氏、網引氏、園部氏其它服御物も各其職ありて分掌せり、(姓氏錄令義解)

仁德帝の時、秦氏絹を織て進獻せしより、子孫相繼て絹を貢して、御服に充つ、(古語拾遺

姓氏錄)この時に至りて、諸國貢獻物も年々盈溢して、いと多くなりけんからに、神物も官物も齋戒に置くこと能はず、故に履中天皇の朝には、内藏を造りて官物を貯へたりとみゆ、此後秦氏を藏官に任して、御服をば内藏より取用ひさせ玉へり、

これ令制に及ひても、宮内省に内膳、大炊内藏を屬して、御膳と御服とを掌るの原由也、

孝德の改新の時に至り、上の屯田屯倉を停めて、大倭、高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布の六縣を定めて、六つの御縣と稱し、公邑とせられ、其田畝戶口を檢校するとみゆ、(日本書紀延喜式)やがて官田と定めて、田領を置き、之を掌らしめたり、(續日本紀)この時古制を廢して、新制を施しかば、國造も縣主も君も別も停められ、其天下に置れし御縣をも屯田屯倉をも、悉く上に收めて、別に朝臣以下の人々には、食封を賜の制とせられし故に、御田もいたく縮減したるならん、其詳なること得て考ふべからずと雖も、大寶以後の制、斑々觀るべし、

大寶の制に、官田園池等の厨膳に供する者、之を宮内省に總管して、内膳司之に屬せり、(内膳司の始は、景行の朝に起りしと、上に云り)其御服の類は、内藏、縫殿二寮の掌る所にして、中務省之を總管せり、後宮東宮も、各司署を定めて、供給せしなり、唯其名目數項に分れて煩はしければ條を逐て之を云ん、

○官田は大和に三十町、攝津に三十町、河内に二十町、山背に二十町あり、古より置れし田
令の官を罷て、管内の雜任を田司として之を掌らしむ、
中宮（卽皇后）に供する湯沐邑二千戶、（令義解）聖武帝天平中に、中宮の供奉一に供御に
准す、（三代格）とあれば、官田をも此時に置れしなり、孝謙帝重祚神護景雲二年、官田を營
種する町毎に稻五百束を定む、（令義解）
平城帝の時勅旨田を置る、（日本後紀）勅旨を以て荒野を開て田とし、供御に充しなり、淳
和帝朝に、益勅旨田の制を廣くし、諸國に置所の田凡三千三百十餘町、また官稻を發て攝
津備前等の田を開墾せしとも見ゆれど、其實闕て詳ならず、（類聚國史）
類聚國史、天長五年、伊勢國員辨郡空閑地一百町、爲勅旨田、六年、武藏國空地二百九十町
爲西院勅旨田、七年、武藏國空閑地二百二十町、爲勅旨田、又正稅一萬束充開發料、攝津國
米五百斛充開生島勅旨田料、下野國空閑地四百町、爲勅旨田、三月巡察使出攝津國乘稻
二萬八千三百束、充開河邊郡勅旨田料、備前國空閑地五十許町、充勅旨田、備前國穀四百
五十斛爲○横串勅旨田料、八年、下野國田地四百町、五段、爲勅旨田、攝津國田地九百八町
令墾開爲勅旨田、下總國空閑地七百餘町爲勅旨田、九年、攝津國島上郡荒田幷野地二百
廿三町、寄安滿勅旨爲墾田、美濃國空閑地廿四町一段、爲勅旨田、

また此御世に、始めて御封を兩宮に奉る、太上皇には一千五百戶、皇太后には一千戶、（日
本紀畧）
日本紀畧、弘仁十四年六月乙酉、奉充封戶、太上天皇一千五百烟、皇太后千烟、
仁明帝亦天長故事に遵て、御封二千戶を後太上皇に一千戶を皇太后に奉り、（續日本後紀）
又勅旨田を諸國に置もの一千七十四町、其一百七十四町を後院に奉る、（類聚國史）又別
に荒廢田空閑地を以て、先後太上皇及太皇太后皇太后に奉る者、一千五十二町、（續日本
後紀）
續日本後紀、承和二年三月丁巳、勅、後太上天皇御封二千戶、皇太后宮御封一千戶、准冷泉
院御封行之云々、類聚國史、同二年三月癸丑、以備前國御野郡空閑地百町、爲後院勅旨田、
十一月以美濃○荒廢田十町、爲後院勅旨田、三年十月、出雲國出雲郡古荒地卅町爲勅旨
田、癸亥、肥前國神埼郡空閑地六百九十町、爲勅旨田、四年三月、近江國蒲生郡荒廢田卅三
町、爲勅旨後院田、五年三月、以攝津國八部郡○○田幷乘田廿一町、爲後院勅旨田、九月、近
江國愛智郡荒廢田百七十町、爲勅旨田、
清和天皇貞觀二年、供御及中宮東宮年料稻粟糯等、並に宮內省營田を用ひ、又每國の官田
年料稻數を定めて、期內に貢進するの制を定め、四年、貢進御稻の數、及ひ期限を定む、山城

は八月、攝津は十二月、河内は明年四月、並に二十日を限り、稻數二千二百五十四束餘とす、(三代格三代實錄)是より宮内省より四畿内本年營る所の御田、また獲稻並に古稻の總數を奏聞する例あり、(貞觀儀式)是蓋成務天皇大炊の改を定め、三宅を管せしむるの遺制と聞ゆ、(改事要畧大意)此御世に又田と山岡三十。町。六。段。餘。を冷泉院に三十七。町。五段。を中宮職に進む、陽成帝に至て、御封二千戸、及白綾二百匹、綾三百匹、白絹五百匹、絹二千匹、帛五百匹、白絲三百絢、絲七百絢、細毛綿一千屯、石見綿四百屯、調綿一萬屯、庸綿五千屯、綿細布一千端、調布二千端、新錢二百貫文を太上皇に奉る、(三代實錄)この後太上皇の御。封。を定て二千戸とし、又勅。旨。田一千。町。を奉りき、(雜中抄拾芥鈔)元慶四年、山城、愛宕郡百姓口分田四町二段九十餘歩を中宮職に奉る、

帝又勅旨田を畿内外の國に置き、又丹後二郡熟田一。百。四十。三。町。餘。荒田十。二。町。七。段。餘。を以て後院に奉る、(三代實錄)

醍醐帝延喜中に至て、當代以後勅旨開田を停止せらる、(三代格)勅旨田の奬害多くありけるを以て也、

凡畿内官田、分制に比すれば、大和は十四町、河内は二町を減し、更に和泉二町を置く、宮内省管掌すること旣の如し、分て省營國營とす、山城の省營は八町、國營は十二町、大和の省營は九町、國營は七町、河内の省營は八町、國營は十町、和泉の國營は二町、攝津の省營國營、各十五町、其營種料稻は、每町二百五十束、但和泉は三十束を減す、獲稻は景雲の制に同し、但和泉は四百束なり、(延喜式)

○園地御厨御贄の制は、志摩大贄を貢することは、神世に始る、(古事記)御贄は天皇に進るの魚介菜蔬類を云ふ、志摩專ら鮮介を以て御饌に充つ、故に之を御食國と稱す、(萬葉集)大寶以後、内膳の高橋氏世其國を管し、(職原抄)後二歳貢を定めて四百三十餘荷とす、(三代實錄)又御厨を諸國に置き、以て御贄を貢せしめ、大膳職之を掌る、(三代格)孝謙帝天平勝寶八歳、太上皇崩するを以て大膳職の江人並に近江若狹紀伊淡路志摩等國に勅して、每月の常貢の供御異味、今より以後更に貢せしむることなかれとみえ、(東大寺要錄)天平寶字二年猪鹿の類を進ることを停む、(續日本紀)とあるは、この帝佛法を信し玉ふによりてのことなり、

これより以前、近江等五國より魚類を以て常貢せしめたるを見ゆれば、其他の池溝にもかゝる例多かりしこと知るべし、

桓武帝延暦中、勅して大膳所管筑摩御厨及網曳江等の長各一人を内膳司に改隷し、(三

代實錄)御園を山城に置き、早瓜を貢て供御に充つ、內膳司又之を掌る、(年中行事秘抄)

嵯峨帝弘仁三年三月三日節を停るを以て、更に五畿內及志摩若狹紀伊淡路等國をして、九月九日の節の御贄を進ること、一に三月に準せしむ、(政事要略引天長格鈔)

淳和帝天長八年、河內供御堤外赤江、堤內赤江二處を停めて、竹門江賀沼、絕間江、大治江三處を定め、又攝津供御江四處を停む、(類聚國史)供御の氷室三宇を加置しむ、(日本紀略)

仁明帝承和六年の制に、伊勢近江の御贄は國司をして專當官を定て、檢校して貢上せしむ、(三代格)

陽成帝元慶三年、攝津蟹胥、陸奥鹿腊の贄を停め、六年志摩の年貢の贄、近江伊賀伊勢等の國をして驛傳貢進せしめ、七年近江、請を以て、內膳司進物所等の員外贄人を置くことを停む、(三代實錄)

光孝帝仁和二年、勅て大藏省をして、每月錢四千文を內膳司に送り、供御の菜料に充つ、(三代實錄)

醍醐帝延喜二年の制、畿內及志摩近江若狹等十一國、旬料節料御贄を貢し、又畿內及伊賀等は、年料を貢し、志摩筑摩網曳江等には、御厨を置く、其諸國の貢する所、頗供奉するに足れり、而るに頃年畿內及近畿諸國に御厨を增置し、加以院宮王臣家每國に厨を立て、民業を侵奪す、爾後內膳司所管の御厨、及禁斷山河池沼の外、公私を論せず、宜く停廢に從ふへし、違ふ者は違勅の罪を科せん、(三代格)凡園地、山城大和に七所、京北園十八町、奈良園六町八段、山科園九段、奈癸園五町五段、羽束志園四町九段、泉園一町、平城園二町、幷に供御雜菜及雜果樹四百六十株を殖え、又覆盆子園二段、芹水慈田六段餘、凡諸國御厨御贄は、結番して貢進す、和泉紀伊淡路近江若狹各次てに依て送致す、凡山城江御贄は國司預人を率て漁獲して之を進む、凡山城近江氷魚網代各一處、凡山城河內攝津和泉等江網曳御厨雀丁を差充す、江三十人網曳五十人、凡左右衞門兵衞各三日を隔て、鮮鮒御贄を進む、(延喜式)

後三條帝節儉を尙ひ、內膳司の饌を停め、諸國御厨子及御贄後院等の御贄を罷て、筑摩御厨を廢し、又高砂御厨の進魚を停め、御厨子領御厨子等をして、幷に素菜を供せしむ、(扶桑略記百錄鈔)

鳥羽帝廣く莊園を置き、御厨領とせらるゝことみゆ、(山槐記)二條帝時、河內大江御厨より本田二百三十町、多く荒廢に歸するを以て、更に熟田を割充られんことを請ひ、且新に一百三十町を加へて、供御を辨進せん、又僧寺濫妨進止に隨はす、百姓威を權門に假りて、供御を進めさることを禁斷し、國中の池沼平岡恩智二莊延喜五年制に仍て御厨領とせん

とを請ひしかど、朝廷僧に僧寺百姓の姦濫を停るに過きず、(山槐記)

また年料節料句料等の供御あり、大藏内藏大膳大炊造酒主醬等より之を進む、各司に赤幡を給し、供御物の標識となさしむ、(續日本紀)大寶の制、東宮の雜用年料に、絁三百匹、綿五百屯、絲五百絢、布一千端、鍬一千口、鐵五百挺を充つ、(令義解)嵯峨帝弘仁十一年、供御幷に春宮御料、諸司每月辨官に申し、官又符を下し、例に依て充行ふの制を定む、(三代格)淳和帝天長九年、山城、攝津、御稻を獻納す、其年中供料、冬初に之を進めしむ、(三代格)

宇多帝寬平二年正月、七種粥三月桃花餠、五月五色餠、七月索麵、十月初亥餠等、俗節を定て節供とす、(寬平遺誡)諸院宮亦之に準し、(公事根源)主水司をして其料物を進めしむ、(延喜式)延喜の制、供御及中宮、東宮、稻粟糯等並に省營田の所獲を用ひ、其收納帳は官より宮内省に下し、大炊寮をして、年中供御用數を支度して、官に申し、官より民部に符し畿内に仰せて進めしむ、粟は山城之を進め、大炊寮春備して、日別に內膳に送る、東宮は主膳監に送る、凡造酒料米二百十二斛九斗餘、國司各省營田獲稻を割き、功賃舂運に充つ、凡國營田稻は、營料を除く外、每年米に舂て內藏寮に輸す、

凡諸國貢進句料の御贄、大和吉野御厨、志摩御厨は、若狹紀伊淡路より之を進め、節料の雜鮮味物を貢する者は、五畿內及近江、志摩、參河、若狹、紀伊、淡路より內膳司に納む、

其年料は山城攝津等三十四國及太宰府より之を貢し贄殿に收めて供御に擬す、其例貢の御贄は、山城以下二十七國及太宰府より直に內裏に進む、

內膳式諸國貢進御贄(中宮准此)　句料、大和國吉野御厨所進鳩(ハト)、從九月至明年四月、年魚鮨火干、從四月至八月、人別上下、句各三擔、但蛭(ナマ)幷伊具比魚煮凝等、隨得加進、志摩國御厨、鮮鰒螺、起九月盡明年三月、人別上下句各二擔、味漬腹漬蒸鰒玉貫御取夏鰒等、月別惣五擔、雜魚十三擔(並以俗丁運進)若狹國雜魚、上下句各七擔(司受取課丁百十六人、以其調助交易鮮物、俗丁運進)紀伊國雜魚、上中下句各三擔半、(司受取課丁七十四人、以其調物交易鮮物、俗丁運進、淡路國雜魚二擔半、(一句料)節料、山城、大和、河內、和泉、攝津、近江、(正月元日、七日、十六日、五月五日、七月七日、九月九日、十一月新嘗會)志摩國、(正月元日新嘗會、正月七日、十六日、五月五日、七月七日、九月九日、)參河國、(正月三節)若狹、(三節)紀伊、淡路兩國、(三節)　右參河國進雉、餘國雜鮮味物、但近江國元日副進猪鹿、其句料已下、並收司家、隨事供之、　年料　山城國、(氷魚鱸魚)攝津國、(擁劒皮蘭)和泉國、(鯛鰹)伊賀國、(鮨年魚醢塗年魚)伊勢國(鯛舂鮨酢年魚蝮醢鰒)志摩國(藻海松)尾張國、(爲伊白貝蟹鰹雉腊)參河國、(稚海藻)遠江國、(稚海藻)常陸國、(稚海藻)近江國、(煮鹽年魚鮒鮓阿米魚氷魚)美濃國、(鮨鮨火干年魚鮨年魚)信濃國、(梨子干飛姬胡桃子楚割鮭)陸奥國、(索昆布鯛細昆布

廣昆布)若狹國、(生鮭山薑稈海藻毛都久於已)越前國、(稈海藻生鮭山薑鮭兒氷頭背腹)能登國、(稈海藻)越中國、(稈海藻雉腊)越後國、(楚割鮭鮭兒氷頭背腸)佐渡國、(稈海藻)丹波國、(生鮭鮨年魚鹽塗年魚)丹後國、(生鮭氷頭背腸山薑小鯛腊)但馬國、(稈海藻生鮭鮨年魚山薑)因幡國、(稈海藻生鮭山薑)伯耆國(稈海藻海藻根)播磨國、(鮨年魚)美作國、(鮨鮎)備前國、(氷頭)備中國、(煮鹽年魚)長門國、(稈海藻)紀伊國、(鮨年魚)讃岐國、(鯛鹽作白子)土佐國、(押年魚煮鹽年魚)太宰府、(御取鰒薄鰒短鰒陰鰒羽割鰒火燒鰒已上調物鮒鮨鰒腸漬鰒甘腐鰒已上中男作物鮨年魚煮鹽年魚内子鮨年魚已上梁作鯛醬宍醢蒜房漬以上厨作雉腊腹赤魚筑後肥後兩國所進出其數隨得已上別貢)　右諸國所貢、並依前件、仍收贄殿、擬供御、(但腹赤魚收司家)　宮内式、諸國例貢御贄、　山城、(平栗子氷魚鱸)大和、(干鱉榛子)河内、(木連子)攝津、(皮蘭擁劔)和泉、(鯛鰺)伊勢、(橘子蠣磯蠣)志摩、(深海松)尾張、(雉腊)遠江、(甘葛煎甘子稈海藻)駿河、(甘葛煎甘子)伊豆、(甘葛煎)甲斐、(青梨子)相摸(甘子橘子)近江、(郁子氷魚鮒鱒阿米魚)信濃、(梨子干棗姫胡桃子楚割鮭)陸奥、(昆布縒昆布)若狹、(毛都久於期稈海藻生鮭)越前、(甘葛煎稚子稈海藻山薑子氷頭背腸)能登、(甘葛煎稈海藻)越後、(甘葛煎)丹波、(甘葛稚子平栗子搗栗子)因幡、(甘葛煎椎子甘子梨子干棗稈海藻)播磨、(稚子搗栗子)美作、(甘葛煎搗栗子鮨年魚)備前、(甘葛煎水母)備中、(甘葛煎

諸成)阿波、(甘葛煎甘子)太宰府、(甘葛煎木連子)　右云々例貢御贄、直進内裏、云云

凡諸國菓子を貢進する者、山城以下凡三十國、及太宰府より之を貢す、

大膳式、諸國貢進菓子、　山城國、(郁子葡子覆盆子楊梅子平栗子)大和國、(葡子楊梅子棒榛子)河内國、(葡子覆盆子楊梅子椎子花橘子蓮根木連子)攝津國、(葡子覆盆子楊梅子花橘)和泉國、(楊梅子)伊賀國、(甘葛煎)伊勢國、(椎子)遠江國、(甘葛煎柑子)駿河國、(甘葛煎柑子)伊豆國、(甘葛煎)甲斐國、(青梨子)相模國、(橘子柑子)近江國、(郁子)出羽國、(甘葛煎)越前國、(甘葛煎薯蕷薯蕷子棒榛子)加賀國、(甘葛煎)能登國、(甘葛煎)越中國、(甘葛煎)越前國、(甘葛煎)丹波國、(甘葛煎甘栗子搗栗平栗子菱子)丹後國、(甘葛煎)但馬國、(搗栗子甘葛煎)因幡國、(甘葛煎平栗子椎子梨子柑子干棗)出雲國、(甘葛煎)播磨國、(椎子搗栗子)美作國、(搗栗子甘葛煎)備前國、(甘葛煎)備中國、(甘葛煎諸成)紀伊國、(甘葛煎)阿波國、(柑子甘葛煎)太宰府、(甘葛煎但木連子者筑前國部内諸山及壹岐等島所出之中擇好味者年中貢)

右依前件、(其數臨時增減)隨到檢收、附内膳司、但甘葛煎、直進藏人所、

凡諸節供御料、正月三節は、米、糯米、糯稻糒、糯栗子糒、小麥、荏子、胡麻子、大豆、小豆、清酒、濁酒、酢油醬鹽、東鰒、隱岐鰒、煮堅魚、螺紫菜、干薑、干棗子、搗栗子、生栗子、干柿、椎子、菱子、橘子、蔭桙橘子掇橘子等類升合斤量各あり、五月七月九月の節、大むね之に准す、供御月料、日料、糯米栗糯

楠の類より、酒醬魚腊海菜木果に至るまで、其數甚夥し、新嘗祭夜供御料、解齋料、豐樂料、及供奉雜菜、年料雜菜の如き、極めて多く、煩瑣載するに堪へず(內膳式)

凡御服春冬の料、袍、襖子、半臂、汗衫、袷褌、單褌各十領、表袴、中袴、袷褌、單褌各十腰、被衣八領、被十二條、褥四條、襪純一疋、夏秋の料着襴穀紗六領、半臂、汗衫、袷褌、單褌及表袴等上に同し、被衣四領、被八條、褥四條、襪純同上、中宮春冬の料、袍背子單衣各十領、領巾四條、表袷裙下裙各二腰、袴十五腰、單袴廿腰、裙衣單裙衣各三領、被六條、褥三條、御匣殿料絹十疋、綿卅屯、夏秋の料、袍十領、袷袍六領、單衣十領、領巾四條、裙紗裙各二腰下裙四腰、袴十五腰、單袴廿腰、裙衣單裙衣各二領、被四條、褥二條、御匣殿料上に同し、其殺絹縑純綿絲綿等之を作るの料各差あり此它神今食、御贖新嘗會御服の類亦多し(縫殿式)

凡東宮湯沐二千戶、其初立頒料絹一百五十匹、調布五百端、調綿五百屯、錢百五十貫文、白米百舡、黑米百石、鹽廿舡、油八斗、八月二日御被料、長絹廿疋、白綿二百屯、年中雜用料絹三百匹、綿五百屯、糸五百絢、布一千端、鋤一千口、鐵五百廷、月料紙筆墨及米粟雜菜雜果衣巾中器物、亦甚多し(春宮式)

以上は大略を載るといへども、實際に之を知らんと要せば、件の品物を遺りなく精算して、之を今日の價直にあてなば、其會計大凡に知ることを得べきなり、

かくの如く年料、月料、旬料、日料の供御種々に分れて、煩碎なれども、之を言はされは、天皇、中宮、皇太子等の年中支用するの雜費大數を詳かにし難ければ也、さて天下諸國より年中支用に供する雜物を貢するの外に、常に定りたる官田八十六町、(民部式)園地三十九町五段二百歩、(內膳式)前後開く所の勅旨田四千三百八十四町、(類聚國史)また太上皇皇太后の御封三千戶の外に、御田一千三百七十二町、(續日本後紀三代實錄)なとあれども、惣數にはあらずして、事の關係あるを史に記せるが傳はれるのみなれば、自餘の田數幾千万町ありけんと云ことは、知るべき由なし、白河烏羽以後にも、勅旨また莊園を置れしこともみえ、御厨と云を設て、御厨領と云ひ、(良峯家譜山槐記)後白河帝長講堂を建しより、長講堂領を置れ、(宣胤記良峯家譜)後に至て其莊園一百八十所あり、天子位を遜るゝの後は、常に給を此に取るよし(梅松論)みえ、源頼朝天下土地兵馬の權を握りしより、平家沒官の地を武士に與ふるを名とし、又寇賊を追捕するに托して、守護地頭を置き、或は公卿の領家を奪ひ、國司領をも侵し、後に及んでは公領國領いと少くなりしかば、古への貢獻物、官田、御邑、莊園は絕たるか如く、僅に御領の名を存したりとみゆ、されど長講堂七所を興立し、陸奥の砂金を天皇及院宮に供進せしことなどあるのみ、(東鑑)後鳥羽上皇、龜山帝の後をして皇統を承しめんことを欲し、長講堂領を後深草帝に授けて、子孫の資と

して、天位を覬しめじと約し玉ひしかど、關東より兩宗迭立のことを定め、後深草皇胤位に登りしかば、堂領をも併有して、其豐富を極めけるに、龜山帝の御方には一奉邑なくておはせるを、後醍醐帝憤りまし、より、南北の亂は起りにき、(梅松論)されど光嚴院、後深草の曾孫にて、長講堂領を傳へ玉ひ、其他後深草の遺邑なりし法金剛院、尾張熱田領、播磨國衙等の地をも、世々傳領して、永く朝廷の御邑となりし也、(椿葉記)かゝる事ものに見えしのみにて、御邑の數だにも知りがたきを以て、臣さきに大日本史の食貨志を編するに當り、其事を詳にせまほしく、諸書を搜索せしに、之を考るのたづきを得ず、遺憾極り無りしに、昨年の暮に至りて、不料(ユクリナク)後宇多院御領目錄の闕脫を觀ることを得たり、後宇多は龜山の皇子にて、其後を承け玉ひしかば、此時必ず殊に御邑の莊園を諸國に置れし、其目錄の世に傳はりしなるべければ、後醍醐天皇中興の時も、亦或は此御領を傳へ玉ひたりしものなることも、推測りつべし、天皇卽ち後宇多の御子にて、卽位まし〳〵し也、

さて後宇多天皇の御領は、山城國に莊牧五、大和國二、河內國三、和泉國一、攝津國六、伊勢國二、尾張國二、參河國二、駿河、遠江、甲斐、相摸國各一、下總國二、常陸國二、近江國五、美濃國四、信濃國三、陸奥國二、出羽國二、越前國三、加賀、能登、越後國各一、丹波國二、但馬國三、伯耆國二、出雲國二、播磨國六、備前國二、備中國一、安藝國四、紀伊國三、讃岐國一、伊豫國二、筑前國、筑後國

肥後國各一、(以上三國の分は、正安四年九月日被進院御方とあり、龜山上皇の御邑とせられしなり)次に安樂壽院領、山城國七、大和國一、河內國四、攝津國、和泉國各一、尾張國三、甲斐國相摸國、上總國各一、常陸國二、美濃、信濃、上野、下野國各一、越前國九、加賀國一、越中國、但馬國各二、出雲國一、播磨國六、美作國、備中國備後國、安藝國、周防國、淡路國、阿波國各一、讃岐國二、豐後國、伊豫國各一、肥後國四、豐後國二、次歡喜光院、大和國河內國各一、攝津國二、參河國、甲斐國各一、近江國、美濃國各四、信濃國、加賀國、丹波國各一、但馬國二、出雲國一、播磨國六、美作國、備後國紀伊國、淡路國、筑前國各一、肥後國二、日向國一、次に寶蓮花院、金光院、圓法院、蓮藏院、弘誓院とありて、河內國一、攝津國二、丹波播磨國各一、次に智光院、丹波國、出雲國、豐後國各一、次に蓮花心院領、山城國一、河內國二、相摸國、美濃國、出雲國、常陸國、讃岐國、肥後國、大和國、石見國各一、次に興善院領、山城、近江、伊賀國各一、遠江國一、備後國二、但馬國四、備前國一、讃岐國、丹波國、攝津國各一、近江國二、美作國、安藝國各一、越前國二、次に寶樹院所領三ヶ所、河內國、野田莊、次に眞如院領、橘島莊、大石莊、弓削莊、加納內田莊、次に皇后宮職御管領目錄、御願寺安樂壽院、觀喜光院、蓮花心院、智惠光院、高野傳法院、同覺王院、同菩提院心、日吉御塔叡山常住金剛院、石藏大雲寺、醍醐大智院、阿彌陀峯、次に廳分御莊莊、(但五ヶ所漏目六之間注加之)大和國、伊勢國、相摸國、出雲國、筑前國、次に恩德院領、丹波國五、丹後國二、次に淨金

剛院領、山城國、攝津國二、河内國一、和泉國二、近江國、美濃國、伊勢國、讃岐國各一、次に鷲峯寺、肥後國、石見國、越前國、若狹國各一、（この以下欠）とあるもの凡二百六十餘所なり、其田園の廣き、幾千町なることを知り難しと雖も、當時に在て莊と稱するは、大小廣狹の差はありとも、其大なる者は千五百町以下七百五六十町より二百町に至り、其中なる者は百八十町より八十町に至り、其小なる者は七十八町より十三町に至る、（但馬大田文豐後大隅薩摩日向國田帳）之を通計平均するに、一莊の大百五十五町餘なるを、件の後宇多院の御領の莊數二百六十餘に加ふるときは、四万五百零八町計りにもなりなむ、此一町に米廿五石を生すと見れば、（令の制一町五百束に稻五升の例による）百零壹万二千七百石ほどになる、況んや關白大臣の莊は、七百六十町、七百十五町、或は五百町より百八十町なとみゆれば、御料はなほ〳〵多き事と推測らる、を以て、或は百五六万石以上に及べる事知る可し、鎌倉土地の權をとりしより後にてさへ、此の如くなれば、延喜以上の御料多かりしこと、想ひ奉るべし、まして之に加ふるに、年料月料の雜用、また諸國の貢獻物をも併せなば、いか斗り多かりけんを、我國の風として何事を記すにも、御また中宮太上皇等の御上の事をば、云ざるが常なれば、其料地の數さへ知るに由なきを、此後宇多院御領目錄によりて、かくもあらんかと考へらる、事となりしは甚も〳〵うれしきわざになむ

ありける、

然るを世に物しらぬ類は、天下全國は、開闢以來　朝廷の御料にして、一民一邑も王土にあらさることなきの理を辨へず、漢土の事を引き、西洋の制をとりて、之を論じて、王室の御料を減縮せんとするもあるべく、或は鎌倉以來御料の事の書に見ゆるもの少く、大禮典ある毎に、天下段別に賦課したるを例とし、或は室町時代の亂離世界に、武臣の公領を侵奪して、將軍の倉方より臨時の用途を獻り、守護大名に賦課せるを証とし、終に降りては、德川將軍の時、御領（禁裏法王親院）合せて三万五千十七石四斗一升五合にして、諸公卿宮門跡の御領私科合せて十万八千四百四石三斗九合（延寶五年御領目錄）とあるを、金科玉條として、此に據らんと議する者もあるべけれとも、鎌倉以來の事は、朝廷衰弊の御時なれは、准據とするに足らずと謂ふべし、若し御料の事を論するに、古今の書其標準を取るに由なしと云は、已む事を得ず、鎌倉時代の比例、慊とするに足らざれとも、後宇多院御領目錄に（殘欠本の數全備ならざるも）據り、百万石を基數として、論闢あるへき也

臣此事を考へ、終篇に至りて臆言して曰、天下は天子の一家也、土地は天子の公田也、天子は億兆の父母也、億兆は天子の子孫也、子孫父母の地を分割して、其家に居り、其田に耕し

其野に牧し、衣食の饒饒を得て、一堂上に團欒和樂す、千万斯年と雖も、一日の如し、年漸遠長にして、親も亦踈屬となり、時に夫妻側目、兄弟閲牆の事なきことを得さるも、要するに父母なり、先祖なり、一家の親戚なり、其恩義德澤遂に懐に忘るゝこと能はす、安んそ朝廷の土地を我私有として心に慊とするものあらん、万一我　神州の民、盡く西洋の俗に比し、西洋の風に從ひ、此日本の恩義を忘れ果なば已む、もし然らざらんには、民に授るの私有地を復するの時あるを知る、今日　廟堂諸公、豈此に回顧する事なからんや、苟も　廟堂諸公にして此に注意し漸々之か策を施さば、其回復の易き一反掌の際にある耳、嗚呼消息盈虚、天地の常數也、たとひ今日其策を施すの人なきも、百歳の後、必す明治維新の業を佐けし西郷大久保二公其人の如き、憤悱幅起し、復ひ天下の地を擧て、朝廷に歸せしむる日あるを覩る也、

栗里先生雜著卷四 終

栗里先生雜著卷五

男栗田勤輯

國造族類考（上）

神武天皇の皇子、神八井耳命は、庶兄手研耳命の叛き奉れる時、皇弟神沼河耳命と謀りて、其を殺せむとし給へるに、神八井耳命は手足わなゝきて、矢を放ち給ふ事能はさりき、故其弟神沼河耳命其兄の持せる弓矢を乞取て、手研耳を殺せ給ひき、故其名を稱へて建沼河耳命と申しき、爾に神八井耳命、其弟建沼河耳命に、吾は仇を得殺せす、汝命既に得殺せ給ひぬ、故吾は兄なれども、上とある可らず是以汝命上として天下治しめせ、僕は汝命を扶けて忌人（イハヒビト）となりて、仕奉らむと申し給ひき、（古事記）其孫を建五百建命といひて、崇神の朝に科野國造に任され、五百建命の子を速瓶玉命と云ふ、同し時に阿蘇國造たり、また其同時に志賀多奈彦命（大分國造同祖、志賀多奈彦命とありて、火國造の條に、犬分國造祖志賀多奈彦命とあれは、或は神八井耳の御子にもやあらん）の子建緒組命ありて、火國造とせられ、また建借間命ありて常陸の仲國造とせられ、敢桁彦命（志賀多奈彦命に同し）の子速後上命は、成務朝に伊豫國造に封され、又神八井耳命八世の孫伊邪許利命は應

神の明に印波國造たり、かくて神八井耳命の裔(幾世といふ事詳かならす)に、大分國造、長狹國造、闘雞國造、道奥石城國造といふ者あれど、その任(ヨサ)されし時代も詳かなる事を得す、(舊事本紀古事記)さてその同族は、古事記に、神八井耳命者、意富臣、小子部連、坂合部連、火君大分君、阿蘇君、筑紫三家連、雀部臣、雀部造、小長谷造、都祁直、伊奈國造、科野國造、道奥石城國造、常陸仲國造、長狹國造、伊勢船木直、尾張丹羽臣、島田臣等之祖也とみえ、また志紀首、志紀縣主、茨田連、紺口縣主、縣連、金刺連、丹波臣、園部、尾張部、豐島連、松浦首、下家連、江首、江入なとあり、この氏々の諸國に分れ住しさまを考ふるに、

畿內にて

左京(多朝臣、小子部宿彌)　右京(志紀首、島田臣、園部、火、茨田連、)

山城(茨田連、茨田勝、)　大和(雀部臣、肥直、都祁直、多朝臣、闘雞國造、)

河內(志紀縣主、紺口縣主、尾張部、下家連、茨田宿彌、江首、江人)

和泉(小子部連、)　攝津(豐島連、松浦首、)

東海にて

伊勢(伊勢船木直)　尾張(縣連、島田臣、尾張丹羽臣、)

遠江(小長谷部、)　駿河(金刺舍人、小長谷部、)

武藏(小子宿彌、)　安房(長狹國造、)

下總(印波國造、)　常陸(仲國造、)

東山にて

信濃(科野國造、金刺舍人、他田舍人、)

南海にて

伊豫(伊余國造、)

西海にて

筑前、筑後(筑紫三家連、肥君)

豐前豐後、(大分國造、大分君)　肥前、肥後、(肥直、火國造、阿蘇君、阿蘇國造、)

かく分れたる中に就て、多氏は大和國十市郡飫富郷より起れるか故に、其祖神は神名帳に、大和國十市郡多坐彌志理都比古神社にて、神八井耳命を祭り、今も神社は多村にあるなり、この同姓の右京(姓氏錄)に居るは、大和より分れしものにて、それより信濃にも常陸にも分れしがあるなり、其は三代實錄に貞觀元年九月五日甲子、右京人散位外從五位下多臣自然麻呂賜姓宿彌、信濃國諏方郡人、右近衛將監正六位上金刺舍人貞長賜姓大朝臣、並是神八井命之苗裔也、とあるにて知るべし、又この人の諏方郡に住しは、多氏の族の分

本貫大和

れて、科野國造となり、それやがて諏訪郡にも居りし故なり、常陸風土記、茨城郡の下に、古老曰、昔在國巣、(俗語曰都知久母、又曰夜都賀波岐)山之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟、常居穴、有人來則入窟而竄之、其人更出郊郷遊之、猥性梟情、鼠窺掠盜、無被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族黒坂命伺候出遊之時、以茨棘施穴内、即縦騎兵、急令逐迫、佐伯等如常欲走而歸土窟、盡繫茨棘、衝害挨死、故取茨棘以著縣名、或曰山之佐伯、野之佐伯、自爲畋長、引率徒衆、横行國中、大爲劫掠、時黒坂命規滅此賊、以茨城造、所以地名偏謂茨城焉、とある大臣は、多臣にて、黒坂命は、その多氏の族にてありしが、常陸に遷りしなり、

小子部宿彌は、左京皇別にて、小子部螺嬴が雷を捕へて雄畧天皇に見せまつりし時の事を、日本靈異記に、雷の落處今呼雷岡(左右京小治田宮者)とみえ、その栖輕の墓も、同所にあるよしも見ゆれば、其族は大和高市郡に住たりけむ、其地は飛鳥の神奈備山にて、高市郡雷村を云り、萬葉集三に、天皇御遊雷岳之時、柿本朝臣人麻呂作歌、皇者神二四座者天雲之雷之上爾廬爲流鴨、とあるも、同處なるべく、小治田は神名帳に、同郡治田神社ある地なるをも思ふべし、また帳に、大和國添上郡島田神社、(島田臣によしあり)御前社原石立命神社、五百立神社、天乃石立神社、(建五百龍命によしあり)十市郡子部神社二座、(並大月次新嘗)皇子神命神社、姫皇子命神社、小社神命神社屋就神命神社、(已上四神、大社皇子神)とある

本貫河内

も此に由緣あり、子部神やがて小部氏の祖神ときこえたり、かゝれは左京にも十市郡にもまた和泉にも其族ありしが、武藏國にもうつり住りしなり、其は日本後紀弘仁二年三月癸卯、武藏國人正六位下小子宿彌身成、貫于左京、と云るもて知るべし、越中にもこの氏人に由あるか、その婦負郡に小子(知比左古)郷あり、

志紀首は、河内國志紀郡志紀郷より出し氏なるが故に、河内皇別に、同氏ありまた志紀縣主もあり、續日本後紀承和六年正月伯耆介志紀宿彌永成、また同年三月河内志紀郡人志紀松取三代實錄、貞觀四年二月、河内國志紀郡人志紀縣主員成等賜姓宿彌、卽改本居、隸左京職、神八井耳命之後、與多朝臣同祖也、など云ふもみえ、其祖神は神名帳に、河内國志紀郡志貴縣主神社(大月次新嘗)とある是にて、祭神は、神八井耳命にまし、今も同郡國府村にあり、此族の右京左京にあるは、後に志紀郡より遷り住しものなり、また紺口縣主は、同國石川郡紺口郷に出たり、神名帳に、同郡咸古神社(緻祁)とみえ、また咸古佐備神社と云も、咸古卽紺口に同し、その祖神を祭れるにや、下家連は、其地名詳かならねど、雀部の條に云に下居神社、下部神社に由緣ありと聞ゆ、併せ考ふべし、江首、江人はともに此國の河江につきて漁りする人の長官にて、權勢ありしものなるべし、島田臣は、尾張國海部郡島田郷によりて、起れる氏なり、其はもと神八井耳命五世の孫武恵賀前命の孫仲臣子上成務天皇の

御世尾張の國島田上下二縣に悪神ありしを、子上をして平服しむ、その復命の日に、島田臣を賜ふとあり、(姓氏錄)この仲臣は、常陸仲國造より出しものと見ゆ、仲は常陸國那賀郡是なり、同郡に大井神社と云ありて、今飯富村に鎮座して、建借間命を祭る、飯富は飫富の誤りにて、大井は飫富の井なるべくや、尾張中島郡に大神社(名神大)臨時祭式に大或作多とみえ、文德實錄には、尾張國多夫神、三代實錄に、尾張國多名神などある、皆此神社の事なり、今丹羽莊於保村にありて、天王社と云ふ、決めて多氏の祖神なるべし、(丹羽莊といふもこの同族なる丹羽臣に由あり、)古事記に、尾張丹羽臣、島田臣と並べ記せるをも思ふべし、丹羽は尾張國丹羽(郡波)郡に出たり、神名帳同郡爾波神社あり、今高雄莊丹波村にありて、丹波明神といふ、國內神名帳に、從三位爾波天神とあり、(今も村中に丹羽氏を名のるもの多きはその族なるべし)縣連も尾張丹羽郡に由緣あり、いかにとなれば續日本後紀に、承和八年夏四月乙巳、右京人勘解由主典正六位上縣主前利連氏益、賜姓縣連、神倭磐余彦天皇第三皇子神八井耳命之後也、とみえ、此に縣主とあるは、神名帳に、尾張丹羽郡田縣神社、大縣神社などある縣にて、丹羽縣主なるべし、さるは神八井耳の裔に丹羽臣をも思ふべく、はた和名抄に同郡前刀郷あり、神名帳に前利神社ありて、今高雄莊齋藤村にあるをも考へなば、此神の前刀連の祖にして、神八井耳命にます事をも辨へらるべ

きなり、

火は、筑紫の火國にて、後の肥前肥後なり、(火の國と名けし由は、國造本紀考に云り、)建緒組命か火國を征け給ふ時に、八代郡白髮山に火降りし事ありしによりて、火國の名も起り、またその時の勳功をもて、火君と名け給ひしよしみえたり、かゝれば火氏の右京に居り、大和に居り、筑前島郡にも、薩摩國にも、肥君の族居る事のみえたるは、(東大寺正倉院文書)みな肥の國より分れ住みしなり、筑前國早良郡に毘伊比郷あるも由緒あるべし、

茨田連は、河內國茨田(茨牟多)郡茨田郷に出たり、仁德紀十一年四月に、茨田堤を築く事みえたり、その條に河內人茨田連衫子(コロモノコ)といふがその堤を築きて功ありし事あり、河內皇別茨田宿彌の條にも、同し趣みえ、神名帳、茨田郡堤根神社ありて、今野口村といふにませり、是思ふにその祖神或は莵呂母能古を祭りて堤根神とせるにもやあらん、山城に茨田連あり、茨田勝あるも、みな是より分れしなり、東大寺奴婢籍帳に、山背國紀伊郡邑薩郷に茨田連族小里、また智麻呂みえ、また同寺文書、豐後戸籍帳に、茨田連族の居りし事みえ、その同籍に川內漢部など云ふがあるは、同氏にはあらねど、河內の茨田氏が此國にうつり住めるに合せて、その同族の姻故、また親友などにて、共に籍を同くせしものなるべし、

雀部臣は、大和皇別なれば、大和に居りしが、また造は它に見あたらねば詳かならず、思ふ

に大鷦鷯天皇の生れましける時、御産の事に仕奉りしより負る氏なるべし、都介直、闘雞國造もこの國に住て、和名抄に大和國山邊郡都介郷とあるその地と聞ゆれば、いつれ國造の縁故にて、雀部氏も住けるにや、神名帳同郡に夜都伎神社あるは、今乙木村にあり、大和十市郡屋就神命神社に由あり、また次に下居神社みえて、下居村にあり、祭神は八井耳命とあり、然るを山邊郡にも下都神社あり、今吐山村字下居に鎮座して、祭神彦八井耳命なりと土俗の傳ふるも又由あるべし、

豐島連は、攝津國豐島(手島)郡豐島(天之万)とあり分れし事著けれど、地名未た考へず、

伊勢船木直は、伊勢國多氣郡舟木村ある是なるべし、神鳳抄に、志摩國船木原御厨あり、古へは志麻は伊勢に屬たれは是か、大凡船木を採りて船を造るの職官より起れる氏と聞ゆ、推古卷に安藝の山にて、舶材を伐らせられし事あり、和名抄に、其國安藝郡船木(布奈木)郷あるは、其地なるべし、住吉神社神代記といふ古書に、船木本記と云あり、其文に、昔時に、大田々命神田々命あり、巳か所領の山木を伐りて、船三艘を造りき、その木の本にて造れる船には皇后幷に大神臣八腹を乘せ、次に木の中にて造れる船には、日御子等をのせ次に木の末にて造れる船は、御子等また、大田々命神田々命共にのりて、渡りいでまし、さて還りませる時に、其御船を武内宿禰に賜はりて、志麻社靜火社、伊達社三柱の神を齋き祀らしむ(この三神は木に幸ひます大神なり)爰に大田々命の子神田々命の子神背都比古命此神天賣移乃命の子、富止比女の命に娶て生る兒に、伊瀬川比古乃命あり、此神伊瀬玉移比古乃女某(名脫)命に娶て、伊西國船木に在り (これ伊勢船木直の出る所なるべし) 次の子木西川比古命は、葛城阿佐川麻の伊刀比女乃命に娶て、生る兒田々根足尼命は、古斯國君に坐す、某命、兒止移奈比女乃命に娶て生る兒乎川女乃命、また次に馬手乃命また次に口次乃命 (此三柱は古斯の國にまします) この口次乃命、某命の兒某比女命に娶て生る兒牟賀足尼命島東の片加賀奈比女を娶て生る兒女郎女次に田次に野乃古連、次に尾乃連、次に草古乃連といふ、その女郎女は、神直の腹に娶まし、次に田乃古連は、和加倭根子意保比々乃命の王子彦太忍信命の兒葛木乃志々見乃與利木田乃忍海部乃刀自に娶て、生る兒古利比女、次に久比古、次に野乃古連と云ふ、此野乃古連高乃小道奈比女に娶き、(已上は船木の系を云り) 更田口根足尼乃命乃時仁、大波富不利相久波利支、息長帶比女之御時爾、大八島國乎事定了、彼時奉齋大禰宜汙麻比止內足尼命、又津守遠祖折羽足尼子、手搓足尼命、又船木遠祖田口足尼命、此三柱相交矣、自卷向玉木宮大八

島食知御世、至于卷向日代宮大八島食知[氣帶長足姫比古]御世、二世者、意彌那宜多命乃兒、意富彌多足尼仕奉、(津守宿禰遠祖也)於是船。。。司津司任賜、又處々船、木連、被賜(丹波國粟國伊勢國針間國周芳國)右五箇國、從爾時船、津官名負仕奉とあるは、船木連氏にて、直姓とは別族なれど、船木と云ふ事の由、詳かに知られるれは、參考に此に引出つるなり、但し更田々根足尼といふより以下は、文字錯乱ありて明燎ならざれど、皇后征韓の事終りて、後に津守連に船司と津司を任給ひ、また五國の船木連をも掌らしめ給へりとの義と聞えたり、なほよく考ふべし、

小長谷造、この小長谷は雄略天皇の御名を大長谷と云るに對へて、武烈天皇を小長谷若雀命と申せる大御名によれり、其は古事記(同段)に天皇无太子、故爲御子代、定小長谷部とあり、神八井耳命の後の人のうちに、彼小長谷部の長に仕奉れるかありしなるべし、和名抄に、遠江國磐田郡小谷郷ありこゝより出たるが如くにも思はるれとこは反りてこの氏人の居りしが本にて、地名にも負りしなり、また長上(長乃加美)長下(准上)と云郡名あるも、長谷にて小長谷を上下に分たる名なるべく聞ゆれば、こは必す此氏人の住りしより地名となれるものなるべし、雀部連、雀部造と、此氏を並べ記せるに、參河に雀部郷あり其隣國にこの地名ある、はた思ひ合すべし、東大寺正倉院文書(天平十二年)遠江國濱名郡租帳に、小長谷部奈爲また(同九年)駿河正税帳に小長谷部足國甲斐山梨郡散事小長谷部棟麻呂、また山梨郡散事小長谷部麻佐、また駿河國人小長谷部節麻呂、また(天平九年)周防正税帳太宰史生小長谷連常麻呂あり、國史第四十天長七年六月遠江國人女孃小長谷直縵などあるにて、遠江より隣國の駿河にうつり、又甲斐國にも住りし事知るべし、神名式に、遠江國麁玉郡長谷神社あるは、もしくは、祖神なるべし、祭主家公文抄に、小長谷行光補任遠江國濱名神戸刀禰とあるも、此氏人と聞えたり、

長狹國造は、安房國長狹郡なり、もと上總國の内なり、此國に望陀郡あり、飫富神社ありて、今も飫富村に鎮座なり、常陸の仲國造の祖を祭れる神社の飯富村にあるをも合せて、大和國多神社に由緣ある事を知るべし、印波國造は、上總ともと一國なりし下總國印幡郡ある是なり、さてその相馬郡に意部郷あるは、意富臣に因あり、海上郡船木郷あるは、舟木直に由ありて聞ゆ、仲國造は下總の隣なる常陸國那賀郡これなり、この國造の祖建借間命のこの國の賊を伐つ時に、其軍士をして杵島曲を唱ひて、七日七夜遊樂(エラキ)歌舞(タヽ)せし事みゆ、こはもと意富臣より分れし火君の族にて、常陸に來りしなれは、その本國の火國の杵島岳に唱ふる曲を歌はしめたりしなるべし、上に云る大臣の族なる黒坂命の茨城の賊をうちたりし事も、おぼろげならぬ故あるべし、

本貫信濃

科野國造は、和名抄信濃國（之奈乃）とあるこれなり、この族に金刺舍人、他田舍人の二氏あり、何れも信濃國人にて或は國造となれる事の史にみえたるもて、出自の同じきを徵すべし、さて金刺舍人と云ひ、他田舍人と云るは、欽明天皇の御世の名を金刺の宮と申し、敏達天皇の宮號を他田と云れば、其朝の舍人に仕奉りける人ありしより、名に負しなるべし、續日本紀、神護景雲二年六月、信濃國伊奈郡人他田舍人千世賣みえ、三代實錄に、貞觀四年三月、信濃國小縣郡權少領他田舍人藤雄、万葉集廿に信濃國防人に國造小縣郡他田舍人大島、日本靈異記に小縣郡跡目里人他田舍人蝦夷、東大寺正倉院文書（天平十年）駿河正税帳に、當國使有度郡散事他田舍人廣庭、また他田舍人益國あり、この氏人の信濃より駿河に遷り住るものありし事知るべし、また金刺舍人は續日本紀天平寶字元年八月に、駿河國益頭郡金刺麻自寶龜三年四月乙巳信濃國水内郡人女孺外從五位下金刺舍人若島等八人賜姓連、延暦十年四月駿河國駿河郡大領金刺舍人廣名三代實錄貞觀四年三月信濃國埴科郡郡大領金刺舍人正長また金刺舍人貞長（この大朝臣を賜へる事、大氏の條を合せ見るべし）東大寺正倉院文書（天平九年駿河正税帳）に、主政无位金刺舍人祖父万呂とあるをもて、この族もまた駿河にうつりて住りし事知るべし、今も其裔孫に諏訪氏あり、上泉氏あり、手塚氏あり、其が中に世に顯れたるは、源平盛衰記に手塚太郎金刺光盛關東古戰錄に上泉伊勢守など云人もみえたり、

本貫陸奥

道奥石城國造は、和名抄に陸奥國磐城郡（伊波岐）これなり、郡内に磐城郷もあり、

本貫伊豫

伊余國造は、和名抄に伊豫國伊豫郡とあるこれなり、神名帳に伊豫郡伊豫神社あるは、國造の祖神なるべし、

本貫肥前後

筑紫三家連は和名抄に、筑前國那珂郡三宅郷筑後國上妻郡三宅郷などあれは、この内なるべし、類聚國史延暦十二年八月戊辰筑前那賀郡人三宅連眞繼と云るによらば、筑前に住しにや、

本貫豐後

火國造、肥直は、肥の國に起れる事上に云るが如し、阿蘇國造、阿蘇君と同國にて、和名抄に、肥後國阿蘇郡（阿曾）阿蘇郷に出たり、其宗家は今も阿蘇國造と云ひて、世々阿蘇神社に仕ふ、神名式に、肥後國阿蘇郡健磐龍命神社（名神大）阿蘇比咩神社は卽ちその祖神にませり、また國造神社といふもあり、後醍醐天皇に仕奉りし宇治惟直惟澄など云ふ忠義の人も、この氏人なり、政事要略（承平五年六月十三日官符）に、彈正少疏大初位下阿蘇公廣遠あり、その牒狀に、廣遠讃岐國大内郡白鳥郷戸主阿蘇豐茂戸口也、ともみゆれば、其族人讃岐國にうつり住けるなり、

大分國造、大分君は、和名抄に、豐後國大分郡（於保伊多）とあるこれなり、

孝昭天皇の皇子、天足彦國押人命の子彦意祁都命其子、彦國葺命勇悍にして力あり、崇神の朝、任那を鎮守せり、その孫彦忍人命は成務の朝に、武社國造となり、また彦國葺命の孫八千足尼は、景行の朝に、吉備穴國造とせられ、同命の孫大直侶宇命は、成務朝に額田國造とせられき、彦意祁都の後に丈部、羽束首あり、彦國葺の子大口納命の子難波宿禰は、仁徳の朝飛驒宿儺を誅ひて功あり、其裔に和爾部宿禰、久米臣あり、其子矢田宿禰は、神功皇后に從て韓國を征す、凱旋の日彼地に留りて、鎮守將軍たり、五世孫米餅搗命の後に小野臣、楫井臣、布瑠宿禰、津門首、井代臣、物部首、根連、椀代造、葦占臣あり、其它大春日臣、飯高宿禰、伊部造、壹志君、村公、度守首は、みな彦國押人命の裔なり、この氏々の諸國に分れたるは、

畿内には

左京、（大春日朝臣、春日臣、和爾部朝臣、和爾部宿禰、和爾部臣、葉栗臣、丈部、小野朝臣、楫井臣、吉田連、

右京、（粟田朝臣、山上朝臣、眞野臣、安那公、野中、葉栗、）

山城、（大宅臣、村公、度守首、葉栗、小野朝臣、小野臣、）

大和、（柿本朝臣、久米臣、布留宿禰、大宅朝臣、眞野臣、）

河内、（物部壬生臣、）

攝津、（物部首物部、井代臣、津門首）

和泉、（物部網部、椀代造、根連、）

東海には

伊勢、（飯高、）

武藏、（小野族横山、猪俣、）

尾張、（和爾部臣、）

東山には

近江、（小野、粟田臣、眞野、額田國造、）

上總、（武社國造、牟邪臣、）

美濃、（丸部、）

北陸には

陸奥、（春日部、武射臣、）

越前、（春日臣、伊部臣、丸部臣、）

越中、（和爾部宿禰、）

山陰には

丹波、（和爾臣、）

三備、（吉備穴、丸部、）

山陽には

播磨、（和爾部臣宗運宿禰、）

南海には

本貫大和

讃岐、(九部臣、)　伊豫、(物部首、)

かく分れたる中に就ていは、大春日朝臣、春日臣は、和名抄に、大和國添上郡春日（加須加）郷とある地より起れる氏なり、神名帳に、大和國添上郡春日神社、（春日四座の神とは別あり、）今同郡楾本村奈良山と云るありと云ふ、楾井氏にもよしありて聞ゆれば、是大春日、春日、諸族の祖神なるが、藤原氏の春日神を祭られしより、此社は聞えずなりて、世に知る人もなくなりしなるべし、

和爾部は、朝臣、宿禰、臣あり、和爾は大和國添上郡和爾坐赤坂比古神社など和爾の地に起れり、もと春日臣より分れたる氏なればにや、雄略紀に、春日和珥臣ともあるなり、これより分れてまた丹波因幡播磨讃岐にも住る事は、三代實録貞觀五年九月播磨國飾麻郡人和邇部臣宅嗣賜姓邇宗宿禰、自言天帶彦國押人命之後也、また元慶六年十一月因幡國法美郡人九部臣百世などあるにて知るへし、續日本紀寶龜二年三月讃岐國三野郡人九部臣豊捄みえ、續日本後紀に、承和四年三月、丹波國人和邇臣龍人嘉祥元年十月、讃岐國三野郡人九部臣明麻呂ありて、當郡大領に任せられし事みゆ、また若狹にも此族ありしとおぼしく、帳に三方郡和邇部神社もあり、越前越中に分れしは越前國天平二年正税帳に、加賀郡主帳无位九部臣人麻呂、天平神護二年檢田帳に、越前國足羽郡安味郷戸主九部月足

本貫尾張

みえ、越中官舍交替記に、和邇部宿禰國繼（貞觀頃の人なり）あり、美濃にうつりしは、御野國大寶二年の戸籍に、肩縣郡肩々里九部島實などあるにて、其族類ひろごりし事を辨ふべし、

葉栗臣は、和名抄、尾張國葉栗郡（波久利）葉栗郷より出たり、其証は古事記（孝昭段）に、天皇娶尾張連之祖奥津余曾之妹名余曾多本毘賣命生天押帶日子命、とある、その尾張連の本貫は、尾張國なるにて知るべし、然るを左京にも、右京にも、此氏人みえ、續日本紀に、寶龜七年八月、山背國乙訓郡人、羽栗翼賜姓臣とあるは、みな後にうつり住しものなり、

丈部は、諸國に郷名も聞ゆれば、いづれ其本貫なりや、詳かに知りがたし、

小野朝臣は、其本貫は近江國滋賀郡小野村とある地に出たり、されど此氏もと春日臣より分れし氏なれば、古へは春日小野臣とも、春日を冠らし云る事みえたり、姓氏錄（小野朝臣の條）に、敏達天皇御世、大德小野臣妹子家于近江國滋賀郡小野村、因以爲氏、とあるにて知るべし、山城に居りしは、近江より分れしなり、續日本紀、和銅七年四月、小野朝臣毛野薨、小治田朝、妹子之孫毛人之子とあり、この毛人は山城に住りとおぼしく、其墓誌を愛宕郡高野村に堀出したるにて明らかなり、（その墓誌の文は姓氏錄考證に引けり）また此村に小野神社（錄社）とあるは、此に住る小野氏の祖神を祭れるものとみえたり、また三代實錄に、元慶二年十二月山城國愛宕郡小野郷人勘解由次官從五位下小野朝臣尚岑

本貫近江

本貫大和

改本居貫錄左京職、とあるも山城に居れるなり、古へより山城にも氏人多く住めりし故に、愛宕郡宇治郡ともに小野郷の地も出來しなるべし、さてしか、小野氏人の小野郷に住て、その祖の神社をも祭れゝど、事とある本宗の祭事には他國に分れ住る氏人は、みな本貫の氏神の社に趣きしものと聞えたり、さるは續日本後紀に、承和元年二月壬午朔、辛丑、小野神社在近江國滋賀郡勅聽彼氏五位以上毎至春秋之祭不待官符永以往還とあるにても知るべし、さてこの社は、神名帳に、滋賀郡、小野神社二座、(名神大)と見えたる是なり、今和邇莊小野村にあり(和邇莊は和邇部氏に由緣ある也)また帳に、高島郡小野神社ありて、今海津中小路町上尾山に鎭座して、小野大明神といふは、また此に住る小野氏の祭りし所なるべし、かくて武藏に居る小野氏は、小野篁の末より分れしなり、其は武藏七黨系圖に、(以下原文闕)

楪井臣は、姓氏錄に、和邇部朝臣同祖とあり、古事記(明宮)の歌に、伊知比韋能(楪井乃)和邇佐能邇袁(丸邇坂之土)とみえたる、伊知比韋は、大和國添上郡にて、今も楪木村楪枝村などありて、ともに和邇と相近き地なり、こゝより出し氏なり、神名張添上郡和爾下神社二座、今下治道神社、上治道神社とてあり、楪井臣の祖にて、舊神官は楪井氏なりと云り、きはめて此祖神なるべし、大和名所圖會に、柿本寺は楪本村にありとみゆ、按ふに柿本、楪井

本貫大和

和邇みな同族にて、近き所に住りしなり、

吉田連は、姓氏錄に大春日朝臣同祖とあり、春日氏の住る添上郡に住るより起れり、吉田の吉は新羅官名の吉士の字をとり、田は奈良京田村里に居りしにより、其居地の名をとりして吉田となれるなれば、この田村里は、續紀に田村宮とも、田村舊宮とも、田村後宮なども有るこれにて、大和志に、田村第址在添上郡田中村と云る地なるへし、左京より分れて、右京にも住りしにや、日本後紀に、弘仁二年九月右京京田連宮麻呂賜姓宿禰、また續日本後記に承和四年六月、右京人吉田宿禰書生などあり、

本貫山城

粟田朝臣は、姓氏錄に、大春日朝臣同祖とありて、此氏より分れしか故に、もとは春日を冠らして、春日粟田臣といへりしも見えたり、されど其本貫は山城國愛宕郡上粟田(阿波多)下粟田の郷とある地これなるべし、神名帳に、愛宕郡小野神社二座とあるは、其氏神ときこゆ、さて山城より左京にも右京にもわかれ、また近江越前等にもうつりし族あり、其は天平神護元年三月、近江國坂田郡粟田臣乙瀨云々賜姓朝臣とある、是近江なり、神護景雲元年六月、左京人粟田臣弟麻呂云々賜姓朝臣、とある是左京なり、東大寺文書に、天平神護二年、越前國足羽郡野田郷戸主粟田廣足戸同乙島とあるは、越前に住るなり、さて和名抄に、越前國坂井郡粟田郷あるは、此族の居りけるより、地名ともなれるなるへし、

本貫近江

山上朝臣は、姓氏錄に、粟田朝臣同祖とあれば、春日より分れしにて、大和國山邊郡また添上郡山邊郷などの地に起りしものなるべし、

眞野臣は、近江國志賀郡眞野村に起れり、(姓氏錄)和名抄にも同郡眞野(末乃)郷とあり、彥國葺命の男大口納命の子難波宿禰の子大矢田宿禰神功の時、新羅に留りて鎭守將軍となり、その國主猶榻の女を娶りて、二男を生り、兄を佐久命次を武義命と云ふ、佐久の九世の孫和珥部臣に至りて、持統天皇庚寅年に、本姓を負り、佐久武義の名によりて思ふに、こは後に彼女を將て歸りて、近江國にて生りしなるべし、いかにとなれば、佐久は信濃に佐久郡あるに由あり、又神名帳に、美濃加茂郡佐久太神社もあるにも由あるが如く、武義は同國武義郡を負りと聞え、近江に隣りたる國にて緣あればなり、この氏人、近江より右京にも、大和國にもうつり住るがあり、三代實錄に、貞觀五年九月、右京人眞野臣永德云々等賜姓宿禰、大和國山邊郡人民首廣門、右京人民首方宗云々等、賜姓眞野臣、などあるにて知るべし、

本貫備後

安那公は、景行紀に、穴海安閑紀に婀娜國などある地にして、和名抄備後國安那郡(夜須奈)安那郷より起れり、吉備穴國造も同し族より出たり、日本靈異記に、寶龜九年、備後國葦田郡穴國郷穴君弟公と云もみえたり、三代實錄、貞觀十四年七月、備後國安那郡人安那

本貫河內

豐吉賣もあれは、右京なる氏は此よりうつれる也、また備後國葦田郡葦浦郷は此同族なる葦占臣に由緣ありて聞ゆれば、此氏或は本國より出たるにて、後に和泉にも山城にもうつれるなるべし、其は東大寺天平十二年、家地賣券に山城宇治郡保長葦浦臣東人あるにて知へし、

本貫大和

野中は河內國丹比郡野中郷に出しならん、三代實錄に、貞觀十七年八月、授河內國正六位上野中神從五位下とある其氏神なるへし、

大宅臣は、和名抄に大和國添上郡に春日大宅と並びたる郷にて、武烈紀に、暮能娑幡爾(物數爾)於保野該須擬(大宅過)播流比能(春日乃)箇須我嗚須擬(春日を過)とよめる地なり、此より出たり、さて東大寺奴婢籍帳に、天平勝寶元年、大倭國添上郡大宅郷戶主大宅朝臣可是麻呂とあるは、もとより本貫に住つきし族にて、また天平十三年の條には、此人を添上郡師毛里戶主とあるは、和爾下神社に由ありて聞ゆ、續日本後紀、承和三年五月、山城國大宅臣福主改臣賜朝臣とあるは、山城にうつり住し族なり、三代實錄に、仁和元年十二月、左京大宅朝臣宗永近直など云るは、左京に居りしなり、

本貫大和

村公、度守首、壬生首、細部は、它に考ふる所なし、

柿本朝臣は、大和皇別にて、大春日同祖とあれは、本貫は大和なるべし、東大寺要錄に、柿本

本貫大和

寺、在大和國添上郡とみえ、今も葛下郡に柿本村あるも由あるへし、

本貫大和

久米臣、柿本朝臣、同祖とみえ、和名抄に、大和國高市郡久米郷、神名帳に、同郡久米御縣神社などある處、其貫にやあらん、されど此氏後に衰へたりと思しく、皆どもに見あたらず

布留宿禰は、柿本朝臣同祖とあり、布留は姓氏錄石上郷布瑠村高庭之地とみえ、神名式に、大和國山邊郡石上坐布留御魂神社などある地にて、和名抄同郡石上（伊曾乃加美）郷とあり此より出し氏なり、此氏の族に、物部首と云ふ氏あり、其は米餅搗大使主命の男、木事命の子に市川臣あり、仁德朝に市川を神主とし給ひしが、其四世孫額田臣武藏臣といふあり、齊明の朝宗我蝦夷大臣この武藏臣を物部首また神主首と號けしによりて、臣姓を失ひて物部首となりし也、さて和泉攝津河內に物部あり、又攝津にも出雲にも物部首あるは、大和より分れしものなり、かくて上野國なる物部公は葉栗臣條に、彦姥津命三世孫健安命といふより出たりと聞ゆ、其は續日本紀、天平神護元年十一月、上野國甘樂郡人中衛物部蛇淵等五人賜姓物部公とみえ、同二年五月、上野甘樂郡人外大初位下磯部牛麻呂等四人賜姓物部公とある是にて、上野綠野郡山名村の碑文に健安命孫黑賣刀自とある は、上に云る建安命同人なるが、また同國同郡同村なる金井澤山中の碑石に、上野國群馬郡下賛郷高田里三家子孫爲七世父母、現在父母、現在傳家刀自口口君、目道刀自、又兒物部

本貫大和

刀自孫物部君手足次馴刀自次口口刀自合六口、又知識所結人三家氏人口口次知萬呂、鍛師磯部君牛麻呂合三口如是知識結而天地誓願仕奉石文、神龜三年丙寅二月廿九日、とみえし物部公氏、また牛麻呂は、續紀にある磯部牛麻呂同人なる事著ければなり、さて神名帳上野國甘樂郡貫前神社は、一宮記に、經津主命を祀る由みえ、其經津主は大和の布留神社と同神にまし、其布留神に仕る人を物部首と云し事、已に云るが如くなるに、本國に物部君と云は、其同族にて、此神を上野に祭るべき由ありて、此に遷し奉る時に、從ひて其本つ神に仕へ奉りしものと見ゆるを、羅山文集に、磯部氏世々この神主として仕奉りし事みえ、其社にある鐘銘にも、磯部氏みえたるなどを合せて、この磯部卽牛麻呂の本姓なる事をも思ひ辨ふへきなり、出雲なるは、東大寺古文書（天平六年出雲國計會帳）に物部首石足、また（同十一年大稅賑給歷名帳）深江里戶主物部首百枝口物部首牛女などある是なり、されど首に二流あれば、何れの族とも定めかたし、

井代臣は、姓氏錄に、大春日朝臣同祖とみえ、大和國添上郡井手村に居りしより姓に負りとみゆれば大和より起れる事著し、攝津なるは、後に移り住し族なるへし、

津門首は、和名抄、攝津國武庫郡津門郷に出しなるへし、神名帳に、石見國那賀郡津門神社あり（今郡中の波志村に在り）また同郡櫛色天羅箇彦命神社、美濃郡櫛代賀姫命神社あ

本貫伊勢

本貫上總

るによらば、此族なる椀代造も石見に起れるか、然らば津門首も其由緣にて、石見に居りしにや、那賀郡に今も久代村と云あり、

根連は、和名抄に、和泉國日根郡（比禰）とある地より出たるべし、神名帳に、同郡日根神社（鍬靱）は、今日根野莊日根野村にあり、由あるか、

飯高君は、古事記に、伊勢飯高君とみえ、和名抄に、伊勢國飯高郡（伊比多加）より起れる氏なる事、其證あまた史どもにみえたり、さてこの氏人の越前に居りしが左京にうつりし事は、三代實錄に、貞觀十五年十二月、越前國敦賀郡人伊部造豐持賜姓飯高朝臣、卽改本居貫左京五條三坊、其先出自孝昭天皇々子天足彦國押人命也、とあるにて明らけし、この伊部造の伊部は、神名帳に、同國敦賀郡伊部磐座神社とある伊部の地ときこゆ、古名考に、南條郡杣山鄕の鎭物師の西に、伊部用水あり、古へは此邊伊部鄕かと云り、また一書に、丹生芝原村磐山、飯部磐座神社、往古は飯部鄕中にありなどあれど、詳かならず、

牟邪臣、武社國造の牟邪は、和名抄に、上總國武邪郡に起れり、續日本紀神護景雲三年三月、陸奥國牡鹿郡人春日部奧麻呂等三人賜姓武射臣、とあるは此氏人の本國より陸奥にうつり住しがありしなり、

額田國造は、大和平群郡河內河內郡に額田鄕あり、參河國額田郡もあれど、國造本紀に、淡

海と三野前國造との間に擧たれば、和名抄に、美濃國池田郡額田鄕の地か、又は近江坂田郡は小野方の約なりとの說も聞ゆれば、近江國なるべきかなほよく考ふべし、

孝靈天皇の皇子に稚武彦命あり、その子を吉備津彦命といふ、その六世孫午佐自命成務朝ニ國前國造とせられ、同命の孫建功狹日命同朝に角鹿國造とせられき、吉備津彦命の子一を三井根子命といふ、景行帝の時、葦分國造たり、一を吉備武彦命といふ、其子意加部彦命成務朝廳原國造たり、また武彦命の子四人あり、浦凝別御友別鴨別兄媛といふ、御友別に三子あり、稻速別仲彦弟彦といふ、兄媛應神帝の妃となり、一日父母を戀ふの情あり、西望して歎きけるを聽しめして、兄媛を吉備に送り賜ふ、その九月に帝淡路島に狩し、それより轉りて吉備に幸しける時に、御友別參來て、其兄弟子孫をもて膳夫として、御饗奉りき、帝その謹惶侍奉るの狀を悅ばして、吉備の國を其子等に分封し給ひき、御友別の弟鴨別命を笠臣國造とし、御友別の子稻速別を下道國造とし、仲彦を加夜國造とし、弟彦を三野國造とし、中彦命の子多佐臣を上道國造とせられ、また天皇の皇子日子刺肩別命の裔苑名手景行の時に、豐國前國造たり、其同族をいはゞ、稚武彦命の裔に、吉備臣、古氏、眞髮部あり、彦狹島命の裔に、春庭宿禰、宇自加臣あり、其諸國に分れたるは、

畿內

左京、(吉備朝臣、下道朝臣、印南野臣、)
右京、(吉備臣、眞髪部、蘆原公、笠朝臣、笠臣、賀陽朝臣、)
山城、(笠臣)
河內、(吉備、)
東海
駿河、(蘆原國造、蘆原公、)
東山
飛驒、(三尾臣、)
北陸
越前、(角鹿國造、)
山陰
出雲、(吉備部臣、)
山陽
播磨、(印南野臣、凡直、)
備前、(三財部毘登、笠臣、上道國造、三野國造、三野臣、)
備中、(加夜國造賀陽臣、下道國造、下道臣、笠臣、國造、苑臣、上道臣、)

周防、(上道臣、賀陽宿禰、)
西海
豐後、(國前國造、)

かく分れたる中に、吉備朝臣は、古事記(孝靈天皇の子を云る條)に、大吉備津日子命與若建吉備津日子命、二柱相副而於針間冰河之前、居忌瓮、而針間爲道口、以言向和吉備國也、とある是にて、古へこの皇子等の其國を言向け給へるより、裔孫世々吉備に蕃衍りたるなり、吉備は後に三國に分れて備前備中備後と云ふこれ也、神名帳に、備中國賀夜郡吉備津彦神社(名神大)とある神社は、此氏神にて、宮内村にあり、祭神は比古伊佐勢理日子命、亦名大吉備津彦命にませり、左京にも右京にも、河内にも吉備氏あるは、みなこの吉備の國よりうつり住たる也、河内なるは續日本紀に、神護景雲三年九月辛巳、河内國志紀郡人從七位下岡田毘登稻城等四人賜姓吉備臣とあるも同族の彼土にうつりしなり、其は出雲風土記(神門郡の下)に、主政外從八位下勳業吉備部臣(名闕)みえ、東大寺文書、出雲天平十一年大稅帳に、神門郡日置郷往原里、吉備部臣子人などある是なり、

下道朝臣、下道國造、下道臣は、和名抄備中國下道郡(之毛豆美知)の地に出たる氏なり、備

木貢播磨

中國風土記に、天平六年賀夜郡司大領下道朝臣人主あり、備中天平二年大税死亡帳に、窪屋郡輕部郷下道臣牛、美和郷下道朝臣加禮比などあり、左京の上道氏は、此より遷りしものなり、

木貢備中

印南野臣は、和名抄に播磨國印南郡（伊奈美）に出たる氏なり、續日本紀、天平神護元年五月庚戌、從四位下日下部宿禰子麻呂等言、部下賀古郡人外從七位下馬養造人上款云、人上先祖吉備津彦之苗裔、上道臣息長借錬於難波高津朝庭、家居播磨國賀古郡印南野焉、其六世孫牟射志以能養馬、上宮太子被任馬司、因斯庚午年造籍之日、誤編馬養造、伏願取居地之名、賜印南野臣之姓、國司覆審所由有實、許之、また三代實錄、元慶三年十月、左京人印南野臣宗雄男三人女一人、賜笠朝臣、其先出自吉備武彦命也、宗雄自言、吉備武彦命第二男御友別命十一世孫人上天平神護元年取居地之名、賜印南野臣姓、第三男鴨別命是笠朝臣之祖也、兄弟之後、宜同姓也、とあるによりて左京の印南野氏は播磨より遷り住し事を知るべし、」

眞髪部は、もと白髪部にて、清寧天皇の御名代と負る氏なるが、桓武天皇の御世に、御父光仁天皇の御諱を避て、眞髪部と改めしものなるべし、さてこの氏は備中國窪屋郡眞壁郷に出たり、其は三代實錄（四十ノ七）元慶五年十月備中國窪屋郡人眞髪部成道と云にて知らるゝか、れは右京なるは、此國よりうつりゆきしものなり、

木貢駿河

木貢吉備

木貢越前

廬原公は、景行御世吉備建彦命を東方に遣して、毛人及荒振神どもを伐しめける時、阿倍廬原國に至りにけり、かくて其復命の日に廬原國を給ふとある廬原は、和名抄駿河國廬原郡、（伊保波良）また廬原郷ある地に出たり、阿倍廬原とつゞきたる阿倍も、同國阿倍郡是にて、古へは阿倍といふが廣き名にて、廬原は其内にありしとみえたり、卽ち廬原國造の本國なり、かゝれば廬原公は、此が本にて、右京なるは、後にうつりしなり、

笠朝臣、笠臣は、姓氏錄に、應神天皇吉備國を巡幸の時、加佐米山に登りましけるに颯風ありて、御笠を吹放ちき、天皇怪しみ思し給へる時に、鴨別命は、此は神（カ）祇の天皇に仕奉らむとする也と申しき、天皇其眞僞を知らまく思して、其山に獵し給ふに、所得（エモ）多なりしかば、鴨別に賀佐といふを賜ふとあり、かゝれは此氏は、吉備の加佐米山に起りし事著し、さて後に左京右京に居り、飛驒安藝に住るは、みな此より遷り住るものなり、續日本後紀に、承和三年三月、飛驒國人三尾臣永主、同姓息長等、賜姓笠朝臣、貫附右京五條、永主稚武彦命之後也、三代實錄、貞觀元年四月、安藝國采女凡直貞刀自賜姓名笠朝臣宮子、隷左京職、とあるにて知らる、

三尾臣は和名抄近江國高島郡三尾（美乎）郷より出たる氏なり、

角鹿國造、角鹿直、（敦賀直とあり）和名抄に、越前國敦賀郡（都留我）とあるに起れり、日本武

本貫備前

母の東征の時、この氏の祖吉備武彦命從ひ奉りし事を、書紀に、於是分道遣吉備武彦於越國、令鑑察其地形險易及人民順不、とみえたるにて、北方地方はこの武彦命の征け和せし故に、其子やがて國造とせられて、世々此に住めりしを知るべし、

本貫備前

三財部毘登は、三財部首にて、もと備前國に出たり、三財部は、和名抄に、同國上道郡財部郷是なるべし、(印本に財部を財田とあるは誤れり、今は高山寺本によりて云ふ)續日本紀に、天平神護二年十月、備前國人三財部毘登方麻呂等九烟賜姓笠臣、と云る是なり、

本貫備前

上道國造は、和名抄に、備前國上道郡(加牟都美知)上道郷に出たり、この氏人は、備中周防また加賀に住り、其は東大寺正倉院文書(天平二年大税死亡帳)に、備中國都宇郡撫川郷鳥羽里戸主上道臣意穂、また周防國天平十年正税帳に、上道臣千代、歴名土代に、加州白山神主上道氏榮などある、みな此よりうつりたるなり、

本貫備中

三野國造、三野臣は、和名抄備前國御野(美乃)郡御野(美乃)郷とある野に出たり、神名帳に、備前國御野郡國神社あり、式社考に、所祭弟彦命、日本紀云、以三野縣封弟彦、是三野臣之始祖也、即今之三野、往古伊福村の中三門と云處にあり、此に由あるべし、

本貫備中

加陽國造、加陽臣は、和名抄に、備中國賀陽郡とみるし地に起れり、神名帳に、同國同郡古郡神社あり、今八田部村の宮山にありて、吉備武彦命を祭ると云ひ、また同郡跛神社は、高田村と云ふにありて、吉備津彦命を祭れり、思ふに此氏人の祖神を祭れるものとみゆ、さて右京に、賀陽朝臣あり、東鑑に、周防在廳官に賀陽宿禰弘方重俊などあるは、東國より遷り住しなり、

本貫備中

苑直は、書紀に、苑縣とみゑ、和名抄に、備中國下道郡會能郷に出たり、

本貫豊後

國前國造は、豊後國國崎郡是なり、

孝元天皇の皇子大彦命は、崇神の朝に、四道將軍の一として、北陸地方を治め給ひしかば、其功烈多く東北に及べり、其子彦背立大稻輿命波多武日子命紐結命あり、また建沼河命あり、建沼河命も、大彦命と同時に東方をことむけたり、其子大臣命景行の朝那須國造たり、大彦命の孫彦屋主田心命その三世孫市入命成務朝高志國造たり、大彦の五世孫田道命同朝に筑紫國造たり、又この同祖素都奈美留命は崇神朝に高志深江國造に封され、奈美留命の子(本書に、子とはあらねど、奈美留命は既に崇神朝の人なれば、深江國造は、其子なるべく思はる、)仁徳朝加宜國造たり、また膳臣祖佐白米命の子荒磯命允恭の朝に若狭國造に任さる、この同族に阿倍臣、阿倍引田朝臣、久努朝臣、長田朝臣、小殿朝臣、秦毘登、敢礒部、池田朝臣陸奥臣、丈部、標葉臣、磐城臣、許曾倍臣名張臣、布勢朝臣、佐々貴山公、會賀臣、坂合部連、杖部造、阿倍信夫臣、安積臣、陸奥臣、高橋臣、膳臣、他田臣、伊賀水取、難波忌寸、宍人臣、膳大

伴部、大戸首、宇太臣、松原臣などあり、その諸國に分れたるは、

畿内

左京、(阿部朝臣、布勢朝臣、許曾倍朝臣、會加臣、佐々貴山君、名張臣、竹田臣、阿閇臣、宍人朝臣、膳大伴部、高橋朝臣、阿倍志斐連、清岑宿禰、膳臣、筑紫公、文公、)

右京、(杖部造、阿閇臣、若櫻部朝臣、他田廣瀬朝臣、伊賀臣、道公、音太部、阿閇間人臣、鞠智、他田、會賀臣、)

山城、(音太部、阿閇臣、伊賀朝臣、)

河内、(大戸首、吉志、難波忌寸、難波、日下連、阿閇朝臣、阿閇臣、私部、會加公、)

和泉、(宇太臣、松原臣、他田、)

攝津、(伊我水取、高橋臣、三宅人、久々智、佐々貴山君、坂合部連、難波吉師、難波忌寸、吉志、)

東海

伊賀、(伊賀朝臣、阿閇、)

伊勢、(敢礒部、敢臣、阿閇朝臣、)

遠江、(敢石部、)

駿河、(敢石部、)

尾張、(敢石、)

下總、(日下部連、安部、猨島臣、)

東山

近江、(佐々貴、)

美濃、(敢臣、他田、)

下野、(奈須直、那須國造、)

出羽、(道公、)

陸奥、(丈部、阿倍陸奥臣、阿倍安積臣、丈部直、阿倍安積臣、阿倍會津臣、阿倍磐城臣、奈須直、陸奥丈部臣、大田部、)

北陸

若狹、(宍人朝臣、)

越前、(宍人臣、道公、)

加賀、(越道公、)

越後、(高志公、高志國造、深江國造、)

山陰

出雲、(社部、)

伯耆、(宍人首、)

山陽

安藝、(若櫻部、)

西海

筑前、筑後、(筑紫國造、筑紫君、)

豐前、(膳臣、膳大伴部、)

豐後、(膳伴、膳伴公、)

肥前、(筑紫公、)

肥後、(他田、)

本貫伊賀

かく分れたる中に、阿倍朝臣は、書紀孝元紀に、大彦命、是阿倍臣、膳臣、阿閇臣、膳臣、狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族之始祖也、とある阿倍臣にて、第一に擧たるは、大彦命の族にて、その本つ宗の家なればなるべし、さて阿倍は、和名抄に、伊賀國阿拜郡に出たり、阿拜は清音にて、阿倍は濁音なり、又この七族に、阿倍を阿拜と二つに記せれば、異なるが如くなれど、抄に阿拜の訓註に安部とみえ、伊賀國阿拜郡敢國津神社を、三代實錄に安倍神ともあるにて、阿拜も亦阿倍に通ふ事を知るべし、上にも云る如く、大彦命父子の功烈は、東海北陸に被りし故に、其子孫もその地方にはびこりて、御世々々に榮えたり、阿倍引田臣比羅夫が越國守となり、蝦夷を征け肅愼を攘ひたる、また安倍の氏に賴時宗任貞任の如きあるも、その由緣なるを思ふへし、さて左京に阿倍あり、阿閇あり、右京に阿閇あり、山城にも河内にも同氏みえ、伊勢に敢臣、敢石部、阿閇朝臣、遠江駿河に敢石部、尾張美濃に敢臣、陸奥に陸奥臣安積臣、信夫臣、柴田臣、會津臣、磐城臣などみな阿倍をもて冠らしたるは、同祖より出たるにて、伊賀より次々に分れ住しなり、かくて伊賀伊勢にて其氏人の祭れる祖神は、阿拜郡敢國津神社にして、所謂安倍神にまし、今一宮村南宮山に鎭座する是なり、また越の國陸奥出羽の國々に、古四王神社とて祀られたるは、大彦命を申せる由、土俗に言傳へたり、其は越後國蒲原郡五十君驛より一里半許西南に橫手村ありて、古四王神

本貫攝津

社まし、會津の津川驛にも出羽の村上にも、田川郡五十川村にも、同郡三瀨驛と由良村との間の山中にも、同郡鶴岡大光寺の境内にも、飽海郡觀音寺村にも、同郡大服部村にも、由理郡鹽越村に並びたる冠石と云處にも、秋田の橫手村矢馳村にも、古四王神社ありて、社記に所祭大彦命とあり、（古四王神社考證）と云ひ、秋田郡寺内村にも、同名の神社ありて、崇神の朝に、大毘古命當地下向の時、武甕槌命を祭りしを、後に大毘古命を配祭したるは、阿倍比羅夫の時なり、此寺内村高清水の岡も古は齶田村にて、北に御物川の險あり、齊明の朝に、齶田浦神と云るは、やがて此神社を申せるならん、（古四王神社由緣書）といふ事もみえたり、その威靈の遠く及べる事を知るべきなり、

本貫河内

布勢朝臣の布勢は、諸國に同地多ければいづれより出しとも考へ定めがたく、又其徵證を得ず、續紀に、阿倍普勢臣とも記せるによらば、阿倍臣より分れし事は明らけし、

許曾倍朝臣は、攝津志に、攝津國島上郡古曾部とある地にて、是此氏の本貫なるべし、孝德紀に、阿倍渠曾倍臣とも、天武紀に、社戸臣ともあるみな同し、左京また出雲にあるも、此地より遷り住しものなるべし、出雲風土記に、島根郡大領社部臣みえたり、

會加臣は、河内國志紀郡惠我とある地に起れり、其は續日本紀、天平神護二年二月、右京人私眞綱河内國人私吉備人等六人、賜姓會賀臣、とあるにても、河内より左京にも遷りし事

本貫近江

著し、

佐々貴山君は、書記に狹々城山君ともかけり、神名帳近江國蒲生郡沙々貴神社あり、此祖神大彦命を祭れり、和名抄同郡篠笥（ササケ）郷ある同地にて、此地に住る山の君なり、世世蒲生郡の大領たりし由、續紀三代實錄等にみえたり、左京と攝津とに居るは、此よりうつりしなり、

本貫伊賀

名張臣は、和名抄伊賀國名張（奈波利）郡名張（奈波利）郷の地に出たる事著きをもて、左京なるは後に此より支別れしものなる事知るべし、

本貫大和

竹田臣は、大和國十市郡竹田神社あり、大和志に、此社東竹田村にありとみゆ、其地より出たる氏なり、

宍人朝臣は、職名なれば、其本貫いづれとも決めかたし、膳臣の同族なれは、獸肉を調理る事をも掌りしなるべし、膳臣は、若狹國になりて、彼國に住めれば、此氏も其由緣にて、若狹越前に居りしとみゆ、續日本紀、應雲元年九月、越前國宍人臣國持、東大寺文書、天平寶字二年八月、越前丹生團長宍人黑麻呂、續日本後紀、承和七年六月、若狹國人宍人朝臣恒麻呂みえ、同三年三月、伯耆國人宍人首玉成賜姓春苑宿禰、國牽天皇第一皇子大彦命苗裔也、ともあり、伯耆に住るもありしなり、

本貫大和

膳大伴部も、御膳の職をもて負る氏なれば、其本貫を考ふる由なし、景行天皇の朝に、磐鹿六鴈命の功をほめて、日竪日横、陰面背面乃諸國人乎割移天、大伴部止號天、賜於磐鹿六鴈命、ともありて、諸國に膳大伴部を置れし由なれば諸國に部曲の多かりし事、思ふべし、また和加佐乃國波、六鴈命爾永久子孫等可遠世乃國家止爲止定天、授介賜天支、此事波世々爾之過利遠波志、とあるにて、世々若狹を所領（モタラ）し事も辨ふへし、その同族の豐前豐後にも住りし事は、日本靈異記に、豐前國宮子郡少領膳臣廣國、東大寺正倉院文書、（大寶二年）同國上三毛郡塔里膳臣廣麿、また膳大伴部沙與知犬麻呂島などみえ、續日本後紀に、豐後國大分郡擬少領膳伴公家吉、朝野群載、（寬治六年）膳伴宿禰範宣、宇佐大鏡、（康平六年）豐後前權介膳伴光恒とあるにて知るべし、

高橋朝臣は、神名帳に、大和國添上郡高橋神社ありて、今も八條村鴈枕川東にありと云るは、武烈紀に、影媛の歌に擧慕擧矩羅施箇播志と云る是なるへし、さらば高橋氏は、大和の高橋に起りしものなるを、左京また攝津に分れて住たるもある也、三代實錄に、貞觀四年二月攝津國河邊郡人內膳典膳高橋朝臣藤野等二人改本居、貫左京職、また同六年二月高橋朝臣文室麻呂卒、文室麻呂者、左京人、本姓膳臣などあるが如し、

阿倍志斐連は、阿倍氏より分れし事は、云ふまでもなけれど、志斐連の稱、事物によりて賜

本貫大和

へる氏なれば、其本貫詳かならず、氏人も他にみえざるか故に、考ふべき由なし、

杖部造は、和名抄に、伊勢國朝明郡杖部郷(鉢世都加倍)安房國長狹郡丈部郷(波世豆加倍)とみえ、この外下野河内郡美濃不破郡陸奥磐井郡などに郷名あり、此はその氏人の住るより負りし地名なるべし、か、れば、何れその本貫とは定めがたけれど、東國に起りし氏族なりと、おぼしく、史には續日本紀に、相模國足上郡人に、丈部造智積君子尺麻呂みえ、上總人に、丈部大麻呂あり、その它陸奥國磐城郡、また白河郡加美郡標葉郡安積郡信夫郡柴田郡會津郡、また甲斐下總等に、丈部氏あるにて、その分れたりけるさま、推考ふべし、

若櫻部朝臣は、履仲天皇の朝に、三年冬十一月、膳臣余磯が酒を献れる御盞に櫻花の散りけるを見て、物部長眞膽をしてその櫻を求めしめけるに、掖上室山に獲て上りしより、此姓起れりと見ゆれば、本貫は大和と決めても可なるべきか、さて此余磯は佐白米命の子にて、若狹國造になれり、か、れば若狹の國名も、やがて若櫻の下畧なる事、伴信友の説の如くなるべし、和加佐の國を膳臣に賜ひし勅は、上の膳大伴部の下に云るを見て、はやくより其所領地なる事を辨ふべし、神名帳に、大和國城上郡高屋宮倍神社あり、大和志に、若櫻神社側にあり、昔は櫻井谷村の安倍松本山にありとみえ、其安倍山二町許に膳部村ある事、神名帳考證に云り、是によりてこの神社は、阿倍臣、膳臣の祖神なる事をも知らる、

本貫大和

なり、かくて續後紀天長十年十月、安藝國佐伯郡人若櫻部継常などあるは、此氏人にやあらん、

他田廣瀬朝臣の他田は、神名帳に、大和國城上郡他田坐天照御魂神社ある地に起り、廣瀬は同帳廣瀬郡廣瀬坐和加宇加賣命神社とある地是なり、また和泉に、他田氏あり、播磨國風土記に、(印南郡含藝里)難波高津宮御世、私部鳥取等遠祖他田熊千みえ、仁明紀、天長十年、肥後國葦北郡少領他田繼道、東大寺正倉院文書、(大寶二年)御野國山方郡三井田里他田赤人、(天平五年)右京三條三坊計帳に他田東人などあり、これによらば、和泉と三野と肥後に住める族もありしなり、

本貫伊賀

伊賀臣は、伊賀國伊賀郷その本貫なり、故に東大寺正倉院文書に、(伊賀天平二年大税帳)伊賀朝臣果安あり、三代實錄貞觀五年五月伊賀國名張郡節婦伊賀朝臣道虫女貞觀六年八月、伊賀國名張郡人相史生從六位伊賀朝臣春野改本居貫山城國葛野郡とあるは、本貫より山城にうつりしなり、

本貫越前

道公は、高志國造も同祖にて、欽明紀、道膳臣傾於越云々、乃謂越郡司道君曰、云々、天智紀に、越道君などあるにて、道公の高志國に出し事知るべし、さて其道といふは、和名抄に、加賀國石川郡味知郷によれるにや、續日本紀、天平寶字五年二月越前國加賀郡(後に加賀國に